

第百四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十一号

昭和六十一年四月十五日(火曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 野田 毅君

理事 奥田 幹生君 理事 佐藤 信二君

理事 野上 徹君 理事 与謝野 馨君

理事 城地 豊司君 理事 和田 貞夫君

理事 長田 武士君 理事 宮田 早苗君

理事 甘利 明君 理事 尾身 幸次君

奥田 敬和君 加藤 卓二君

梶山 静六君 粕谷 茂君

岸田 文武君 高村 正彦君

椎名 素夫君 辻 英雄君

仲村 正治君 浜田卓二郎君

林 大幹君 原田昇左右君

町村 信孝君 松野 幸泰君

水野 清君 村岡 兼造君

渡辺 秀央君 後藤 茂君

竹内 猛君 中村 重光君

中村 正男君 浜西 鉄雄君

水田 稔君 横江 金夫君

渡辺 嘉藏君 近江巳記夫君

草野 威君 中村 巖君

福岡 康夫君 宮崎 角治君

青山 丘君 横手 文雄君

工藤 晃君 野間 友一君

出席國務大臣

通商産業大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

通商産業大臣官 児玉 幸治君

房長 通商産業大臣官 鎌田 吉郎君

房総務審議官

第一類第九号 商工委員会議録第十一号 昭和六十一年四月十五日

委員の異動

四月十日

辞任

中村 重光君

横江 金夫君

同日

辞任

補欠選任

永井 孝信君

嶋崎 讓君

同日

補欠選任

委員外の出席者

法務省民事局参事官 濱崎 恭生君

厚生省生活衛生局長 横田 勇君

局水道環境部産業廃棄物対策室長 倉田 雅広君

商工委員会調査室長

同日

辞任

奥田 敬和君

加藤 卓二君

高村 正彦君

辻 英雄君

仲村 正治君

林 大幹君

奥野 一雄君

横江 金夫君

横手 文雄君

同日

辞任

阿部 文男君

赤城 宗徳君

天野 光晴君

金丸 信君

河本 敏夫君

中村 靖君

田中 克彦君

馬場 昇君

小沢 貞孝君

同日

辞任

加藤 卓二君

梶山 静六君

岸田 文武君

高村 正彦君

辻 英雄君

仲村 正治君

水野 清君

渡辺 秀央君

横江 金夫君

中村 重光君

同日

辞任

奥田 敬和君

加藤 卓二君

高村 正彦君

辻 英雄君

仲村 正治君

林 大幹君

奥野 一雄君

横江 金夫君

横手 文雄君

同日

辞任

阿部 文男君

赤城 宗徳君

天野 光晴君

金丸 信君

河本 敏夫君

中村 靖君

田中 克彦君

馬場 昇君

小沢 貞孝君

同日

辞任

加藤 卓二君

梶山 静六君

岸田 文武君

高村 正彦君

辻 英雄君

仲村 正治君

水野 清君

渡辺 秀央君

池田 行彦君

糸山英太郎君

白井日出男君

榎本和平君

中村正三郎君

東 力君

村岡 兼造君

山岡 謙蔵君

同日

辞任

加藤 卓二君

梶山 静六君

椎名 素夫君

奥野 一雄君

後藤 茂君

木内 良明君

福岡 康夫君

同日

辞任

浜田卓二郎君

町村 信孝君

村岡 兼造君

竹内 猛君

中村 正男君

中村 巖君

宮崎 角治君

補欠選任

加藤 卓二君

水野 清君

辻 英雄君

梶山 静六君

仲村 正治君

渡辺 秀央君

岸田 文武君

高村 正彦君

補欠選任

町村 信孝君

村岡 兼造君

浜田卓二郎君

中村 正男君

竹内 猛君

宮崎 角治君

中村 巖君

補欠選任

椎名 素夫君

加藤 卓二君

梶山 静六君

後藤 茂君

奥野 一雄君

福岡 康夫君

木内 良明君

本日の会議に付した案件
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出第六〇号)
消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

○野田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水田稔君。

○水田委員 この法案の審議はいよいよ最終日ですが、既に多くの方から質問されており、また、我が党にとつてはこれが最後で、まとめという意味、総括のようなこととお伺いしたいのです。したがって、重複することもあると思いますが、御了承いただきたいと思ひます。

一つは、民間事業者の活力とは一体何かというの、昨年来ずつと言われておるわけですが、何遍聞いてもわからぬわけですね。ですから、民間の持つておる活力というのとは一体何か、なぜこういう法案までつくつてそれを引き出すというようなことをやらなければならぬのか、基本的な考え方についてまずお伺いしたいと思ひます。

〔委員長退席、奥田（幹）委員長代理着席〕

○福川政府委員 確かに、民間の活力とは何かという点はいろいろと見方によつて見解があるうかと存じます。

本来、市場経済体制でございますから、競争原理を通じて、企業がその持つてゐる技術力、経営力、さらにまた従業員一体となつての経営の効率性の追求といったようないろいろな観点でいわゆる経済の発展に寄与していく、こういう広い意味でいえば私企業の競争原理による事業への努力というのが民間の活力ということになるかと思ひます。

そういうようなものをいろいろと、現在財政が大変窮乏しておる中でいかに活用していくかということを考えてみますと、民間の活力をそういうところに、より従来と異なつた分野に発揮させていくということになりますと、一つは、規制緩和によつてその民間の事業の範囲をさらに拡大

させるというのがポイントになると思ひます。さらにまた、公共事業について民間の資金力あるいは経営的な経験を活用するというのも一つあるかと思ひます。またもう一つは、公共事業そのものではないけれども、公共的な事業分野に民間の活力を発現させていく、そういう分野というのがあるのではないだろうかという気がいたします。わけでありまして、さらにもう一つは、国公有地の活用といった問題も議論されておるわけでございますが、国公有地を活用するに当たつて、先ほど申しました民間の能力を使う。こういう四つぐらゐの分野があるかと思ひます。

この法案で考えております特定施設の整備というのは、その意味でいえば三番目の点でございます。して、公共的な事業分野に民間の能力を発揮させていく、そして内需振興に役立てていく、特にここで想定いたしておりますのは、二十一世紀を指して産業基盤を整備していくということでございます。従来であれば地方公共団体がやつたであろうようなものを民間のビジネスとして結びつけていく、そのためにこの呼び水を用意をしていく、こういう趣旨であるかと考えております。

○水田委員 そういふうぐあいに企業が一生懸命やるというのは、何のためにやるのですか。それが基本でしよう。民間活力というのは何によつて起こるのか。民間の基本は一体何ですか。

○福川政府委員 民間の事業、これは一つの経済活動の単位といたしまして、そういった競争、市場機能を通じていわゆる経済の発展を図つていく、これは技術の進歩もあり、設備投資の実施もあり、そういうことで新しいいわゆる経済活動を高度化させていく、こういうことに民間の企業がその能力を発揮させていくということにあると思つております。

○水田委員 やつておることは皆わかつておるわけですが、民間が一生懸命やるというのは、それは利益を上げようと思つたから、それがなかったら、社会奉仕でやれと言つたら個人も、それはボランティアはありますけれども、株式会社でもどの企

業でも、そんなことを主たる目的に定款には書いていないわけですよ。そういう事業をやつて利益を上げる、それが民間の特徴なんです。だから、それを一生懸命やろうという気になることが民間活力ということだろうと思つたのです。

それで、逆に言いますと、国や地方公共団体がやる公共事業というのは、一体目的は何なんでしょうか。民間とは全然違うでしょう。公共事業というのは一体なぜ公共的な役割を担うのか、その点はどうですか。

○福川政府委員 御指摘のように、企業は収益を上げて、それを通じて経済の発展を図るということでございますが、地方公共団体あるいはまた公企業というのは、そういった市場原理ということではなくて、いわゆる国民の生活の安全、充実に図つていくということに本来の目的がござい

ます。またその中には、地方自治法にもございませうけれども、産業の振興ということも地方自治体の業務の中に入つておるわけでございますが、それはむしろ収益ということよりも、そういった広い意味での国民の福祉の増進に役立つということが目的であるかと考えております。

○水田委員 言われておるとおりなんです。ですから、例えばいろいろ書いてありますし、説明もあつたけれども、民間の活力というのは、利益を上げていく、そのためにいろいろな努力をするわけですね、そこに活力があるわけですね。公共事業というのは、国民の福祉や民生の安定のために利益は全く度外視した事業をやるといふことなんです。ですから私は、それをくつつけてやるのが民間活力の活用云々ということとは違ふと思つたのです。

ですから、例えば民間活力ということになれば、二十一世紀を展望しておるわけですね。二十一世紀を展望した場合、日本の産業というのは一体どういうことかといふと、国内だけでの目的向け方ではだめなんです。国際的にそれぞれの産業が生きていくのかどうか、そのためにどうい

うぐあいにするか、あるいは国際分業の中でどういう点に——きのうのレーガン大統領と中曽根総理の話でも、国際経済のそういう伸展の中に日本は努力する。言葉はきれいですが、例えば分業をやる、ですから、日本は開発途上国が追い上げてきておるものである程度はあきらめていくということをお約束しておるわけですね。大変な状態が日本では起るわけですが、そういうことを展望した場合、業種別に見た場合、例えば鉄や自動車や電機というのは、それはもう国際的に競争が十分できる。そういう中で政府が援助をすれば、もちろんよそからクレームがつくわけですね。例を挙げますと、国際競争をするために条件として日本の企業で足かせになつておるものがある。例えば石油の税金が高過ぎる、これは民間活力を阻害しておるのですから、これを解放す。今エネ庁が検討を始めたということですが、ナフサの備蓄義務というのは外国にはない。そんなものをしておいて民間活力、活力と言つたつて始まらぬわけで、国際的に競争できる条件の中で生きていく努力をしない、これが民間活力に大事なことです。

政府の施策の中でいへば、むしろ今民間の手足を縛つておるものを解放することの方が、民間活力と言つて、そういう言葉を使つてこんな法律をつくらぬでも、今やつておる間違つたことを、あるいは足かせになつておるもの、手かせになつておるものを解放することをやればすぐできるわけなんです。その点はいかがですか。私はそういうぐあいに思ふのです。

それからもう一つは、産業構造の中で一つの例を挙げますが、例えば、これは厚生省の所管ですが、医薬品産業というのは大変研究開発費もたくさん要るわけですが、今国際的な比較をしたら、大手の企業でも日本の企業というのは零細企業並みなんです。そして、今日日本で使つておる医薬品というのは、日本の技術が進んでおる、進んでおるといふても、半分は外国からの輸入もしくは外国の子会社がつくつて日本へ供給しておるの

す。これからだんだんだんだんこの状態が続けば、これはもう恐らく全部輸入になるかもしれない。そういうことは構わぬ、そういう産業構造でいいのだということではあるのかどうか。それならば、そういうことは、民間の活力を生かすためにどうやっていくのかという考え方が出てきて初めて民間活力ということが言えるんだと私は思うのです。

その二点についてお伺いしたいと思います。

○福川政府委員 第一点は、民間活力という場合に、いろいろ企業の負担になっている、これを解き放つた方がいいかということ。確かに、税負担というのはいくらも企業の活動に影響を及ぼしている点は御指摘のとおりでございます。現在でも、法人税の企業の負担というのは国際的に見て高いのではないかと御指摘もございします。

今、備蓄に関する石油の負担というのがございしました。この税負担と申しますのは、それぞれの国の財政の状態あるいはまたその負担の目的との対応性での特別な負担というもので考えているわけでございします。それはもちろん、負担が小さい方が企業としてはやりやすいということはございしますけれども、これはいわゆる税負担を求める目的との関係、国全体の負担あるいはまたその目的、財政支出との関係、こういうことで考えていくべきであらうと思ひます。もとより、それは規制が少ないほど企業が活動しやすい、こういうことはありますけれども、しかしまた、その企業の活動にどの程度それが影響があるのかという問題、それと目的との関係でこの辺は考えるべきではないか、かように考えておるわけでございします。

また、第二点の産業構造の問題でございします。これも今医薬品を例に引いてお尋ねでございました。

確かに、産業構造はいろいろな形で、諸外国の諸情勢あるいは日本の経済情勢の変化によって影響を受けて変わってまいります。医薬品が、諸外国の子会社によって日本でもそれが生産をされて

いるというような傾向がございします。私どもも、この産業構造、今お話しのように発展途上国の迫り上げというように考えてみますと、またいわゆる黒字の解消ということを見ますと、国際分業というのは、委員御指摘のようにこれから進めていかなければならない問題ではございしますけれども、しかし一方、日本の発展のためを考えれば、長期的な視点に立つことを考えれば、いわゆる研究開発、技術力というのが先ほど申した経済発展の非常に大きな源泉である、私はかように考えておるわけでございします。こういつた技術力という点は、冒頭にも申し上げましたけれども、私どもは民間活力の一つの重要な源泉である、かように考えておるわけでございします。

○水田委員 局長は日本の産業構造について一番責任を持つべき立場にあるのですが、例えば、非鉄金属とかアルミが今どういう状態にあるのか。日本の産業というのは、基礎素材の品質のいいものが低廉に供給されるという産業構造の中から、自動車や造船あるいは電機といった技術集積型の産業が発展してきたのです。今その基礎素材が全部縮小、そしてそこに働いておる人は職を失って、再就職も困難という状態が続いている。さらに、円高によってそれが大変なことになっておるわけですね。電力料の問題は皆、非鉄金属もアルミも電力料が原料の大半を占めておる。もちろん円高の還元は考えておるようではありますが、本当はそこを、将来に向かってそういう産業をどうするかということである責任が一番あるわけですね。

だから今の答弁で、例えばナフサの備蓄義務でも、どんなにしても日本の産業はこれからの国際社会で生きていかなければならない、国際社会で競争できる条件をつくっていく。これは石油化学であろうと医薬品であろうとあるいは非鉄金属でも、日本で全部国産でやろうということは考える必要はないにしても、どれだけの何のために持つかという基本的な考え方があって初めて、それに対して——では、今の電力料体系がどうなってお

るのか。これは第二次オイルショックで、この前も申し上げましたけれども、電灯料と電力料が大体一対五の差だったのが、電力料がぐっと上がったわけですね。そのために、電力多消費の日本の基礎素材産業は一挙に壊滅的な打撃を受けて、今日その状態にあるわけですね。それはどうするのだらうということも含めて、本当を言えば僕は円高差益の電力料への還元というのでも考えたいと思ふのです。だから、そういうことまで含めて産業政策局なら考えていくべきじゃないか。それは税体系の中で、あるいは資源のない国でいわゆるエネルギーの一端としてのあれを備蓄しなければならぬという通り一遍の答えじゃなくて、今それで調査をしておるわけでしょう、どうするかということは別にして、それはまさに民間活力と云うのなら、手足を縛ったやつを解くことが大事なんです。

国鉄の問題でも、今まであれをやつちやならぬ、これをやつちやならぬと言われてきて、親方の丸でやつてきたと言つて非難されておるけれども、手足を縛つてもうけごとは何もやらせなかつた。公共的な事業だから赤字も辛抱してやらされたわけですね。あれが民間で勝手にやつておつたら、今大変なもうけを上げた企業になつておるでしょうね。ですから、私が今例を挙げた一つ、二つを見ても、それは民間活力を阻害しておるのです。

だから、これはエネ庁おられますか。——備蓄の問題と、それからもう一つは、石油税を上げることを検討しておる。こんななばかげた、この程度の法律を出して、片一方ではまた、石油の税収が減つた。それは従価税ですから減るでしょう。減つたら、それによる事業をどう変えていくかというのを考えた方がいいのを、これだけは確保しよう、そしてこつちから取るのですから、民間活力はまた阻害される、そういうことになるのです。

ですから、ナフサの備蓄の問題と石油税を一体どう考えておるのか。それだったら、民間活力なんかエネ庁などが言う資格はないですよ。その二点

についてエネ庁の方から答えてください。

○島山政府委員 第一点のナフサの備蓄の問題でございします。確かに委員御指摘のように、民間活力を解き放つという観点あるいは国際価格で競争するという観点から申し上げますと、それは備蓄義務撤廃という方が望ましいと思つてございしますが、他方、委員も御質問の中でおつしやいましたように、石油の安定供給という一方の要請もございまして、これは御案内のように石油化学産業のみならず、無論、石油精製業その他についてもそういった石油の安定供給という観点から、企業の活動という点から見るとやや相反する要請ではございしますが、そういう備蓄義務というお願いをいたしているところでございまして、これは国民の将来のエネルギーの安定供給の確保ということからやむを得ない措置ではないかと考えているわけでございします。

また、ナフサについてこれを例外といたしますと、ほかの石油製品についても例外としなくちやいけないという議論が出てくるおそれもありまします。ですから、そういったことから私どもとしては検討は慎重にしておるわけでございします。ただ、委員御指摘のような点もございします。ですから、私どもとして現在、この備蓄義務を廃止するか廃止しないかは一応白紙にいたしました。各石化企業の方からヒアリングを行わせていただいているところでございします。

それから第二点の石油税でございしますが、この間、確かに新聞で石油税を引き上げる方針を決めたとかいような記事が出ておりましたけれども、私どもとして現時点でそういうことを決めたという事実はございしません。

○水田委員 決めたという事実はないという答えの中には、決めてはおらぬけれども検討しておるということとは想像できるわけですね。検討はされておるわけですか。

○島山政府委員 まだ新政策といえますが六十二年度の対策としての作業の中で、石油税の検討をしているということとはございしません。収入が減つ

てきたということについて懸念は持っておりません。けれども、検討はまだ開始いたしておりません。

○水田委員 この法律案では、二十一世紀を見通しての経済社会の発展の基盤づくりというのが一つの目標として挙げられておられるわけですね。もう一つは、こういうことによつて内需拡大ということが言われておられるわけですね。これはどっちへウェイトがかかっているのですか。

○福川政府委員 これは今お話しのように、二十一世紀をにらんで、その新しいタイプの産業インフラを整備していく必要があるという認識でございまして、そういう意味では、そういった長期的な視点に立つた構造的な改革に備えた基盤的な施設の整備ということをおねらつておられるわけでありまして、しかし、当然のことながら内需拡大ということも一つの大きな柱で、現在もこれだけの円高あるいはまた黒字解消ということからいえば内需拡大ということが不可欠でございまして、私どもとしてもいろいろ知恵を出しながら内需拡大に努力をいたしているわけでございまして、こういった内需拡大という点は、私どもとして非常に大きなウェイトを持つてここで考えているわけです。

どつちをねらっているかということでございますが、私どもとしてももちろん、内需拡大は一つの当面の課題、あるいはまた長期、構造的な内需依存型への構造転換ということで重要なことだと考えております。しかし、内需も将来に役立つような内需でなければならぬということでこのような指導をいたしたわけで、どちらかというお尋ねでございますと、このウェイトがどつちが高いということはなかなか申し上げにくいのであります。私どもとしてはそこは両方ねらつておるというところでございまして。

○水田委員 そこで、産業構造の転換の中で、日本のいわゆる最先端の技術というのは、国際水準からいえばまだまだおくれた部分がたくさんあると私は思うのです。日本の中で大手と言われている企業であっても、二十一世紀を展望して国際社会で見たら、アメリカやイギリスやフランスやドイツなどの巨大な企業とその業種ごとで比べて、日本の企業というのは、今、自動車、鉄鋼は別ですけれども、まだまだそれは大手企業と中小企業ぐらゐの差があるわけですね。そこを日本の産業構造の中で、これがどういふぐあいに伸びていくべきであるのかあるいは合併するの、いろいろなありましようけれども、そういう中でも技術力というのは大変大事な問題なんです。そういう点の競争ができる条件をつくるということが二十一世紀を展望した産業構造の見方ではないかなと思うのです。

そのためには、一番要するのの研究開発費なんです。飛行機なんか一番開発費がかかるから、本来言えは国が、よその国はべらぼうに出しておるのに日本は出さぬで共同開発で逃げてしまふようなことをやつたわけですね。研究開発費といふのはこの前も基盤技術の円滑な資金としてもらつて議論もしたわけですが、まさに日本は基礎研究費が足りない、諸外国に比べて非常に少ない。そして、たちまち商品になるような開発研究といふのは相当程度やつておる。ところが、二十一世紀を展望した場合は決定的な差がついてきますね。そういう点では、むしろこういふような第三セクターで本来公共事業がやることを民間も寄つてこいと言つてやるようなことよりも、この部分で将来の産業構造を展望するならば、開発に対して思い切つた施策が必要だと私は思うのです。

もちろん今、増加試験研究費の税額控除制度とかあるいは開発研究用減価償却資産の耐用年数の特例とかありますけれども、それから六十年代からは、バイオ、エレクトロニクスなどの基盤技術研究開発促進税制、あるいは中小企業に対しては基盤強化税制というふうなものも創設されていまして、新しいこれからの日本の二十一世紀の産業構造といふのは、ちよつと研究開発、例えば何千万かかければというふうなことではないと思うのです。まさに民間が一番やりたいのは、一つのプロジェクトで何十億とかあるいは何百億とかいふのをやらなければ、国際的に太刀打ちので

きる産業としては発展しないと思うのです。そういう点では、こういうものでは極めて足りない。むしろそういう点で、プロフィットに乗るような性格とは違ひますけれども思い切つた施策をとるべきではないか、私はそういうぐあいに思うのです。そういう点をほつたらかしておいて民間活力、民間活力、二十一世紀展望と言ふのは、ちよつと看板だけ大きいけれども中身を見たら本当にちやちやなものだ、そういう感じがして仕方がないのです。基本的にはそこらに問題がありはしないか、どういふぐあいな問題認識を持つておられるのかということをお伺いしたいと思うのです。

○福川政府委員 ただいま水田委員が御指摘になられましたように、技術研究開発、特にその部分でも基礎研究の充実という点が今後の日本のためであるといふ点については、私どもも同じ認識を持つていた次第でございまして、

確かに企業に關しましては、今引用なさいましたように、六十年代から基盤技術研究開発促進税制といふようなものも発足をいたしました、また増加試験研究費の税額控除制度も、企業としてはこれを活用しながら徐々に研究に力を入れるようになってまいりました。ただ、今御指摘のように、国の負担する割合といふのが諸外国に比べるとまだ研究開発費は低くおつてありまして、これはまた基礎部門といふことになってまいりまして、民間ではなかなか負担しにくい性質のものがございまして、私どもとしても大変財政が厳しい折柄では、精いっぱい努力をいたしておりますけれども、今のところは、研究費のウェイトは諸外国に比べると日本は民間企業に依存せざるを得ないという面がございまして。

したがって、この民間企業も、これは先ほどお話をいたしましたように収益をねらうわけでありまして、ただ学術的な研究といふのはなかなかしにくい。基礎研究でも目的基礎研究あるいは応用研究、こういうところにだんだんと力を振り向け

て、従来開発研究中心であつたものを順々にそういった基礎研究の方向に誘導していこうということとで今の税制があり、また昨年御審議をいただきました基盤技術研究促進センターの設立等の一連の施策があつたわけでございまして、私どもとしてもいわゆる基礎研究、特に最近三大技術革新分野と言われているバイオテクノロジー、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー、こういった分野の研究は学術的な研究から基礎研究、目的基礎研究、応用研究、開発研究、いろいろなところで努力をしていくべき問題があるといふふうに考えております。したがって、これはなかなか限界がございまして、まさに国も努力をしなければならぬし、また民間の能力をそちらに振り向けていく誘導策、これも非常に重要だと考えております。

もう一つの最近の特色は、いわゆる技術の融合と申しましようか、異分野の技術が相互に刺激し合つて新しい研究成果が生まれてくるという分野がございまして。最近テクノロジーといふような動きもございまして、こういった生産活動を続けていく、技術革新が日進月歩であるわけでございまして、それから十分生産体制を整えていくといひますと、そういった研究といふことをあわせ進めていかなければなりませんし、また異業種の、異分野の研究交流あるいは共同研究ということとがこれまた大きな成果を出すわけでございまして、そういう意味で、こういうような基盤施設といふことを考えたのは今のような趣旨であるわけでありまして。もとより委員御指摘のように、本當の基礎的な研究あるいは学術的な分野、学理的な分野からまさに基礎研究まで含めてございまして、今後二十一世紀をにらめばそれはまた一つ重要な政策課題であると認識しております。

○水田委員 言葉だけ聞いていますと、いろいろ考えなければいけぬというふうなことはあるのですが、実際には何もできぬのです。というのは、実際に企業が相当程度の研究開発をやつていこうとしたら、一つやつたら必ず成功するものじゃない

て、従来開発研究中心であつたものを順々にそういった基礎研究の方向に誘導していこうということとで今の税制があり、また昨年御審議をいただきました基盤技術研究促進センターの設立等の一連の施策があつたわけでございまして、私どもとしてもいわゆる基礎研究、特に最近三大技術革新分野と言われているバイオテクノロジー、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー、こういった分野の研究は学術的な研究から基礎研究、目的基礎研究、応用研究、開発研究、いろいろなところで努力をしていくべき問題があるといふふうに考えております。したがって、これはなかなか限界がございまして、まさに国も努力をしなければならぬし、また民間の能力をそちらに振り向けていく誘導策、これも非常に重要だと考えております。

いのです。五十億かけて失敗し、五十億かけて失敗する、その金をどうやって出すか。この程度の税の控除ではある程度いつた行き詰まるわけです。やりたくてもやれない。それがやれるようにすれば、もつと研究開発ということと二十一世紀を展望した国際社会で競争できる技術を開発できるだろう。それは今ないのであるのです。

ないでしょう。もうけを上げるところ以外はやりたくてもやれないという状態なんです。だから、そういう思い切ったことを考えなければ、今のいわゆる研究開発に対する税制ぐらいいは、とてもじゃないが二十一世紀を展望した研究開発を民間が一生懸命やろうということにはならぬ。生き残るためには必死でやっておりますけれども、どこかにしわ寄せがいくわけですね。ですから、不況になったときに日本の民間企業が一番悪いところは、一番どこを削るかといった研究開発費なんです。そのために大変な企業間の競争の差がついてくる。それは日本の企業全体でいえば、国際社会で競争力がだんだん落ちていくことになるわけですね。

これ以上聞いてもいい返事は出ぬと思いが、そういう問題意識を持っておられるなら、通産省としては大蔵に、日本の産業構造を考えるなら思い切った大胆なことをやらなければ国際社会で日本はじり貧になっていくと主張してもらいたいと要望して、私は終わりたいと思います。

そこで、内需拡大も大きなウエートを持つておる、こうお考えのようですが、それじゃこの法律が成立して初年度、ことしの程度の内需拡大に寄与するの、そういう計算はされていますか。

○福川政府委員 一応私も四省庁でこの共同作業をいたしておりますが、現在ございますプロジェクトの総額は大体一兆四千億程度でございますが、初年度では大体三百七十億ぐらいの計画でございます。これはただ、まだ必ずしもきつちりとしたプロジェクトの集計ではございません。現段階で申しますとその程度のものでございます。

○水田委員 大上段に振りがおつて内需拡大、内

需拡大と言えようような規模のものではないと私は思うのです。

これは大臣に伺いたいのですが、内需拡大については通産大臣の所管ではないですけれども、国務大臣として内需拡大でいえば、例えば円高による下請の単価の切り下げなんかはマイナスに働くわけですね。現実にはそれは起こっております。あるいはまた、週休二日をやれば三兆円から三兆五千億円のいわゆる内需拡大ができるという計算もあるわけですね。これは労働省がもちろん所管ではありますけれども、やはり企業との関係が一番深いのは通産省ですから、内需拡大という面からいえばやれるところはやってくれというようなことは言ってもいいと思うのです。私はずっと調べてみて、いろいろな統計数字がありますけれども、一部上場の日本のいわゆる大手と言われる、資本金が三百億、五百億あるいは一千億というところでも、完全な週休制はやっていないわけですね。ですからそういう点については、これは所管事項ではないですけれども、内需拡大ということを通産省で考えた場合、そういうことをやろうと思えば要請ができないことはないわけですね。そのことの方が、初年度で三百七十億よりよほど、中小はまだまだ無理にしても、大手でやっていないところは役立つと思うのです。その点はやはりやるべきではないか、所管事項じゃないけれども、その点について、これは大臣にお伺いしたいのです。

○渡辺国務大臣 全くそのとおりでありまして、我々は、機会あるごとに週休二日制をとれるところはとってくださいということをおっしゃるわけですね。しかし、これは私が前面でそんなことを言い出したらまたごたごたのものでございまして、それは個別的に常にそういうことは言っております。

○水田委員 ぜひそのようにお願いしたいと思うのです。

そこで、具体的なことに入りますが、この前の答弁で、この法律に基づいて四十カ所ぐらいということも言われておりましたが、手を挙げておる

のは大体六十カ所ぐらいで、そのうちまあ熟度がある程度熟しておるといのが二十八カ所ぐらい、こういうぐあいに聞いておるわけですね。これは法律は十年ということになっておりますが、大体今手を挙げておるところが、これは新産都とかあるいはテクノポリスといったものと違つて一斉に地域指定するのじゃないわけですが、今熟度が熟しておる地域ぐらいいでも結構なんです、大体完成をどういう程度のところまで予測しておるか、その点をお伺いしたいと思います。

○福川政府委員 今御指摘がございましたように、当面、私どもの方の所管するプロジェクトでは、比較的热度が高いので二十八プロジェクトぐらいがございます。恐らくこれを比較的早く着手していくであろうと思われまして、ハイテク関係と申しましうか、研究開発関係でいえば、例えば仙台の二十一世紀プラザとか、かながわサイエンス・パークとか、久留米テクノ・リサーチ・パークとか、あるいは熊本のプロジェクトとか大分のプロジェクトあたりが比較的早く進むのかというところを感じております。また国際交流関係の施設では、幕張のプロジェクトあるいは横浜のプロジェクト、こんなあたりが比較的早く進むのではないかと思っております。

完成するまでの所要期間というのは、規模によりましていろいろ差がございまして、二、三年のものから数年あるいは十年ぐらいいのものがございまして、初年度は今お話し申し上げましたように三百七十億程度のものでございまして、私どもとしては、これはさらに六十二、六十三年度に向かひまして、それぞれ地方公共団体あるいは地元経済界の要望が具体化してまいりますれば、徐々にこの規模は拡大をいたしていく、かように考えております。

○水田委員 そうすると、この法律が成立すると直ちにかかるところ、例えば今お話のあつたところぐらいいは初年度から取りかかるといふことですか。

○福川政府委員 御説のとおりでございます。

○水田委員 それから、この法律の中に「特定施設の整備の事業を行おうとする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)」というわけですが、これを読む限りでは、いわゆる民間企業もこういう事業を申請できる資格があるのじゃないか、そういうぐあいに思ふわけですが、これはどういう仕組みで、例えば第三セクターであるとか民間の法人であるとかそれは構わぬ、こういうぐあいに理解してよろしいですか。

○福川政府委員 この整備計画の認定の申請についてでございますが、この法律に関しては特段の限定は設けておりません。したがって、民間活力を活用することによりまして特定施設の整備を促進しようとする場合、いわゆる既存の民間企業あるいは官民の共同出資の第三セクター、民間の共同出資の新社、公益法人、これを含めてこの法律においては特段の限定は設けておりません。

ただ、税制上の恩典は、これは租税特別措置の方でございますが、これに関しましては、こういうプロジェクトの整備が地方の経済の活性化というところで地元の経済の動向に非常に関係をするところでございます。また、そういう観点から地方が一体となつて行うという意味で、税の適用ということに関しましては、中核的な部分については地方公共団体が参画している第三セクターが参加している、こういうことの要件を考えておりますが、この法律の認定申請そのものについては、特に限定を設けずに申請できる形になっております。

○水田委員 ここで考えておるの、いわば公共的な施設、それで民間の金も使つてやるといふことだろうと思うのです。あるいは民間独自でもやれるということになれば、民間というのは先ほど申し上げましたように、活力の源泉は利益を上げようというところなんです。公共的な役割というの、そういう損得は度外視して地域の住民に対するサービスということになるわけですね。

そうすると、できたけれども、もうけを中心

算すれば大変高いものになつても、それは民間です。から利用料を高くしても仕方がない、そういうことで、むしろ利用者ができたものに対して負担増をさせられるという心配はないのか。あるいは、そういうことが起こらないように歯どめをするたためにはどういうことが、法律にはそんなことは書いてないわけですから、どういうことをやられるのか。その点をお伺いしたいと思います。

○福川政府委員　御指摘のように、従来地方公共団体がやっておったようなことをだんだんと民間の事業として定着させていこうということをねらうておるわけでございますが、では、営利会社がつて整備の主体となつた場合に、特定施設の利用者へえらひべらばうな金を負担をさせることになる懸念はないかということでございます。先ほど申しましたように、税の恩典ということからいきます

○水田委員 そうすると、認定のときに利用料も考えるということになれば、利用料についてはそれから後ずつと認可という考え方がそこにあるわけですか。

それからもう一つは、今の答弁の中で重要なこ

となんですが、これからできるだけ民間に皆つとこういうものもやつてもらふのだということを言われたのですが、それは公共団体としてはそれを放棄していけという基本的な考え方を政府はお持ちということですか。

○福川政府委員 私どもとしては、特に利用料を認可制にするというようなことを考えているわけではございません。先ほど申しましたように、第三セクターという形でこれが参画していることが多いと考えられますので、またそういったことを通じて利用料が適正に運営されていくというようなことで、特にここで認可制ということを考えているわけではございません。ただ、認定する場合に適正な運営が期される、このことを前提にして施設の整備を図っていかう、かように考えております。

また、地方公共団体の業務そのものを将来にわたってどうしようということではございませんで、こういった新しい事業分野というようなものを民間の活力を活用しながらやっていく、こういう可能性のあるものについて今回この呼び水的な助成措置を講ずるということを考えていただくと思います。地方公共団体はそういった特別の分野の仕事をもう放棄しろということを考えているわけではございませんで、民間事業をうまく活用しながらやっていけるような分野については、こういった仕組みをつくることによってその整備の促進を図りたいというところでございます。

○水田委員 そうすると、認可ではないけれども、税金を使つてやる仕事で、その中で法人がやるのだから、後々については何のあれもないけれども、行政指導か何かというお考えでおるわけですか。

○福川政府委員 私どもといたしましては、これが例えば非常に高い料金を設定すれば余り利用されないということになりますし、また地方公共団体も第三セクターという格好で運営に関与するということもございます。したがって、料金の設定というのはその利用率にもいろいろ影響してくる

ので、そういう不当に高い料金を設定するという
ことではなかなか利用が進まないということにな
りますので、そういうことは余りないのじやない
かと考えておりますが、仮に認定後何か不当に高
いということの問題が生ずる場合には、私どもと
しては特に法律上の規定は設けておりませんし、
恐らくそういうことはないと思っておりますが、
万が一あればそのときは、例えば私どもとしても
適正なあり方あるいは意見等を事業者に申し入れ
ることはあろうかと思います。

○水田委員 第三セクターの場合は私はいいと思うのです、地方自治体が何らかの形で関与するわけですからね。それにぶら下がるか、あるいは民間企業が直にやる場合には全く文句は言えないわけですから。一方で開発その他について建設費その他の援助という言葉はどうかわかりませんが、そういう金もつぎ込んだ中で非常にいい場所を使えるわけですし、そういう点では税金を使うと同じことです。それから、せめて料金の決め方の仕組みといえますか基準ぐらいは最初の計画を認定する場合、指針の中で明確にしておく方がそういう心配はなくなるのではないかと、こういうふうに思うのですが、いかがですか。

○福川政府委員 これはいろいろなケースがございますので、指針の中で明確にこういう決め方あるいは算定方式というわけにはなかなかいかない、難しい問題があるかと思いますが、先ほど申しましたように、少なくとも料金を適正に設定するという方向はもちろんこの中には打ち出したいと考えております。

○水田委員 次に、何か新しいあれで開発をやろうという、そのけそのけお馬が通るということでもいくわけです。これは直接これとは関係ないですけれども、例えば逗子の住宅の問題でも三宅島の飛行場でも、まさに我々から見ておると、とにかく散らしてでもやらなければいかぬ、こういうやり方をする。それほどの大きなものじゃないにしても、これは地方自治体がわあつと言ってきておるというのは、余り大きな目玉がないも

のですからこれといこうとなる。そうすると、そこらにある一つは環境問題、一つは文化財、中には埋蔵文化財もあると思うのです。そういうものについては、えてしてとにかく横に置いておいて、それよりもこっちが重要なんだ、こういうやり方をやりがちなんです。これを読んでみますと、三条の二の基本指針の五に「環境の保全その他の特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項」、こういう項目が一項目だけあるわけです。これは具体的には一体どういうことを言っておるのか。それからもう一つは、この場合大規模もあるものかもしれませんが、環境庁とかかわり合いというのは法律上は全く出てこないわけですが、一体どういうぐあいになっておるのか伺いたいと思います。

○福川政府委員 今お話しのように、法第三条第二項第五号で「環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項」ということを基本指針の中に入れることにいたしております。この特定施設のもものは、確かにある程度規模の大きいものもあるかと思ひます。また、基盤整備事業とあわせて行われるような場合には、地域の自然的環境、社会的な環境、今御指摘になられたようなそういった諸環境等に影響を及ぼすことが当然あるうかというふうに思ふわけであります。そういうことになりますと、この地域の環境との調和ということとはやはり重要に考えていかなければなりませんし、今委員がおっしゃいますように、一つのことに入るとほかのことを全部忘れてそれに猛進するということであつてはいかぬわけであります。そういう意味でここでこういう条項が入つたわけでございます。そういう中では、もちろん施設の種類とか立地条件とか規模の大小とか、また都市開発事業との関係とかいろいろございます。一概には言いにくいわけですが、今お話しのように、例えば自然環境の問題、周辺の交通混雑との関係とかあるいは緑化との関係とか、こういったあたりのことがこの中に織り込まれることにならうかと思つております。

環境庁との関係については、私どもとしてもこの第三条の第四項の中で関係行政機関の長と協議をするということになっておりますので、基本指針を定めます場合には、環境庁とも相談をいたしましてこの点決めてまいりたいと考えております。

○水田委員 そうすると、法律には全く書いてない、環境庁とかかわりは書いてないですね。これは、ないけれどもやるといふことですか。それとも、例えば開発すればこれは建設省所管になるかもしれない、そういう中で環境庁との法的なかわり合い、その部分でやられるのかどうか。それから、もう一つは埋蔵文化財の問題を申し上げたのですが、そこあたりも一体どういうぐあいになるのか、答弁漏れですからひとつ答えたいと思います。

○福川政府委員 ただいまの点でございますが、これはいろいろ特定施設の種類のことにこの基本指針は定められるわけでございますが、それに応じまして、関係行政機関がございますればこの第三条第四項で協議をするということになります。したがって、環境の問題とかかわり合いますような特定施設、これはほとんどだと思っておりますが、その場合は環境庁にこの関係行政機関の一つとして協議をいたすつもりでおります。

今また埋蔵文化財の問題がございました。この点についても、この整備計画、特定施設の整備というところの中でかわり合いがございます場合には、この同じ関係行政機関の一環といたしまして、その所管省庁とも協議をいたすつもりでおります。

○水田委員 開発の場合、これから割に多いのですが、文化財が遺跡地図に載っておりところもあるし、載ってなくてやりかけたら出てくる、工事ストップというようなこともあるのです。ですから、そういう点からいえば、環境の問題についてこれだけの項目を入れるのなら、やはり埋蔵文化財というのは環境と同じウエートがあるものだと思うのです。ですから、それは入れるべきではないですか。

ないですか。

○福川政府委員 今御指摘の点でございますが、「環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項」ということでございます。具体的な実施段階になりまして、特定施設等がその埋蔵文化財との関係でどういうかわり合いが出てくるのか、私どもとしては今のところそういう正確な情報を持っておりませんが、実際実施段階において埋蔵文化財のかかわりが出てまいります場合には、私どもとしても、その辺非常に重要な問題でありますので、関係省庁と十分相談をさせていただきますつもりでおります。

○水田委員 一たん出した法律を、そう簡単にそこが抜けておつたから入れるということは答えにくいのでしようけれども、せめて例えば基本指針の中に入れる、これはこの法律直接じゃないです。それから、これからの実際の運営の中でやれるわけですから、そういうことぐらいは今の答弁からいえば、やられる気があるのなら、基本指針の中でそういう点も明確にしておきたいという答弁があつてしかるべきではないかと思うのです。いかがですか。

○福川政府委員 なお今後よく精査いたしますが、もし必要があれば「特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項」ということの中で触れることに考えてみたいと思います。

○水田委員 ぜひそう願いたいと思います。そこで、もう最後になります。大臣、ずっと私はこの法律そのものよりも、この法律の中で大上段に振りかぶられておる問題ですね。一つは、二十一世紀を展望しての日本の産業構造、その基盤という点では、こんなちやちやなものではどうにもならぬというふうには私は申し上げた。私は今でもそう思います。それを何とかしなければならぬと思うのです。それから内需拡大については、それはもう予算委員会でも通論議された。そのことが金がないからというところでできてないわけですが、しかし本間に民間が知恵を出し合い、そしてやれるような条件をつくれれば、企業活動が活発

になればこれは税収が上がるわけですから、抑えて抑えてやってきておる今のやり方がむしろ民間の手足を縛つておる。そういうようなこと、細かいことはいいですが、そういうことがむしろ日本のこれから将来に向かっての将来展望を暗くしておるというぐあいに私は思うのです。ですから、そういう基本的なことについて、一番産業について責任を持つておる通産大臣としての所見を私は伺いたいと思うのです。

○渡辺国務大臣 内需を拡大するとか景気をよくするとかいうことは、簡単なようだけれども、これは世界じゅうどの国も非常に難しいのです。やさしいければ失業者を出している国はあります。難しい。世界の経済はつながっています。その中で与えられている手は、一つは公共事業をやるとかという話があるのです。これも実際は借金の利息が社会保障費を上回つちやっています。ということ、国債増発というのには非常に慎重になつてしまつていくという事実。その次は減税です。財源の問題が、他に身がわり財源をだれも出さずとせませんから、これも壁にぶつかつちやつています。これはひとつ身がわり財源を出すという腹さ決まれば突破口はあるのです。これがまだできないでいる。第三番目、これは金融です。金融を緩和する。これは現在超緩和になつています。そうして金利です。金利はどんどん下げ続けて、あと〇・五下げるかどうかという話だけが残つています。

そういうことをいろいろやっておると、減税の問題とか政府の関与できるものというのはおのずから決まつていて、残されたのは今言つた規制緩和、これは行革との絡みもこれあり、国公有地の利用の仕方というふうなものもありまして、大幅に規制緩和をやつていく。それは宅地の線引きの問題それから建ぺい率の問題等、しかしこれは法律事項その他がありますし、大体条例でやつていくところが多い。政府の自由になかなかならぬ。東京で十五階建てのビルを取り壊して新しく建てようとしたら、何かそれよりも低い九階しか

建てられない。政府は建てたい、東京都は建てさせない、こういう問題に突き当たつておるわけですね。だから、そういう問題を政府と地方とがもつとを考え一緒にするようにしていかなければならぬ。それには、ともかく二カ月、三カ月ではできないです。これは、だけれども、御趣旨はよくわかりますので、我々も与えられた条件の中で内需の拡大が極力もつと広まっていくなか、今後努力をしていきたいと思つております。

○水田委員 二十一世紀を展望する産業構造についてお答えいただきたいと思つておる。○渡辺国務大臣 これも話せば長いことになつちやいますから。私は、そのパンフレットに書いてあることが大体いいと思つておる。それは、バックデータその他をつけたらもっと厚くすれば何が能じやないのですから。厚くしても読まなければ何にもならないので、国会議員が読む程度にまとめたということで、大体よくまとまつておるのじやないか。またもちろん、これは足りない点もたくさんあるかと思つておる。それらについては補充をして今後やっていきたい、そう思つておる。別にその中身について解説する必要はなからうと思つておる。

○水田委員 大臣の話聞いていますと、厳しい。このくらしいことしかないと。厳しい。それは場合によつたら私どもが引き受けてやつてもいいなというふうな気がするような御答弁なんです。これ以上のことをお願いせんが、そういう中でも、やはり日本が将来に向つて国際社会の中で今の経済を維持していくためには、大きなところで手を触れられるところは触れるという検討はやはりしていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思つておる。

それからこれは最後ですが、これは大臣の方がいいと思つておる。その前も中小企業の転換の問題でやりました。アメリカから大変なクレームが来しました。特定石油の輸入の問題についてもアメリカから相当な意見が我が国に言われておる。何かこういう産業政策について法律を出せば、例

えはいわゆるICの回線保護法をやったときに、アメリカの方から私のところへ、こういう点は問題だとわざわざ来たのがおりますね。ですから、この法律もそういう点では、またそういうことを言われる心配もあるのではないかと気がするのです。私は先ほど来申し上げましたように、この程度のことで本当にこんな麗々しく二十一世紀展望あるいは内閣拡大、そして民間事業者の能力活用というのにはよとおこがましい気がするので、そんなばかりしい話はないという気がするのですが、そういう点は心配はないのですか。それを最後に伺いして、質問を終わりたいと思います。

○渡辺国務大臣 心配はないと思います。仮に言ってみたらどうということはありませんから、こちらはこちらの考えでやるだけのことです。

○水田委員 私もその点については同感で、余りにも勝手過ぎる。自分のところでもうやっておることを日本がやればいからぬ、こういう話がありますので、そういう点ではきちっとした主権国家ですから、そういう立場での対応をお願いいたしまして、若干時間が余りましたが質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○奥田幹委員 長代理 長田武士君。

○長田委員 ただいま審議が行われております民法法案、すなわち民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案につきましては、二十一世紀に向けて我が国産業、経済の活力ある発展や、どう経済力を強めていくか、そして貿易摩擦を解消していくか、そのためには内需振興はどうあるべきか、こういう点に大きな力点を置かなくてはならない、そのように私たちは考えるわけであります。

そこで、きのうもキャンプ・デービッドで第二回目の首脳会談が行われました。これについては、中曽根総理は日本の歴史的な経済転換を図るという強い決意を示されております。そうして、輸出経済だけでなく内需の拡大振興によって製品の輸入の拡大を図る、こういうような歴史的

な経済転換を図るということを何回となく主張いたしておるわけであります。今まで、とかく貿易摩擦の問題が起きますと、アメリカの高金利はどうもいかぬとか、アメリカは輸出的な努力を日本に對してやらないとかいうことを私たちは言いましたけれども、また政府もそう言っておりまして、けれども、どうも日本の貿易に対する考え方が誤っていたんではないかという反省の色も中曽根総理はちよっとあるのじゃないかという感じがするのですが、通産大臣、記者会見の内容について率直な評価をいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 実は、私も記者会見の内容をまだ詳しく読んでいないのです。読んでいないので批評はできませんが、総理としては、日米の友好関係を保持していかなければならぬ、それから日本は保護貿易に陥ってはならない。そのためには、日本は輸出をしなれば繁栄できない国ですから、要するに輸出に見合った輸入をする、そのためには内需拡大というようにすることもあわせて輸出の伸びは多少国内に振り向ける、輸入をふやす、そういう基本的な方針で語られたものと考へます。したがって、もう一つは約四割の実質成長を目指しているわけですから、その見通しが狂わないように最大の努力をするということであると存じます。

○長田委員 私は、貿易摩擦は、前川委員会の報告によりまして八百億ドルくらいインバランスが出ると言われておりますが、そうなりまして、日本の対応といたしましてはもはや言葉だけではどうにもならぬ、あるいは個別的な個々の問題の対応だけではちよっと対応できないのではないかと感じがいたしております。そういう意味で、今後アメリカ政府は相当具体的に、この問題はどうか、この問題はどうかというふうな必ず個別問題で来るのじゃないかという感じが私はするので、すけれども、通産大臣、どうでしょう。

○渡辺国務大臣 現にきておりますし、今後もし出さないと保証はありませぬ。

○長田委員 それでは、法案の中身に入りたいと思ひます。

この法案の第一条の「目的」でありますけれども、「この法律は、最近における経済的環境の変化に對処して、経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するための措置を講ずることにより、国民経済及び地域社会の健全な発展を図り、あわせて国際経済交流等の促進に寄与することを目的とする。」ここにうたわれておるわけであります。ここにありますとおり、民間活力の導入、活用につきましては私も大要期待しております。一方では実際にどう実が上がるか、そういう心配もいたしておるわけであります。

今回の民法法案は、通産、郵政、建設、運輸の四省が個別に検討されて、それぞれ実施の計画を立てておったわけでありまして、そういう経緯がございまして、四つの法案を一本化したという経過がございまして、聞くところによりますと、この一本化の調整作業が難航したものでありますけれども、どうも難航した状況がそのまま法案の姿にあらわれてきておる、そういうふうには私が見ております。

例えば、本案の対象となります特定施設については六種類挙げておるわけでありまして、一番目の工業技術の研究開発及び企業化の基盤施設と二番目の電気通信事業等の技術の開放型研究施設は、通産省、郵政省と所管省庁は違ふのでありますけれども、ともに開放型の研究施設でありまして、内容的には一つにまとまるものではないか、このように考えております。また、三番目の情報化基盤施設と四番目の電気通信高度化基盤施設についても同様のことが言えるのではないかと思っております。こうしたことは、今後事業の運営上問題が生じないように、特段の配慮が必要であらうというふうに私は考えております。

なお、一部に言われておりますように、四省間の権限争いが事業の足を引っ張るようなことがないように厳重に注意していただきたい、このように私は考えておるわけでありまして、この点について通産大臣は何かがお考えでしょうか。

○福川政府委員 四省庁の間でいろいろ調整するに難航したのではないかといいことでございまして、それは確かに省庁間の調整でございまして、何も問題なくすつといたつたというわけではございませんが、私も、いろいろ関係省庁の間で話をし、お互いに譲り合つて、何が一番合理的かということを探り合つた結果があの法案に集約されたわけでございまして。そういう意味で、私も、借越かとは存じますが、いろいろこの折衝の過程で、関係省庁間の意思疎通を図る環境が醸成されてきたというふうに考えております。

今御指摘の第一号施設と第二号施設は権限折衝の名残ではないかといふことでございまして、この点に關しましては、特に第一号施設と第二号施設との間で、どっちがやる、どっちがやらないというような取り合ひはございませぬでした。第一号施設は、工業技術の研究開発とその企業化、これはベンチャービジネスのインキュベーションシステムというふうなことになると思いますが、地域の頭脳拠点を形成してそれをうまく企業化していく、こういうところには産業構造の高度化をねらつたわけであります。二号の方は、郵政省の方の御所管ではございまして、電気通信業の研究開発自体をするということで、主として関西地区にありまして電気通信基礎技術研究所を念頭に置いた御施策でございまして、特に第一号施設と第二号施設との間で権限折衝の名残といふことはございませぬでした。

また、御指摘の三号施設と四号施設の關係でございまして、これも一応仕切りができておるわけで、第三号の方は、情報処理センター等の情報処理の事業の業務を行うことを中心に置き、また第四号の方は、具体的にはCATVの放送センターとか通信処理中継センターといった電気通信業あるいは放送業の業務を行う、こういうことでございまして、それぞれの省庁の所管に即しまして、また一

方、委員も御指摘になられましたように、各省庁の間で権限がごたごたして民間に迷惑がかかってはいかぬ、そういう思想は私どもの中にも強くございまして、今申し上げましたように一つの法律にまとめ上げたということでございます。

御指摘のように、一本化はされたけれども四省庁で足を引っ張り合つて民間事業者が困る、こういうことがあつてはならぬというのは、まさに私どももそれを肝に銘じて運用に当たつるつもりであります。

○長田委員 どうかその点、十分注意をしてお願いしたいと思つております。

ところで、大臣も聞いておられるとは思いますが、我が国の経常収支、貿易収支の黒字体質はもはや危機的状況にある、したがつて従来の経済政策や国民生活を歴史的に転換をさせて、国際的に調和のとれた国際協調型の経済構造へ変えていかなくてはならない、そうしないと我が国の生きる道はない、こういう考え方を持っておりますのが結構、つまり前川委員会の主な主張でございます。OECDの先ごろの発表によりますと、六十一年度の我が国の経常収支の黒字は、先ほどちょっと私は触れましたけれども、大体八百億ドルぐらゐになるだろう、このように言われております。円高にはなつたものの、Jカーブ効果と原油の値下りの影響が大きいせいだと思いますけれども、まさに前川委員会の基本認識どおり、困難的状況と言つてもいいのじゃないかと私は思います。

そこで、前川委員会の提言は、まず第一に、内需を拡大せよ、そして民間活力の活用については、規制緩和の推進と呼び水的な効果としての財政上のインセンティブが必要である、このように言つておるわけであります。今審議を進めております法律案は、まさにこの線に沿つた内容のものであらうと考えます。前川委員会の提言の第二は、産業構造の転換をうたつておられて、そのために技術開発、社会及び経済の情報化及びシステム化等を促進する必要がある、このようにうた

つておるわけであります。本案はその線にも沿つておるといふふうに私は考えております。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、一般に公共的分野への民間の参加、これには収益性が非常に乏しいということ、収益が生じるまでにはリードタイムが非常に長いかかる、そういう隘路が實際ございまして、この法案が成立した場合、民間が期待どおりにその活力を発揮して、各プロジェクトが期待どおりにでき上がつていくのかどうか、ここいらが問題だなどという感じが私はいたしてあります。特別償却その他の税制上の優遇、そういう措置とか資金の確保、さらには債務保証などいろいろ措置が講じられておるわけでありますけれども、この事業自体収益性に乏しい点では、こういう点が出てくるであらうという感じがいたしてあります。こういう点についてはどうお考えでしょうか。

○渡辺国務大臣 これは結論から言えば、的確なことはやつてみなければわからないということなんです。しかし、今いろいろな要望を聞いたりなんかする限りにおいては、これだけの手だてをやれば、支援をすれば、かなりの進捗率で事が運ぶのではないかと。もちろん時間の問題もございしますが、まずは法案を成立させていただいて、その法案に書いてあるようなことを実行に移していきたい、そう思つております。

○長田委員 今回の民法法案は、その目的について私は今申し上げましたけれども、二十一世紀を目標として我が国の経済社会基盤を充実させようという点に大きなねらいがあるわけであります。ところが、法案全体を見てまいりますと、気がかりなことがございまして、それはどういうことかといひますと、対象事業が、産業の基盤整備と先端技術などの開発や振興策に集中しているということでありまして、

確かに、こうした点も重要であらうといふふうには私は考えます。考えますけれども、一方においては、高齢化社会を迎えての老人福祉、社会福祉、そのような福利施設の整備などが、欧米諸国に比

べて日本は極度におくれております。そのため、私は、こういう民間活力を利用した我が国のそういう施設の対応、建設、開発というものがこういうプロジェクトで行われればもつともつと大きな成果が上がるのではないかと、そういうふうな考えますが、その点いかがでしょうか。

○福川政府委員 実は私どもも、こういう構想を考えますときに、昨年の夏あるいは秋、予算要求を出します過程で、今御指摘のような点も検討の組上りのせてやつてみました。確かに、御指摘のような問題、社会的な環境の変化の中で、高齢化あるいはまた自由時間の充実というような意味で幾つかの施設を整備していかなければならないという点は、私どもも御指摘のとおりだと思つてございまして、

（奥田（幹）委員長代理退席、委員長着席）私どももいろいろ研究をいたして見ましたが、例えば高齢者の福祉施設ということをとつてみますと、年金福祉事業団の融資制度があつて、従来からそのような支援措置が講じられておりました。六十一年度においても、それについても所要の強化が図られておるやうに伺つておりますし、また一方余暇施設等につきましても、これも民間企業が会員制等によりましてかなり整備が進んでいて、こういうことで、一応これは民間の事業としてある程度定着しつつあるのではないかと。このこと、今回の予算、税制上の措置あるいはこの法律の措置の対象にははなかつたわけでござい

ます。私どもとしては、ここに六つの施設を掲げてありますが、まず一番重要なもの、しかもまた、従来民間事業として必ずしも定着してないようなもの、そして助成措置が余り講じられていないような分野を取り上げたわけであります。やはり二十一世紀の技術革新に備えるような体制、あるいはまた国際化に備える諸情勢または情報化への対応、こういうところへ特にまず重点を置いて、これが、特に草の根民生活と私どもは称しておりますが、地域経済の活性化にも役立ちますし、

内需の振興にも役立つと同時に、長期構造的にこれが内需依存型の成長に持つていける一つの足がかりにもなるということで、この六つを取り上げたわけでございまして、

もとより御指摘のように、もう少しほかの施設もやらなければいかぬじゃないかという点は私どもとして問題意識は持つておりますが、現在のところは、今申したような状況で対象にいたさなかつたわけであります。もとより、これからいろいろ環境変化が出てまいりますれば、こういった仕組みをさらにほかへ拡大するということも将来の問題としてはあらうかと存じますが、当面は今申したような事情で、特に必要なもの、重要なもの、しかも民間としてまだ定着していないものを取り上げたということでこのようにいたしました点、御理解賜りたいと存じます。

○長田委員 いずれにいたしましても、私は、国がやることと民活でやらなければならぬことの立て分けをきちつとやられた方がいいんじゃないかという感じがいたしてあります。例えば、道路や橋、河川といった生活関連の社会資本の投下というのは、財政が厳しい状況ではありますけれども、これは第一義的に国や自治体がどうしてもやらなくてはならないということですね。また一方では、二十一世紀を目標として、高齢化社会に入つてまいりましたが、それに対応する、今申し上げましたとおり、福利施設あるいはスポーツ、レジャー、そういう施設なども、私は、産業基盤の整備や先端技術の開発と同じように重要な課題であらうと考えております。したがいまし

て、こういうものを民活によつて大いに発展させよう、振興させたらどうかというものが、私の先ほど以来の提案であります。大臣は常々、民間の余つておるお金をいかに有効に使うかということが大切だということをよくおっしゃいます。私は、そういうのにまさしくこういうものはマッチしておるというふうに考えますが、大臣、どうでしょうか。

○渡辺国務大臣 やはり民間のたぶついている金

の使い道について助成措置を講ずるということ
で、この法案はそれなりに大変意義があると私は
思っております。

○長田委員 大臣、ハイテクとかそういう技術面
ばかりでなくて、スポーツ施設とかレジャー施設
とかそういうものの民活の利用というのはどうで
しょうかという提案なんです。大臣、この法案だ
けの話じゃないのですよ。そういう幅を広げてと
いう意味なんです。

○福川政府委員 私どもも余暇開発、自由時間の
充実という点は非常に重要な問題だと存じており
ます。ただ現在、スポーツクラブとかあるいはレ
ジャー施設とかは、私ども見ます限りではかなり
の程度民間が会員制等によって充実しつつあるよ
うでございます。東京周辺にも幾つものスポーツク
ラブができておるわけでございます。そういう意
味では、私どもが今まで調べました限りでは、こ
ういった新しい税制とかあるいは金融とかいうよ
うな助成策を講じてやるということを考えていま
す。今それなりにある程度民間として定着して
いるのではないだろうか、これに税制上の恩典等
をつけてやる必要があるかという点について、い
ろいろまた税務当局との間でも議論がございまし
た。したがって、一応今のところ、そういう
施設が重要だという点は私ども全く異存がござい
ませんが、今は民間でもそれなりに進んでおると
いうことでございまして、今後さらに検討を加
えまして、助成策を講じなければならぬという
状況がございすれば、将来の問題として検討さ
せていただきますが、当面は今申ししたハイテク関
係、国際関係、これが非常に重要な課題だ、か
ように考えております。

○長田委員 それから、民活にはどうしても土地
の用途指定を初め運輸、金融関係などについて規
制の緩和、デレギュレーションが必要でございま
す。臨調の第三部会で、資格制度、検査・検定、
事業規制など約二万数千件ある中で取り上げたの
はわずか二百二十五件にすぎません。それでもな
かなかデレギュレーションは進んでいないという

のが現状であります。

おおよそ規制には、経済的規制と社会的規制と二
つあるように思います。銀行法とかあるいは石油
業法とか、いわゆる業法と言われるものが特定の
業界を規制するものが経済的規制に属するわけで
あります。また、市場の原理とは別の基準をつく
って環境を保全したり、あるいは安全や衛生ある
いは消費者保護などに関しまして行われている規制が
社会的規制と言われているわけであります。

たしか一昨年の秋だったと思っておりますけれども、
経済同友会が経済的規制については原則としては
撤廃ないし大幅に緩和せよ、また社会的規制につ
いては合理化せよという提言を行っております。
そして経済的規制については、第一に役割を終え
たものは廃止すべきである、これをサンセット原
則と呼んでおるようでもあります。第二といたしま
しては、撤廃できないものについてはどうやって
撤廃していくか、そのタイムスケジュールをつく
れと言っておるわけであります。これをタイムチ
ーブル原則と言っておるようでもあります。第三と
いたしましては、撤廃も緩和もできないものにつ
いてはなぜできないかというのを政府の方から
明らかにせよと言っており、これをディスクロー
ジャー原則と呼んでおるようでもあります。そして
社会的規制の面についても、見直しなど三つの原
則を立てておるわけであります。この経済同友会
の提言について、通産大臣はどのようにお考えで
しょうか。

○福川政府委員 五十九年七月に経済同友会がそ
ういう御提案をなさったわけでございます。御引
用なさいましたように、私どもとしては一つの見
解であると思っております。もとよりこういうた
諸規制というのは、いろいろな形で見直しをして
いかなければならない点があると思えます。考え
方において経済的な規制と社会的な規制とで考え
方が違うという点は、私どももそういう違う原理
があるかなというふうに考えられますが、しかし
一方現実の問題になつてくると、これをどのよう
に適用していくかということとはなかなか難しい問

題であろうと思えます。また一方、これが社会的
規制なのか経済的規制なのか、なかなか割り切り
が難しい点が多々出てくるように思っております。

例えば今、中小企業関係の分野調整あるいは小
売商の調整あるいはまた場合によっては広域事業
規制等もございまして、ある部分では経済的規制
でもありある部分では社会的な部分でもあろうか
ということ、個別個別のケースに当たつてみま
すとなかなか、これがどちらで考えるべきかとい
う点は個別に判断してまいらねばならない、か
ように考えております。したがって、もちろん
大きな考え方として経済的規制と社会的な規制と
いうことに考え方と差がある、理念に差がある
という点は私どももわかりますが、これは個別に
一つ一つどういふふうな考え方と立っているべき
ものであるかという点は、当たつてみなければなら
ないように思っております。

先ほど行革審の点にお触れになりましたが、
私どもはそういう点で幾つかの分野におきま
して、金融、運輸等の御指摘がございましたが、さ
らに都市整備、輸出入関連、職業訓練、保安関係
各種営業等につきまして個別に行革審においても
検討いたしました。その御答申をいただいたわ
けであります。

もとより内閣府に規制緩和が重要な点は委員
も御指摘のとおりでございます。昨年十月十五
日の内閣府に閣議決定した四月八日の総合経済対
策におきまして規制緩和措置、こういうものを大
いに進めたいとありますが、こういうた規制
緩和という点は、おっしゃるやうに使命の終わつ
たようなものには大いに見直していく、あるいは実
情に合わせて絶えず見直していく、これは我々
としても大いに努力すべき課題であると考えており
ます。

○長田委員 デレギュレーションの問題は行政改
革の問題とも深いかわり合いがございまして。今
回この法案がまさにそうでありまして、この法律

案は、先ほどもちよつと申し上げましたけれども
四省にまたがっております。しかもそれが一体
となつて初めて成功するわけですね。また、従来
のような縦割りの行政では成り立たないプロジェ
クトであろうと考えます。幸い法案は一本化され
て出てまいりましたが、法案成立後における実施
の段階になりまして、さつき局長は十分その点は
注意しますということでありまして、果た
して行政がスムーズに作動できるかどうかとい
う点が私は非常に心配なところであります。

そこで通産大臣、この調整機関としてきちつと
した機関が必要じゃないかという感じが私はい
たしております。そのために、副総理格の大臣
を長といたしまして総合調整官庁が必要じゃな
いかということ、あるいは取りまとめをする窓口と
いたしまして連絡協議会のようなものが必要では
ないか、このように私は考えておりますが、この
点について通産大臣はどういうお考えでしょう
か。

○渡辺国務大臣 連絡調整の場を設けるように四
省間で既になつておるわけですから、法律その他
で書かなくても一応四省間で必要に応じて会議を
持つてやつていけばそれで十分であるのじゃない
か。またいろいろ権限を与えたり調整機関をは
つきり書き出したりすると余分な複雑な問題もある
ので、話し合ひで自由に調整をお互いに謙虚にや
つていくということとスタートしてみたいか
なものとこのことと、特別に設けなかつたわけ
であります。

○長田委員 どうかひとつ通産大臣、しっかりと調
整役に立つていただきたいと思っております。
この民活法案によつて行われる事業について、
何点か確認をしておきたいと考えております。
まず、事業は民間企業と地方自治体の共同出資
による第三セクター方式で行うようでありま
すが、民活で行うメリットを失わせないためには、
ファイナンス・ファイナンスでなくて、民間の活
力を有効に利用するためにはもつと七、三である
とか八、二であるとか、そういうふうな形をとつ

たかどうかと思いますが、どうでしょうか。

○福川政府委員 御指摘のように、民間活力と言いながら行政の関与が強いということになったのでは、本来の効果を発揮しないのではないかと、この点でございいます。私も御趣旨はそのとおりだと思っております。またもう一つ、これは地方の民間活力をということでございいますから、中央主導というよりもむしろ地元の発意を最大限尊重していく、こういうことで考えてまいりたいと思っております。

具体的な整備事業にしましては、いわゆる第三セクターが事業主体となることが多いと思っております。それから、ある程度この公共性に配慮をしながら、一方民間の活力が効率的に発揮できるような態勢をとる、こういうことでございいますので、全体として見れば、おっしゃるような形で、資金の負担等については可能なものは民間にできる限り負担をしてもらう。運営については公共性が保たれる、その点のぎりぎりのところで考えてまいりたいと思っておりますが、基本的な民間の弾力性あるいは機動性を損なうことがあつてはならぬという点については、私も十分考慮して対応してまいりたいと考えております。

○長田委員 先ほど指摘しましたとおり、事業の対象となる特定施設の定義につきまして六種類に限定をいたしております。そういう点、私はどうも法律の縛りが強過ぎるんじゃないかなという感じがいたしております。事業プランは、あくまでも二十一世紀をにらんだ計画性と地方の特性に合ったものでなくては成功しないと私は思うのです。そのために、余り硬直した定義づけは果たしてどうかという感じがいたしております。そういう意味で、弾力的に考えられたらどうかというふうには私は考えております。この点についてはどうでしょうか。

○福川政府委員 第一点でございしますが、地方の特性を生かしたものでなければならぬという点は御趣旨のとおりでございまして、地域経済の活

性化という場合に、それぞれ地域の経済的あるいは社会的な諸事情にマッチして、その特性が十分発揮できる形でこのプロジェクトあるいはプロジェクトをめぐめる全体計画というものができていることを私もとても期待しているわけで、その点は当然留意すべき点であると思っております。また、定義が六種類ということで限定的であるではないかというお話でございしますが、これは、このような税制上その他の恩典を付与する、またその反面で公共性を担保するというところで考えて、予算上の措置の関連で当面必要なものが六つ、こういうことで、予算、税制等の関係でもそのような結論が出たわけであります。もとより経済社会はいろいろ動いていくわけでありますから、今後社会の環境変化等がございすれば、あるいはまた今後の事態の推移を見て、私もとても、これは将来の問題として、また国会の御意向をお諮りいたしました上で、将来のあり方をさらに検討、改善していくことは絶えず意識に置かなければならない点だと思っております。

○長田委員 事業運営のあり方につきましても、先ほどちょっと触れましたけれども、事業としての収益性と公共性が絶えず問われるという難しさが出てくると思っております。まず事業として成り立つことがどうしても前提になります。そこで、今後基本方針の策定が行われると思いますが、例えば、サービスや情報の提供に伴う料金についてはどのように検討されているのでしょうか。

○福川政府委員 御指摘のように、民間の活力と公共性の調和を図って運用をしていくわけでございいます。そういう点で申しますれば、税制上等の恩典を受けた施設についての事業の運営という点についていろいろな面から配慮がなされるべきことであると思っております。この基本方針の第三条第二項の第四号に「特定施設の運営に関する事項」ということが書かれておるわけであります。確かに利用料が余り高ければ利用しにくくなる、また低ければ今度は収益が上がりません

ということになってまいりますし、また第三セクターも関与しておりますことから、高過ぎれば利用されないことになってまいりますので、そう高いものにはなりにくい状況にあるとは私も思いますけれども、この施設の運営に関する事項という項目を設けております基本方針の中において、料金の適正化という点については織り込みたいと存じます。また、そこに今後の運営の点についていろいろ問題が生ずれば、個別の問題として対応してまいりたいと考えております。

○長田委員 次に、債務保証についてお尋ねをいたします。こうした事業を促進するために必要な資金調達を後押しをするために、産業基盤信用基金による債務保証という支援措置が講ぜられるわけであります。そこで、産業基盤信用基金の債務保証の範囲、保証料、また期間、元本、利息等についてはどこまで検討がされておるのでしょうか。

○福川政府委員 先生御高承のとおり、これは産業構造改善臨時措置法におきます信用基金を改組する形で今度つくるわけでございしますが、この信用基金の額は、六十一年三月末現在で百四十九億六千万円ございいます。従来の方向を私も今後踏襲したいと思っておりますが、保証の限度はその十倍ということになるわけでございまして、したがって、約千五百億円ほどの保証が可能になると考えております。産業構造改善臨時措置法は、設備の廃棄をした場合のかわり担保の供与という点で保証をいたしておりますが、産業構造改善臨時措置法の方は、設備の廃棄も当初予定した点でかなり進んでおります。現在既に七割程度進捗したしております。したがって、今後こういう保証に来るものは産業構造改善の方では余り多くはないと思っておりますので、今申しましたような保証は大体新しい業務ということで活用し得るのではないかと考えております。

保証料率は現在〇・一％ということになっておりますが、既にかなり低く抑えられております。設定するに当たりましては、民間事業者の資金コ

ストの低減ということから極力低くしたい、従来同様の対応で考えてまいりたいと思っております。また、保証の限度額は、今全体としては基金の額の十倍でございまして、一社当たり保証の限度額は信用基金の規模の原則二分の一以内ということになっておりますが、現在の状況では、大体この程度であれば十分であると私も考えております。

そのほか、現在求償保証の制度等がございしますけれども、私もとても、この基盤整備の信用状況を考えながら、事業の実施に支障のないような形でこの運用を図りたいと考えております。

○長田委員 次に、本法案の一番大事なところである内需拡大についての効果はどの程度と試算をされておるのか。まず全体の事業規模、それから各省庁の事業規模、それから、対象プロジェクトの採算性を全体でどのように試算されていらっしゃるのか。

○福川政府委員 事業規模でございしますが、全体として見ますと、現在各省のプロジェクトで挙がっておりますものを足してみますと、直接の事業費で一兆四千億円、それに関連の公共投資あるいは民間投資を含めると、八ないし九兆円になるうかと考えられるわけであります。一兆四千億の内訳でございしますが、これは実は同じプロジェクトを両方の側面から見ている面がございします。特に施設整備の関係の省庁と、それからいわゆる開発、特定都市開発地区あるいは特定港湾開発地区といったようなところで整備をいたしますものには若干重複がございします。あえてこの重複を前提にいたしまして申すと、私も通産省が約一兆円、運輸省関係が四千億円、郵政省関係が九百億円、建設省関係が二千六百億円、こういうプロジェクトが今挙がってきておりますが、この中には今申しましたように若干重複がございします。で、重複を省いて見ますと、直接事業費で約一兆四千億円ということになるうかと考えております。

○長田委員 一兆四千億円ですね。関連公共投

資、民間投資を含めて約八兆円から九兆円ということですが、これは十年間でなされますと、半年度では大体一兆円前後ということになります。そうなりますと、我が国の緊急的な課題とい

たしまして内需拡大策、これが大きな大きな課題であります。四月八日に発表されました総合経済対策でも、民間活力の導入ということが大きなうたい文句であります。そうなりますと、私は年間一兆円程度の内需拡大、振興ということではちょっと歯がゆいという感じがするのですが、通産大臣、民間活力導入のうたい文句はすいのですけれども、実際問題、八兆円か九兆円、年に直すと一兆円前後、こういうことではちょっと心細いのじゃないでしょうか。

○渡辺国務大臣 それは、民間活力といってもこれだけじゃありません。住宅もあればビルの建築もあればいろいろあるわけです。ただ、これは政府が助成をして別にやろうということでありまして、多々ますます弁ずといいますが、おのずからやる対象物件に限りがございます。先ほど言ったレジヤセンターのようなものは、政府が助成しなくとも採算ベースに乗るものほとんど民間でつくっておりますので、そういうようなものなどは規制の緩和ということでさらにつくりやすくしてやるということすれば、まあまあでいいようなことを書いてみても仕方がないから、いいところじゃないでしょうか。

○長田委員 それでは最後にお尋ねをいたします。このような民間の活力を導入いたしまして開発を進める、確かに内需拡大、振興のためには大きな大きな力になると私は思います。しかし一方で、こうした事業を進める場合、かつて私たちはいろいろ経験しましたけれども、地方の乱開発であるとか緑を失うとかあるいは公害問題が発生したとか、そういうような問題が常に背中合わせで出てまいります。こういう問題について十分配慮しませんとまた同じ轍を踏むようなことになるのではないかと、そういうことも一面では心配であります。

ます。こういうことも十分含めた上で内需の拡大、振興をやつていただきたい、このように考えております。通産大臣の御意見をひとつお聞かせ願えればと思います。

○渡辺国務大臣 環境の保全ということは非常に大事なことでありますから、法文の中にも第三条の「基本方針」のところで、二項の五番目に「環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項」と書いて特掲してあるわけですから、十分に配慮されてまいりたい、そう思います。

○長田委員 以上で終わります。

○宮田委員 宮田早苗君。この法案によります民活推進のための税制、金融上の措置内容と効果、さらに事業の進捗状況を見た上で追加措置をとることがあり得るかどうかが、また、十一條の資金の確保等との関係はどういうふうになっておるか。また、財政負担を軽減して公共施設の整備を図ろうとするこの法案の基本的精神との関係で、その限界をどの程度お考えになっておるか一応明らかにしてほしい、こう思います。

○福川政府委員 まず、この法案についてでございますが、税制上、金融上の助成措置でございます。まず建物、附属設備につきましてもは初年度一三〇の特別償却でございますけれども、これは通常こういった建築物の法定耐用年数が五十年あるいは六十年ということで大変長いわけでございまして、初年度の償却は二〇程度しかございせん意味では、この一三〇の特別償却というのは民間企業にとってはかなりのインセンティブになるというふうに私も考えております。また地方税につきましても、例えば不動産取得税は二分の一あるいは固定資産税は五年間二分の一というような措置が講ぜられておりますが、利益が上がらない立ち上がり期間にもこういう地方税は課されるわけでございまして、これを減免するということは、私も相当投資意欲を喚起するというふうに考えております。

また、これは法律的には直接出てまいりません

が、財政投融資計画の一環といたしまして開銀、北東公庫の出資等がございしますが、いわゆる第三セクターにも政府系金融機関からこういった資金が出るということについては、私も、これまたプロジェクトの立ち上がり一つの助成になるのではないかと、かように考えておるわけでありま

す。また、産業基盤信用基金によります債務保証、これも低利、長期の資金供給に役立つと思ひます。また開発銀行、北海道東北開発公庫からの低利融資ということも、私も相当のメリットがあるというふうに考えております。

それから、今後進捗していった後に事業の進捗が余りいかなければ何らか追加措置をとるかというところでございしますが、私も今この民間活力を発揮する環境整備ということと財政当局とも精いっぱいいろいろ話をしたわけでございます。今回の施策を効果的に運用することによりましてぜひこの所期の目的を達したいというのが私の気持ちでございます。また、いろいろ呼び水のな支援措置を講じているわけでござい

ますから、これはもちろん呼び水ということになればそれなりの財政負担がございします。また財政の厳しい状況でこれはなかなか難しい問題がございしますけれども、私も私としてはこのような措置を講ずることによりまして、何とか民間の創意工夫あるいは地方公共団体あるいは我々の支援というところで、こういったプロジェクトが所期の目的を達し、内需拡大に寄与するように運用に努力してまいりたいと考えています。

○宮田委員 税制上の優遇措置は、租税特別法です。これで自治体の参加が条件になっておるわけでございます。事実上第三セクターが実施主体にならないと受けられない、こう考えられますが、この意味で、すべての特定施設は事実上第三セクター方式で進められる、こう理解してよろしいかどうかという事です。

○福川政府委員 税制の考え方としては、そのプロジェクトの中核部分について第三セクターが関与しているということが条件でございまして、したがって、プロジェクトも幾つかいろいろな施設が集合してできるわけでございしますが、そのすべてが第三セクターでなければならぬというわけではございせん。その中核的な部分に第三セクターが関与していればそのプロジェクト全体について恩恵を受けられる、こういうことで、それによりましていわゆる事業の公共性を担保する、しかもまた民間の活力を呼び込んでくる、こういうことにはいたしたいと考えております。

○宮田委員 本法案のスキームは、どうも初めに具体的な特定施設の整備計画があつて、そこに民間資金を導入させるため考えられた、こう見る向きがあるわけでございしますが、この点についてはどうですか。

○福川政府委員 私どもも、いろいろこういうプロジェクト、構想をつくつていきますときに、もとより社会環境の変化がどうなっていくか、そのためにどういう条件設定をしていかなければならないかという考え方と、それからおっしゃるような、ではそれが具体化し得る可能性があるか、簡単に申せばフィージブルであるかないかという両面からの検討をいたしているわけでございします。したがって、私も私も長期的な観点に立ちますれば、いわゆる技術革新に備える研究機能を地方経済に埋め込んでいく、あるいは国際交流、地方の国際化ということにも役立っていく、あるいは情報化も進めていく、こういうようなことをいろいろ考え、それについてプロジェクトがどのように地方で行われているかというところはいろいろ調査をいたしました。したがって、言つてみれば私も、その将来の政策的な重要性、公共性ということと、プロジェクトがあるかないかという具体性ということの両方からアプローチをいたしました次第でございします。

○宮田委員 本法案は民活を利用した国及び自治体の官活というところじゃないか、こういう批判にこの法運用上どう配慮しているのか。具体的に言いますと、基本指針の策定とか整備計画の認定に当たって、例えば第三セクターの組織、

役員構成、運営面等はどう反映させていくか、ひとつはつきりしていただきたいということ。またこの際、民間の創意工夫が最大限発揮されるように、特に役員は極力民間人で占められるように指導すべきであると思いますが、この点についてのお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○福川政府委員 今、これは民活と称する官活ではないか、こういう御指摘でございました。私どもも、決してそんな官活ということになつてはならぬと思ひます。ただ、助成をする、相当税制上その他の厚い恩典を加えるということになりますれば、やはり公共性との関連ということになります。なればならぬということ、それで基本指針をつくり、それに沿つたものを認定をする、認定をいたしましたものが助成を受けられる、こういう体系にいたしましたわけであります。もとより認定で恩典が受けられるわけであります。したがって、ここで特に恩典を受けるための認定というところでございまして、その事業者に対して役所が、例えば許可制とか認可制とか、そういうような形で介入をするものではないわけでござい

ます。もとより、今回この施設の整備を、民間の資金力もさることながら民間の経営能力をうまく生かしていく、ここに私どもとしても重点を置いてまいりたいというわけであります。民活に名をかりた官活ということではない運用をすべきである点は御指摘のとおりで、私どももその点は十分留意しなければならぬと思つております。

また、基本指針の策定あるいは整備計画の認定に当たつて、どのように民間の活力というふうなことで配慮していくかということでございます。私どもとしても、基本指針の策定に当たつては、例えば施設の機能、運営の望ましいあり方の民間事業者への周知あるいは民間事業者の経営能力の発揮のための配慮事項あるいは研究開発基盤施設、国際見本市市場施設については立地条件及び適正配置の観点といったようなものを考えていくわけでありまして、私どもも、この民間の活力が発揮しやすいということをその際にも十分考えな

ればならないというふうに思ひます。

また、役員の点についてのお尋ねでございますが、私どもとしても、こういったプロジェクトを推進するのに十分な経営能力のある、また経験のある方にやつていただくということが望ましいと考えております。

○富田委員 この法案によります特定施設には産業関連施設が多いわけです。これらの施設は民間が自主的に整備すべきものでございまして、これらの施設に税制、金融面で優遇措置を講ずることに対して疑問を持つ人もあるわけでございまして、さらに、それだけでなく強い我が国の産業体質の強化につながりかねぬ、将来これが貿易摩擦をより激化させることになりかねぬのではないかという懸念をする向きもございまして、これらについてはどのようなお考えをお持ちでござい

ますか。お聞きいたします。

○福川政府委員 御指摘のように、これが果たして産業体質の一層の強化になつて貿易摩擦を激化することにならぬか、こういうお尋ねでござい

ます。私どももいたしましては、この特定施設と申しますのは特に特定の企業というわけではなくて、例えば共同研究あるいは一般的に広く利用される公共的な施設、こういうことでございまして、したがつて、これらの施設を完全に民間企業だけでやれということになるとなかなか難しいわけであります。そして、そういった公共性を担保するというこ

とを含めて、私どもとしても、地方公共団体もある程度参画しながら、しかも一方国も呼びよめるような体制を必要ではないか、こういうことでこのような体制を考えたわけであります。諸外国においてもいろいろの批判がないかというところでございまして、今申しましたように、特定の産業を取り上げて競争力を強化しようというところではなくて、いわゆる研究分野の開発というところでございまして、この点については特に諸外国から文句を言われることはないように思つております。また、見本市市場施設等は、これはむ

しろ国際交流を促進しよう、こういうことでございまして。これはむしろ、日本へ輸入拡大をするのにこういった施設がないと困るということ、非常によく言われている分野でございまして、諸外国からもこの整備が強く求められているものであります。さらに、情報化あるいは港湾関連の施設というの、特にそのように諸外国から指摘、非難を受けるようなものではないと思つております。

いずれにいたしましても、これは内需の拡大、少なくとも内需依存型の構造になつていくということ、ございまして、私どもとしては、特にこれが貿易摩擦を激化するあるいは諸外国から批判を招くということにはならないものと確信をいたしております。

○富田委員 本法案と既存の地域活性化策との関連。特にテクノポリス計画との関連性をどうお考えになつておるか、お聞かせ願ひたいと思ひ

ます。

○黒田(明)政府委員 我が国には相当数の地域活性化に関する法律ないし制度があるわけでござい

ますが、今後の我が国の社会経済構造、とりわけ産業構造の変化、発展を考えてみますと、研究重視型あるいは技術重視型の産業構造に変わつていくものというふうに考えられるわけでござい

まして、ここでリサーチコアに代表されますような技術ないし頭脳拠点を地方に整備するということ、既存の地域活性化の各種の制度に一層の活力を導入することになるものと考えております。そういう意味では、補完的なよい効果を及ぼすものと考えております。

テクノポリスとの関係におきましては、富田委員既に御承知のとおり、それぞれのテクノポリス地域には母都市というものを想定いたしております。この母都市が技術とか情報等に関する各種の機能、サービスをテクノポリス地域に提供する

ことによつて、テクノポリス地域全体が技術開発あるいは技術活用型の企業によつて新しい高度の技術工業集積都市を実現しようというように考

えているわけでございまして、現存のところで、テクノポリスをさらに発展させるためにはこの母都市におよ一層の研究開発機能などの強化が求められておまして、こういったリサーチコアが母都市に整備されますならば、これはテクノポリス地域全体の発展に相当により効果を及ぼすものと考えております。

○富田委員 この法案を十年間の時限立法とした理由、また失効法となつた理由はなぜかという

こと、また、本法案の特定施設を建設するため土地を取得して便宜を図つてもらつた者が、本法が失効後に土地とか建物を売却して相当な利益を上げることもあり得るのではないかと思ひます。その点についてはどのように対処されていくお考えか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○福川政府委員 まず第一点の十年の時限法としたということでございますが、これは当面に整備興を圖つていくという観点では、一定期間内に整備される施設に限つて助成をするという、いわゆる施設整備の加速化をねらうということが第一点でござい

ます。また、大体十年程度の期間で恐らく多くのプロジェクトは事業として自立的な運営に至るものと予想されるということでございます。また、先ほどからもいろいろお話がござい

まして、このような仕組みにいたした次第であります。

第二点の、特定施設を建設して土地を取得した者がさらにこれを売却して利益を上げることがないかというお尋ねでございますが、これは先ほど申し上げましたように、多くのプロジェクトは、その中核的な部分に地方公共団体が参画する第三セクターが中心になって運営されるわけでございまして、したがって、この法律失効後も、事業主体の内部において地方公共団体の意見が十分反映される仕組みができていっていると思っております。またこの対象施設は、先ほどのリサーチコア、情報化施設あるいは国際交流のための諸施設を考へてみましても、それぞれ特殊な構造を持つていられるものであります。また設備も特殊なものでありますし、立地条件もそういった地方の関連施設との状況でございまして、そういった施設の性格からいって転売によって多大の利益を上げるということには恐らくならない、むしろ今申し上げましたような二つで転売というものはまづないと考えております。

○宮田委員 次に、土地の問題についてお聞きいたします。

特定施設周辺の土地高騰対策については今からさちつと手をつけておかないといけないと思っておりますが、この点についての対策をお考えになつておるかどうかお聞きいたします。

○福川政府委員 周辺の地価の高騰ということでございますが、必要がありますれば建設省の方からまた御答弁があるかと存じますけれども、この特定施設の整備はかなりの用地を必要とすることはもちろんでございます。それで、現在構想中のプロジェクトについて土地の手当て状況をいろいろ聞きますと、施設の公共的な性格及び事業主体の多くは地方公共団体が出資する第三セクターである、こういうことから見て、用地のかんりの部分では、市の公有地を有効活用するといふ御計画が多いようにございまして、また、今後用地の手当てを行うに当たりますとも、区画整理事業等の

基盤整備事業の一環として用地を確保していくということでございますので、御指摘のように、さあこれからやるといって地価が高騰するというところにはならないわけでありまして、そういうことのないような準備を既に地方において行われつつあるというふうな理解しております。

○宮田委員 周辺の環境対策、それから農地転用等農業政策との調整、調和をどう図つていくのか、これもちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○福川政府委員 環境対策でございますが、これも、環境の保全という点については基本指針にも織り込まれるわけでございまして、十分留意すべき点であるというふうなふうに思っております。今回の特定施設の整備事業が特に都市や港灣の基盤整備事業とあわせて行われるような場合には、かなり大きな規模のものも出てまいります。そうなりますと、地域の自然的、社会的環境にも影響を及ぼすということがあり得るわけでございまして、そういうことで、今申し上げましたように、基本指針は環境の保全への配慮に関する事項を示すということにいたしておるわけでございまして、具体的な特定施設の整備計画の認定に際しまして、この基本指針の点に即しまして十分配慮して、周辺環境との調和を図つていかねばならないというふうなことを考えております。

また、特定施設の整備事業は、プロジェクトの準備段階からかなり主体的に参画する場合がありますのでございまして、この場合、事実上知事の部局内において、農地転用等の土地利用の規制の手続との調整が事前の調整の過程で行われていくというふうなことを考えております。農地転用を要するプロジェクトは、土地区画整理事業者の基盤整備事業が先行する場合がありますけれども、このような場合にはその基盤整備事業の計画の段階で調整が行われていくということもございまして、今の農地転用との関係においても、それぞれ地方公共団体の内部において事前に十分の調整、準備が行われていくというふうなことを考えております。

○宮田委員 もう一つは、市街地調整区域の線引きの見直しなど、財政負担がからなくて民間が魅力を感じる方法をとるべきではないかと思ひますが、自然環境に留意しつつ、本問題については今後どう対処していけるか、その辺を明らかにしていただきたいと思います。

○佐藤(和)政府委員 御指摘のとおり、本法案で実施いたします各種のプロジェクトについては、規制緩和の措置が当然伴つておるべきものと考えております。具体的には、やや一般的でございしますが、去る四月八日に決定されました総合経済対策で、市街地の再開発の関係では、用途地域の見直しなり容積率の割り増しの基準の見直しを政府部内で詰めるということに相なつておりますし、特に、今回の特定施設が多く立地しますような新市街地におきましては、先生御指摘のような線引きの見直しを現在も進めております。これを鋭意進める。それから、開発許可基準の見直し、宅地開発の指導要綱の行き過ぎの是正等の規制緩和措置を十分やるということで政府部内の合意もできております。

なお、当然のことでございますが、こういう規制緩和だけではございせん、都市の整備の面では、御指摘のような都市環境、特に緑の保全というものは非常に重要なことでございまして、このためには、どうしても緑を守つていかなければならないような地区については市街地調整区域として残し、かつ、そういう地区については都市計画、公園、緑地、さらには風致地区のような諸制度を活用して環境保全に十分配慮してまいりたいと考えております。

○宮田委員 最後でございますが、大臣にちよつと決意のほどをお伺いをいたします。

一つは、特定施設の工事発注については、極力地域中小建設業者に優先発注すべきであると思ひます。そのためには強力な指導が必要と思ひますので、この点について大臣の決意をお伺いしたいというところ、もう一つは、この法案の主務大臣が四人おいてなるわけでございまして、民間事業者が嫌気を感じるような手続はもう絶対とつて

いただきたくないということです。そのために手続の簡素化、簡略化は極力やつていただきたいたいと思ひまして、いやくも各省間の権限争いというものがあるように思ひます。特に、施行いたしました場合、四省庁が協調してひとつやつていただいて、円滑な事業推進に支障のないようにしていただきたい。そのための大臣の決意をひとつ表明をしていただきたい、こう思ひます。

○渡辺国務大臣 連絡を密にして、いやくも権限争いのために申請の事務その他が停滞するといふようなことのないように、十分注意をしてまいります。

それから施行の問題であります。これは施設によつてまたいろいろ専門技術を要するものもございまして、いやくも、地元業者にだけ請け負わせるということもなかなかできないでしよう。それはその施行主体がみづから決めることでございまして、しかしながら、大手と地元業者とがジョイントを組むなり何なりしてできるだけ入札の参加機会を与え、実質上仕事が回つてくるようによくお願いはしておきたいと思ひます。

○宮田委員 終わります。

○野田委員 野間友一君。

その前提としての、いわゆるテクノポリス法についてであります。一九八三年にこれが制定されたわけでありますが、この法律の趣旨が、いわゆる高度技術集積都市をつくる、高度技術工業を地方に分散させるということ、大々的にこれが喧伝された。地方でも相当これについての期待が大きかった。まさにバラ色の夢を皆持ったわけでありました。

そこで、今十八地域が指定されておりますが、進捗状況を見ておきますと、工場立地等において地元の期待とかあるいは当初の計画、こういうものに反した結果に終わつていられる地域が出ておると

思いますが、この点については通産省はどういうふうにお考えになるのか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○黒田(明)政府委員 テクノポリス地域の承認は、野間委員御指摘のとおり、今日まで十八地域について行われております。それぞれの地域につきましましては、承認の時期でございませうか、その後のいろいろな地元及び日本経済全体のフアクタから若干の進捗の差がございませうけれども、全体として申し上げますと、テクノポリス構想は着実に進捗しつつあるというふうにお考えしております。

○野間委員 私はここにある全国紙をコピーして持ってきましたが、これは十四地域の開発計画の承認が内定した、そういう段階のときのものでございませう。かなり足で立ちこち調査に行っておりまして、その結果が報道されておりますが、一実利とる企業躍ら、権威が薄れ地元は落胆、むしろ自前の誘致成功、こういう見出しで大きく報道されております。「大盤振る舞いテクノポリス指定」にもかかわらずということがずっと報道されております。私も興味を持って拝見したわけでありませう。

具体的に私も幾つか見て回ったのですけれども、指定の有無にかかわらずこの種企業、特にIC工場を中心とした企業、こういうものが来ておるところの立地条件を見ますと、やはり一つは土地が安いところですね。それから高速道路あるいは新幹線や空港、いわゆる高速交通網があるというところ、それから質のいい、安い賃金で働く労働力があるということと地方自治体の積極的な助成策、こういうようなことが条件でありまして、こういう条件を満たせば、地域指定の有無にかかわらずそれぞれの地域で立地がされておるといふうに私は思っておりますが、その点についての御認識はいかがですか。

○黒田(明)政府委員 野間委員が今御指摘になられた条件、例えば高速道路とかあるいは空港などの観点から非常に交通が利便であることといった

ような点については、まさにそういうものであることを実は私どものテクノポリス整備のための基本方針の中に入れておるところでございませう。労働力等についても、もちろんこういったものは企業が進出する際に当然に必要とされる条件でございまして、こういったものについては、そういう条件が存在すべきことは当然だと思ひますが、テクノポリスの構想はそういったものとどまらず、技術開発、高度技術を中心とした工業集積都市をつくらうというところにございまして、そのために、私どもといたしましては、ほかに大学が近郊に存在すること、そういった大学を前提とした産官学の共同研究が行われるようにすること、そのためにまた必要な研究開発施設をつくること、こういったことを求めておりまして、そういう全体としての研究開発を軸とした町づくりあるいは工業開発、こういったものを考えておりますので、委員御指摘の点ももちろんございませうけれども、委員以外にそういう研究開発を重視して、そのための施策を講じているというところ、特に重要な点かと考えております。

○野間委員 そういうこともあるかもしれませんが、けれども、つまりバラ色の夢を描かせて、もうどこまでも指定しようというところでうんと名乗りを上げましたよね。これは今十八地域の指定、ところがこの中で、冒頭にあなたは、多少のばらつきがあつてもうまくいっておるといふようなことを言われたわけでありませうけれども、調べてみますと、決してそうではない。例えば石川県のような場合には、国主導の構想はもう役に立たないとして、先端産業立地促進条例を制定して、進出企業に限度額十億円の補助金をつけて、そして助成策を講じて企業の誘致をやつておるとか、あるいは地域指定は受けておりませんところ、宮城県の仙台地域、これは泉市が中心だと思ひます、今度の対象になると思ひますが、二十一世紀プラザ構想地域もまさにそうなんです。これは地域指定を受けていないところなんです。

反対に、いろいろと調べてみますと、例えば北海道の函館であります、これはテクノ地域に指定はされております。そして企業誘致にうんと取り組んだ、ところが、実際には新規の工場立地はほとんどない、こういう状況でありますし、また同じ北海道でも指定されていない千歳あるいは札幌周辺、この方が工場立地がうんと進んでおるといふのも、これはまた事実であります。それから、指定されておられます岡山、吉備高原ですが、これは私も現地を見てまいりましたけれども、ここは工場団地の造成が今進んでおりまして三十六ヘクタール、ところが、県そのものに聞きました、企業立地はまだ決まっていらない、こういう状態です。

私が問題にしたいのは、時代の節目節目に政府がいろいろと国主導で施策をつくり、そしてこれを地方に押しつけるおと申しますか、進めていかれるわけでありませう、こういういわば下手なサッカーと申しますか、一つの球がありましてそこへわあっとみんな集中するおと申しますか、それが相当出てきておる。沿革的に見ても、例えば新産業都市やあるいは工業整備特別地域、いわゆる臨海地域に工業団地をうんとつくる、これは通産省のいろいろな報告書を見まして、既に破綻して未利用地が二万四千ヘクタールにも上る、これをどう処理するかというので四苦八苦というの、物の本にも出ております。

今度はハイテクだ。これは内陸が中心だと言うて基盤整備がずっと進められてきたわけでありませうけれども、この経過をずっと見ておきますと、企業の妙味があるところ、先ほど幾つかの条件を挙げましたけれども、こういうところには後追いというのと支援をするけれども、実際に必要などころについてはずっと放置されておるといふのが通産省のおと申します産業政策の実態ではなからうかというふうには私は思ふのです。

例えば私の地元の和歌山ですけれども、半島振興法ができるぐらいに非常に過疎が進んでおります。ここでは、どうしたら産業の振興が成り立つかというおと申します相対しておるわけでありませう。

例えばテクノの地域の指定にも初めは名のりを上げたのです。ところが条件に合わないというおと申します。今これをペンディングにした状況がずっと続いておられます。それで一体どうするか。逆に振興どころか、例えば国鉄の紀勢線が駅舎から駅員をどこかへやつてしまふ、無人駅にする、あるいは貨物の取り扱いをやめてしまふ。高速道路はどうかといひますと、これもなかなかつかない。そういう状態です。一昔前は和歌山は住金が中心で、あるいは石油等臨海工業地帯、これが鉄冷え等大変な状態です。いつときは中小企業性製品と大企業性製品の割合が六、三であつたのですが、今は逆に大企業性製品が六割で、それから中小企業性製品が三割、それに加えて鉄冷え、大変な状態です。

必要なのは、産業構造について言ひますと、本当にその土地、その土地の特性に根差した、最も地元産業を生かせるような、そういうつり合のつれた産業の発展というものをやる必要があるのじゃないか。ですから、もう至れり尽くせりのことを一方ではする、ところが片方ではずっと放置され、そのままですね。しかも逆に、今申し上げたような高速道路についても、あるいは鉄道のさらには後退という点から見ても、これはさらに後退を続ける。こういう格差がうんとふえてくるというおと申します、私は、放置することはできない問題であらうというふうには思ひますけれども、この点についての御認識はいかがですか。

○黒田(明)政府委員 テクノポリス構想自体もそうでございませう、今回の民法法の中の施設もそうでございませう、従来手法とは異なりまして、いわば、その地域の自主性をもとにしてその町づくりなりあるいは工業開発を進めるといふ考え方をとつておられるわけでありませう。テクノポリスでは基本方針というものを示しますけれども、それを見てどのように地域づくりをするか、町づくりをするかというのは、地方公共団体が考えて持つてくるわけでありませう。

ましたけれども、ですから、こういうことのないようにするのが産業政策としての通産省の施策の中心でなければならぬと思ひますけれども、その点についての所見を承つて、質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 地域格差をなくすということは非常に基本的な、重要な仕事でございます。しかしながら、テクノポリスとかいろいろな研究基地とか、そういうことはどうでもいいというわけにはなかなかいかないので、どうしても立地条件のそろつたところにしかできないという現実もございます。しかしながら、その他の地域につきましても、通産省だけでやる仕事ではありませんが、政府全体として、工場の分散その他のおくれた地域を振興するためのいろいろな施策もございまして、そういうようなことで今後とも地域のバランスをとれるように総合的な施策で対処してまいりたいと思ひます。

○野田委員長 終わります。

○野田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○野田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。奥田幹生君。

○奥田幹生君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、本法律案に対し賛成の討論を行います。

御承知のとおり、今日、我が国経済社会は、内外経済環境の著しい変化の中で極めて厳しい局面に直面しております。こうした状況のもとで、我が国は、国際経済社会の有力な一員として、世界経済の発展に促進にも増して貢献していくとともに、近年の著しい技術革新、情報化の進展、経済社会の成熟化、高齢化に的確に対応することが国の内外から強く求められております。

その意味におきまして、本法案に基づく特定施設は、技術革新、国際化の進展等の我が国経済社

会の新たな潮流に対応する上で必要な基盤的施設であり、同時に、地域の産業構造の高度化等、地域振興を図る上でも大きな意義を有するものであり、その整備を促進していく必要があります。また、特定施設の整備を促進することによつて、その関連投資を含め内需振興に大きな効果をもたらします。

以上の見地から、私は、本法案に賛成し、政府に対し、本法制定の趣旨に照らし、本法の効果的な施行を求めて、賛成の討論といたします。(拍手)

○野田委員長 城地豊司君。

○城地委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、本法案に反対の討論を行うものであります。

本法案は、民間事業者の能力を活用して、二十一世紀を目標とした経済社会基盤形成のための施設の整備を目的として掲げております。しかし、対象施設を見ると、ほとんど産業振興のための施設であり、港湾整備のための施設であります。確かに、中にはリサーチコアのように、地域の産業技術の向上に資すると思われるようなものも見られますが、ほとんどは中身の乏しい箱づくりになりすぎません。しかも、本来産業界がみずからやるべき性格のものと、国または地方自治体の事業としてやるべきものが、不明確な形のまま相乗りしたものととなっております。これはまさに、各省が民活の名のもとに便乗した結果であります。

本来、こうした事業は地域のニーズが中心になるべきものでありますが、現在各省から出されてくるプロジェクトのリストの中には、各省の綱引きによる官主導のものが目立ちます。整備事業の遂行においても、民間の資金力と経営能力を最大限に活用するものとしながら、実際には性格のあいまいな第三セクターが事業主体となることになっており、また、将来の事業性も見通しが必要にもかかわらず、地方自治体の財政負担のみが拡大してしまうおそれが多分にあると言わざるを得ません。

そのほか、これらの施設は都市型のものが多く、地域間の不均衡を増すばかりか、地価の高騰、乱開発、環境破壊等を助長する心配さえあります。

私は、以上のような点から、本案を撤回し、全国総合開発計画等における民活の位置づけを明確にするともに、真に国民生活の向上に資する施設を中心としたものとするよう再検討を要求し、反対の討論といたします。(拍手)

○野田委員長 工藤晃君。

○工藤委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、本法案に対する反対討論を行います。

以下反対の理由を述べます。

第一、本法案による開発の手法は、住民参加も市町村自治体の町づくりも保障されておらず、整備計画などの作成に際しては市町村自治体との協議さえも規定されておられません。これは地方自治の侵害であります。これまで都市問題を激化させた上から下への都市づくりの一層悪いやり方であり、しかも、地方自治体は周辺地域における公共施設の整備もやらされ、その上、特定施設の整備促進のための財政的支援の多くが、地方税の軽減または非課税であることから、ツケはすべて住民に回されるのであります。

第二、本法案は、主要には技術革新、情報化、国際化への対応など、大企業が進める二十一世紀戦略を支援するものとなっております。例えば、横浜みなとみらい21では三菱グループが、千葉県幕張メッセでは新日鉄、JAPICが指導的役割を果たしていることから明らかであります。

第三、本法案の対象プロジェクト候補を見ると、今わかつていくだけで、国際展示場が七地域、国際会議場が七地域と乱立しております。一方、東京を中心とした大規模な都市再開発プロジェクトが乱立し、本法案がこのような乱立を一層あおり、結果として乱脈な再開発を促進して、住民に地価高騰、環境破壊など大きな災いをもたらすこと、及び、全国的にも地域間格差を一層大きくすることとは重大であります。

第四、国民にとつて今必要とされるのは、社会資本の国際比較においてアメリカやヨーロッパ諸国から著しくおくれにている住宅、下水道、公園を初め生活基盤の優先的整備であります。それは真の内需拡大の重要な柱であります。六十年度を最終年度とする第四期住宅建設五カ年計画、第五次下水道整備計画、第三次都市公園整備計画などは、そろつて著しい計画未達成であったことから、ますますこのことが求められております。ところが、本法案は、さきに述べたようなプロジェクトを優先することにより、国民にとつて今一番必要とされる公共事業をおくらすことは明らかであります。

以上の理由により、本法案に反対するとともに、本法案の撤回を求めて、討論を終わるものであります。(拍手)

○野田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○野田委員長 これより採決に入ります。民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○野田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

がありますので少し心配になるわけですが、そういった点についてはいかがでしょうか。

○鎌田政府委員 先生御指摘のように、今回の民間法人化に伴いまして業務範囲の拡大ということをお願い申し上げているわけでございます。この業務範囲の拡大は、法人の自立化を図る上で経営基盤を安定させるというのが目的でございます。今回新しく追加をお願いしております業務は、各法人が従来から持っております機械設備あるいは技術能力、こういったハード・ソフト面の能力を活用いたしまして、本来業務に支障のない範囲内で、あるいはまた本来業務に関連する形でやろうというものでございまして、民間企業を圧迫するようなものではないというふうに考えております。

具体的には、高圧ガス保安協会につきましては、保安活動に関する海外に対する技術協力というところでございまして、例えば海外から保安関係の研修生を受け入れるというようなことも考えたい、あるいはまた他の保安関係の法令に基づきます検査等もできる範囲内で手がけていきたいということを考えておるわけでございます。

それから、日本電気計器検定所につきましては、電気料金等の自動検針システム等の開発指導、あるいはまた超精密測定システムの開発指導、こういったものを考えておるわけでござい

ます。それから、中小企業投資育成会社につきましては、新株引受権付社債の引き受けあるいは業種制限の撤廃等、これは具体的に法律の中でお願いしておる次第でございます。

○甘利委員 次に、製品安全協会関係の質問に入ります。

現在、日進月歩というよりも分進秒歩で技術革新が進展をしているわけでありませうけれども、そういったさまざまな消費者ニーズの多様化を受けて市場には多種多様な消費財が出回っておるわけでありませう。消費者にとつては大変ありがたいこととであります。いろいろ自分の好みに合ったそ

うした品が手に入るということは大変ありがたいこととでありますけれども、反面、使用方法の誤りであるとか、その製品自体に内在している欠陥等によつてトラブルとか事故が発生している。記憶に新しいところと申すと、昨年の輸入ワイン事件、大変な騒ぎになりました。そしてこの石油ファンヒーター事件等、マスコミをにぎわしている問題は随分たくさんあるわけでありませう。この消費財をめぐる事故発生件数の近年の推移について伺います。

○松尾邦政府委員 先生のお尋ねの消費財をめぐる近年の事故発生件数につきましては、通産省が実施しております事故情報収集制度というのがございませう。これは個人を含むすべての団体等から、製品の欠陥により生じたと思われる事故、あるいは事故に結びつく可能性があるとと思われる製品の欠陥に関する情報をくまなく収集するようにしている制度でございませうけれども、これによりまして、五十九年度には事故件数は二百三件でございませう。前年度に比べますと十四件減少しております。近年の傾向を見てみますと、年間二百件くらいで落ちついた推移をいたしているわけでございませう。

製品分野別に見ますと、これは今お尋ねの製品安全協会に関係のございませう消費生活用製品安全法以外の他法令による規制を受けているものも含んでいるわけでございますけれども、家庭用電気製品あるいは乗り物用品、これはつまり自転車とか乗車用ヘルメットなどでございませうけれども、あるいは家具、住宅用品などが内容としては比較的多くなっております。

○甘利委員 国が何にも優先してやらなければいけないことは国民の生命、身体の安全を確保していくということとございませうけれども、今御報告いたいただきましたとおり、消費財をめぐる事故件数というのは決して楽観できるというものではないと申します。国としては、消費財の安全対策としてどのような施策を講じておられますでしょうか。

○松尾邦政府委員 先ほどお答え申し上げまし

た事故件数の場合にも、各種法令による規制を受けているものを含めて申し上げたわけでございませう。

そこで、政府として講じております安全対策につきましましては、まず消費生活に用いられる製品の分野の製品について、それぞれ電気用品等特定でございませうとかガス事業法でございませうとか、関係諸法令で安全規制が行われているわけでございませう。第二には、その他の一般の製品につきましましては、消費生活用製品安全法によつて消費者保護を図っているわけでございませう。

それで、この消費生活用製品安全法におきましては二つの制度を有しているわけでございまして、一つはいわゆるSGマーク、一般消費者に特に危害を及ぼすおそれのある製品を政令で指定いたしまして、国が直接安全基準を定めましてその遵守を義務づける等の規制を行っているわけでございませう。もう一つの種類は、いわゆるSGマークと申しまして、広く消費生活用製品につきましまして製品安全協会が自主的に製品の安全管理、安全確保あるいは損害賠償などを行う制度でございまして、このように安全法は二つの規制体系から成り立っているわけでございませう。

○甘利委員 二時から本会議が開かれるようでございますので、前半の質疑はこれで終了させていただきます。

○野田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後二時三十一分開議

○野田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。甘利明君。

○甘利委員 先ほど御答弁をいただきましたとおり、SGマークというのがありますけれども、民間能力の活用あるいは行政組織の簡素化、そういった観点からしますと、国がすべての製品につい

て直接に安全規制を行うということではなくて、民間の自主的な活動を国が後ろから後押しをしていく、そういう形で消費財の安全確保を図るというこの製品安全協会のSGマーク制度というのは非常に評価ができると思うわけでありませうけれども、しかし、この制度はまだ知名度が低くて、登録品目数も非常に少ないというのが私の実感であります。

消費財を使用する際、その使用ミスによつて事故が起きたり、あるいは製品自体に内在する欠陥によつて事故が起きる、そういう可能性がある消費財についてはすべてこのSGマーク制度が適用できるということでありませうと、大変に消費者にとつては安心できるというわけでありませうけれども、もつとこのSGマーク制度というものを拡充すべきではないかと思うわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○松尾邦政府委員 先生ただいま御指摘ございましたように、いわゆるSGマーク制度は、民間の自主的な安全基準の設定、検査の実施によりまして、広範な消費生活用製品の安全性の確保を図るとともに、製品に損害賠償措置を講じまして、SGマークを貼付いたしました製品の欠陥によりまして人身事故が生じたような場合には、迅速、円滑に被害者救済の確保を目指してまいるといふ制度でございませう。

先生御指摘のとおり、私もいたしましては、このSGマーク制度につきましまして、現在七十二品目につきましまして対象にいたしているわけでございませうけれども、今後とも適用対象品目の拡大を図つてまいりたいと思ひますし、対象品目につきましましてそのマークを貼付いたしました枚数、これも既に七億枚を超えておるわけでございませうけれども、このマークの貼付の枚数の増大等、SGマーク制度の拡充に積極的に取り組ましまして、協会がその使命を十分果たすよう、そして消費者の生命、身体の安全が十分確保されるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○甘利委員 先ほど少し触れましたけれども、

今回の製品安全協会が民間法人化されるということは、SGマーク制度やSMマーク制度の実施主体が民間化されるというわけでありますから、一方で制度の公正、中立さが保たれなくなるといふおそれがあるのじやないかと心配をしておるわけであります。基準や検査がいかに厳格になつてきますと、これはもちろん事故の原因にもなりましますし、ひいては消費者保護にも支障が出てくるのではないかとこのように心配をしておるわけですが、その点はいかがでしょうか。

○松尾邦政府委員 製品安全協会につきましては今回の民間法人化は、この協会の経営の自立化、活性化を図るということをおぼろげにしているわけでございますけれども、いざいかにいたしましても、肝心なことは、消費者の生命、身体の安全の確保ということに基本に置かねばならないわけでございますので、第一には、安全基準の水準を初めといたしまして安全確保のための規制の基本的な枠組みは何ら緩めることなく、引き続き従来どおりの方針を堅持してまいらるわけでございますし、第二に、協会の業務の適正化、公正、中立化ということを引き続き確保していくための監督・規制につきましても変更を加えず、役員の解任命令権あるいは解任権その他みなし公務員の規定等々、種々の規定によりまして従来どおり万全を期すことといたしてまいらるわけでございます。

さらに、今回新たに指定検定機関制度を設けることにいたしましたけれども、これにつきましても、業務遂行に必要な能力、それから公正、中立性を十分担保するという観点から、指定の要件あるいは事業運営上の監督規定などにつきましては所要の規定を整備いたしておりまして、いやくも国民の安全確保の後退を招くことのないよう、十分配慮をいたしました仕組みにいたしているところでございます。

○甘利委員 引き続き制度の公正、中立性のために御尽力をいただきたいと思います。

次に投資育成株式会社の関係であります、中小企業投資育成株式会社は、御存じのとおり、中

小企業者の自己資本の充実を図るための政策実施機関でありまして、中小企業は大企業と異なりまして証券市場での資本調達に著しく困難でありますから、その意義は非常に大きいと思ひます。今回、臨調答申を受けて同社を民間法人化するということでありましても、まずその基本的な考えを伺います。

○広海政府委員 基本的な考えでございますけれども、第一には、昭和五十八年三月十四日の臨調答申等の趣旨を踏まえまして、会社の経済的な自立を図るということでございまして、他方におきまして、中小企業の自己資本の充実を図るための政策実施機関として、会社の中立性の維持を確保するという点にも十分配慮しながら民間法人化を行うという考えでございます。

(委員長退席、奥田幹委員長代理着席)

○甘利委員 投資育成株式会社は、私なりに考えますと、いわば民間でいけばベンチャーキャピタルのような役目が一面あると思うのでありますけれども、今回の法改正案によりまして、政府出資の規定を削除するというふうにあるわけですね。そもそもベンチャーキャピタルという事業は、

言つてみれば、海のものと山のものとわかないようなベンチャービジネスの将来性におけるという部分があるわけでありまして、極めてこれはリスクが高いわけでありまして、加えて政府出資がなくなるようなことになりまして、経営基盤そのものが弱体化して事業の遂行に支障が生ずることがあるんじゃないだろうか、そういうことがひいては中小企業対策の後退となるんじゃないでしょうか、伺います。

○広海政府委員 昭和三十八年に本法が制定されました際に、国からの出資につきましては計画的に消却するということになっておりまして、その旨の規定が本法に盛り込まれていたのでございまして、実際に五十四年度までには国からの出資が合計十億五千万ほどあったわけでございますけれども、それまでに大部分が消却されて

当時既に残が一億二千六百万というふうになつてきていたわけでございます。それが五十九年度中に全部消却されて、その実態を受けて今回の法改正ということに実はなつたわけでございます。

そこで、先生のおっしゃる通りに確かにリスクでございますし、それなりの経営基盤がしっかりとしないといけないというところでございまして、国からの出資分の消却後の経営基盤でございますが、保有株式の売却等によりまして内部留保が五十九年度末には約百八十九億円というところでかなりの金額が累積してきております。他方また資本金も、民間あるいは地方公共団体の協力を得ましてかなりふえてきておりまして、この内部留保と資本金を合計いたしましたところの自己資本でございますけれども、それが五十九年度末には合計三百六十七億円となつておりまして、投資残高の約九七％を占めております。ちなみに、昭和四十五年にはこの比率が六三％、あるいは昭和五十年のときには七一％であつたわけでございますけれども、今申し上げましたような内部留保の増加それから資本金の増資ということ、このような比率になつてきているわけでございます。

さらに、今回の改正に伴いまして業務範囲がかなり拡充されました積極的な事業経営もできる、さらにまた必要な場合には引き続き中小企業金融公庫からの借り入れもできることになっておりますので、中小企業の自己資本の充実を促進しましてその健全な成長発展を図っていくという本会社に与えられました任務につきましては十分達成が可能である、このように判断しております。

○甘利委員 御答弁をいただくと限りは少し安心をしたわけでありまして、先ほどベンチャーキャピタルという表現を使いましたけれども、民間のベンチャーキャピタルであります、そのリスクの点から、いい会社ばかり拾うわけですね。つまり投資資本が回収可能な会社ばかり拾っていくわけでありましても、この投資育成株式会社は少

し違つた持ち味を出さなければならぬと思つております。しかし、かといつて、はしにも棒にもかからないような会社ばかり相手にしてしまつと、今度はこつちの方が倒産しかねないわけでありましても、その辺は相当注意を払わなくてはならないと思ひます。ベンチャービジネスというのは、従来の物差しではかると考えられないようなところから可能性の芽が伸びてくるわけでありましても、ぜひ投資育成株式会社の担当の方々は感性を磨いてこれに臨んでいただきたいと思つております。

先ほどの御答弁の中にもありましたが、今回の法改正の中に新株引受権付社債の導入がうたつてありますが、御案内のとおり、新株引受権付社債は昭和五十六年の商法改正によりまして発行できるようになつた比較的新しい投資手段でありますし、大企業を中心に最近はやつていて、まあはやつていてという表現がいいかどうかかわかりませんが、はやつていてというふうでありますけれども、今回投資育成株式会社の投資手段としてこれを追加する必要性がどこにあるのか、伺いたいと思ひます。

○広海政府委員 新株引受権付社債でございますが、これは先生今御指摘のとおり、昭和五十六年の商法改正によりまして導入された制度でございます。これは御承知のとおり、新株引受権の行使によりまして近い将来に資本の増加をもたらすというところでございまして、転換社債と同様に、自己資本の充実を資する一つの資金調達手段であるわけでございます。

近年、この新株引受権付社債につきましては、中小企業におきましても認識が定着しつつございまして、今後そのニーズと申しますか、その利用が増大していくと予想されるところでございまして、したがひまして、投資育成株式会社がこのような自己資本の充実を資する資金調達手段の多様化に対応いたしまして、従来からやつております株式、転換社債に加えて、新株引受権付社債を新たに投資手段として追加しますことは、より広

い範囲の中小企業に投資育成制度を利用する道を開くということになるわけでございまして、中小企業の自己資本の充実を一層促進する観点から、この追加は非常に重要であると考えております。

○甘利委員 中小企業というのは、いろいろな問題を抱えているわけですね。中でも自己資本の充実というのは大変大きな問題であるわけであります。このために、投資育成株式会社が積極的な事業運営を行ってもらうということは大いに期待するところでありますけれども、そのためには、投資育成株式会社が事業の拡充に加えて自身の経営の自主性を高めて活性化を図る、これも非常に大切だと思っております。投資育成株式会社の経営の活性化に關しまして国の関与規定が変更されましても、どういふふうに変更されるのか、伺います。

○広海政府委員 御指摘のとおり、投資育成会社の自主性を高めましてその活性化を図るという観点から、今回、民営化に当たりまして国の関与規定につきましては大幅に緩和している次第でございます。

具体的に申し上げますと、従来いろいろな点につきまして認可制をとっていたわけでございまして、この認可制は会社の基本的枠組みにかかわるもの、例えば事業規程あるいは定款といったものにだけ限定しておりました、あと会社の経理、事業活動にかかわるものにつきましては、届け出等に變更することとしている次第でございます。

○甘利委員 とにかく期待されている機能を十二分に発揮していただけるように、これから御留意をいただきたいと思っております。

次に、電源開発の關係に入ります。エネルギー政策の中でも、電力政策の位置づけというものは今後ますます大きくなっていくと考えるわけでありまして、電源開発株式会社、いわゆる電発は、本来九つの電力会社を補完して広域電力運営、技術開発など、こういったものを行う国策会社として位置づけられております。

けれども、そうした使命を果たしていくためにも、その経営の自主性あるいは効率性を確立していくということは臨調答申を待つまでもないことでありますけれども、今回の法改正の前に、たしか昭和五十九年六月だったと思いますが、電発の社内活性化方策というものが打ち出されてはいたはずでありますけれども、その成果についてはいかがであったか、どなたか御存じでしょうか。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように、電発につきましては昭和五十九年六月に社内業務活性化方策というのをくりまして、その実施に移しているところでございます。

その社内業務活性化方策の内容を簡単に御紹介申し上げますと、まず第一に、組織の簡素化、軽量化ということで、例えば本店組織の見直し、あるいは権限の見直しによる責任執行体制の強化、あるいは関連会社への出向、派遣等による人員の軽量化というようなことを計画いたしておたわけでございます。これに関連しまして、昭和五十八年度末の社員数が三千七十八名でございましたけれども、六十年度末には二千九百八十名ということ、いわゆる人員の軽量化は数字で見ても進んでおるといふことが言えるかと思っております。

それから第二番目には、業務運営の効率化及びコストの低減対策ということで、設備投資の効率化、特に工事費の節減努力の強化、あるいは設備運営の効率化ということで省力化あるいは機器の効率向上による経費の節減、さらには事務効率の改善というふうなことがこの方策に盛り込まれておるわけでございます。

組織の簡素化とかあるいは個々の業務の執行面での効率化、コスト低減など、これまで着実な成果を上げつつあるというふうには評価いたしております。今後とも引き続きこうした方策に沿いまして、業務の合理化とかあるいは効率化が進められることを期待しているわけでございます。

○甘利委員 社内活性化方策というののかなり成果が出ているという御報告でありますけれども、いずれにしても社内の活性化にはおのずと限界

がある。それはどういふことかという、電発の事業活動自体が法律によって多くの規制を受けているためであると思うのでありまして、それがために経営の自主性を十分に発揮できない。今回の法律改正は、各種規制の緩和を図ってこれに対処しようとするものであるというふうに理解をしておりますけれども、具体的にはどういふことでしようか。

○山本(幸)政府委員 今回の規制緩和の趣旨でございまして、電源開発株式会社の経営の自主性を拡大しまして、その機能の一層の活性化を図るということでございます。

具体的な内容を申し上げますと、第一には役員規制の緩和ということでございまして、政策に沿った事業に常に積極的に取り組み、かつそれを会社の自主的な判断によって機動的かつ弾力的に推進していくという観点から役員規制を緩和いたしまして、今までは全役員につきまして内閣の任命でございましたが、これに対して、株主総会の決議に対する大臣の認可という形にしたわけでございます。

第二は、事業に直接関連して必要ないいわゆる附帯事業につきまして新たにそうした規定を設けまして、自主的、機動的に行い得るよう附帯事業につきまして大臣認可をする必要がないようにするということ、自主的に附帯事業を行えるようにしたということでございます。これが第二点でございます。

第三点は、実態的に必要性が余りなくなつたと考えられます料金の認可について電調審に付議する手続を、この際経営上の弾力性、機動性の向上を図るという観点からこの制度をやめたわけでございます。従来、電発の料金につきましては認可に際して電調審に付議いたしておりましたけれども、二十五年にわたる今までの実績に基づきまして、内容も大體確立、定着したということでこの手続についての規定を削除したわけでございます。

こうした法改正を含む今回の活性化措置により

まして、電発の企業としての経営の自主性を高め、また民間的企業マインドの向上によるコスト意識の強化、そういうものを通じて政策的事業を一層効率的、経済的に推進していくことができるといふふうに期待いたしているわけでございます。

○甘利委員 ただいま御答弁いただきましたいろいろな方途も活性化のための大きな期待がかかるわけでありまして、この会社を活性化させるためにはいろいろな手法があると思うのです。構成員である社員の高揚ということも大切な要素であると思っておりますけれども、今回の法改正は役員に関する規制の緩和措置として、役員の数、任期等は会社の定款によって定められることになるというわけであります。この役員の高揚に關してなすけれども、現在まではたしか副総裁以上の地位にプロパーがついた例はないと思っておりますけれども、どうなんでしょう、副総裁の二名制、総裁はもろろん一名でありますけれども、副総裁を二名制にしてそのうちの一人はプロパーから登用したらどうか。そういった要望というのは恐らく内部にもかなり強いと思うわけであります。もしプロパーの副総裁実現ということにでもなれば、もちろんこれは人材がいればという話なんでありまして、その人材を登用するといふようなことになりまして、まさに構成員、社員の高揚、社内活性化の大きな要因となると思っておりますけれども、その点に關してはいかなる考えをお持ちでしょうか。

○山本(幸)政府委員 今回の法律改正後における電源開発株式会社の役員組織あるいは取締役の選任につきましては、第一義的には株主総会の議決によることとなりまして、通産大臣はこれを認可するといふ立場になります。

今お話のございました副社長の人選につきましても、通産省としましては、株主総会の判断に対して、会社の自主性尊重の観点から踏まえて適切に対応していきたいというふうに考えております。

○甘利委員 きつと有能な人材があると確信をす

るわけでありませう。

次に、本改正案以外の電気の活性化策として、政府持ち株比率の低減化というのがありますね。現在は七二・三六％ですね。これを六六・六七％、こういうふうな低減をするということでありませうけれども、これは法律上はたしか二分の一以上あればいいというふうになっておるわけですから五％でもいいはずでありますけれども、六六・六七％とした理由について伺いたいと思います。

○山本(幸)政府委員 電源開発株式会社は、国のエネルギー政策を積極的に具体化し、あるいは実施に移していくことが期待されているわけでありませう、今回の活性化におきましても、こうした国策の遂行機能というものについては変わらなぬものというふうにも考えたわけでありませう。株式会社は最高意思決定機関はもろに株主総会でございませうが、会社の定款の決定あるいは役員選任等は株主総会の決議事項でございませう。このため、政策の遂行機能を担保するには株主として会社経営の意思決定に参画するという必要がございませう。特にこれまでは会社の役員は内閣の任命でございませうが、今次の改正におきまして大臣によるいわゆる認可制ということに変更されるわけでありませうが、こうしたことも考えましても株主としての国の立場は一層確保する必要があります。企業マインドの振興のために民間の保有割合を上昇させるということを考えております。したがって、政府としましては、いわゆる商法の特別議決事項という定款の変更あるいは役員の解任につきましても、これを単独でも行い得るような三分の二以上の株式の保有が必要であるというふうな考えでございませう。

なお、法律上の政府の保有比率は先生御指摘のように二分の一でございませうが、これはあくまで下限を示したものでございまして、具体的な比率はそのときどきの電源開発につきましても政策的な位置づけというものに依拠して決定されるものというふうな考えでおるわけでありませう。

○甘利委員 電気を国策会社としてこれからは位置づけていくために政府持ち株比率を三分の二以上にしたいというわけでありませうけれども、今後引き続き国策会社としての機能を電気に期待するということになりませうと、そういうことがそれに該当していくのか。

それからまた、今後電気の活性化が進んでいく中で九電力との関係がどういうふうになっていくのでしょうか。これは今まで相互補完機能という話がありましたけれども、これからは相互補完関係があるいは部分的には競合関係になっていくのでしょうか、伺います。

○渡辺国務大臣 今委員が言ったように、やはり九電力は民間会社ですから、それから地域が決まられてその中でだけしか発電、送電をやっている。そうするといろいろな不便な問題もありまして、やはり九電力に電気をあるとき余分に供給したり、あるいはいろいろな面で民間会社同士の中でいろいろなギャップを埋めるのに中立な機関を電力で一部持つておいた方がいいだろう、そういう点が一つあるようでありませう。

それからもう一つは、エネルギー政策で何かやろうという大きなこと、例えば新型転換炉の実証炉をつくらうというような場合、やはりすぐペイするものでないし、将来どうなるかわからぬところに大きな金はかけたくないというのが民間でありますから、そういうようなときに国策会社があれば、多少リスクを冒しても先行的にいろいろやってみようということ、そういう点では非常にいいのじゃないか、やはり民間だけよりもそういう面では確かに言われてみればメリットがあるのかなと私は思っておるわけでありませう。

○甘利委員 わかりました。それから、国民生活にかかわってくる感じられる点を一点。電気は株式会社でありますから、もちろん法律上は配当を行えるはずでありますけれども、近々にこれを行う予定があるのかどうか。もしこれを行うとしたら、これまで行われなかったわけであ

りますから、これまで行われなくてこれから行っていくという理由はどこにあるのかどうか。それで、配当が行われる場合原資をどこに求めているのか。仮に九電力への卸売料金に転嫁をされていくといった場合は、最終的には消費者への影響が考えられるのじゃないかという心配をするわけでありませうが、そういう点はどうか。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように、電源開発株式会社につきましては従来配当を行っておきませんでした。今度いわゆる活性化の一環としていたしまして今後四、五年の間に配当をせしむべく準備を進めたいというふうな考えでございませう。

このように電気の活性化の方策の一つとして利益配当の実施を盛り込んでおるわけでありませうけれども、これは、こうした配当をするということによりまして今までの業務の効率化あるいはコスト意識の徹底を図りまして、電気の企業活力を内部から高めていくということをねらいとしておるわけでありませう。このために、配当のための収益力の強化に当たりまして、会社の自己努力によりまして創出された利益が内部にとどまるような料金システムということを導入しました上で、経営の合理化あるいは設備の効率化等によりまして配当の実施のための企業努力を進めていきたいというふうな考えでございませう。

○甘利委員 電気に期待するところは今後大でありますから、規制緩和を契機に一層の活性化、効率経営をぜひ御指導いただきたいと思っております。続いて、高圧ガス保安協会に関する質問に入ります。

近年、科学技術の進歩に呼応しまして、高圧ガスの取扱分野もその野を広げてまいりました。かつてはそのほとんどが産業用だけでありましたが、最近では一般家庭でも大量に消費をされる。また、冷凍、空調設備等の普及拡大に見られ

ますように、量的拡大、そして質的な変化、これは両方とも大変に目覚ましいものがあるわけでありませう。それに従って高圧ガスによる災害防止の問題はいよいよ重要性を帯びてきたわけでありませう。

一方、高圧ガス保安協会は高圧ガスの保安対策の中核となるべき機関であります。申し上げたような環境変化のもとでは、協会のあり方というものもこれに対応したものでなければならぬというふうな考えが、今後協会にいかなる役割を期待していくのか。また、同法人を民間法人化するということでありませうけれども、その基本的な考えを伺いたいと思ひます。

○黒田(明)政府委員 高圧ガスの利用分野あるいはこれを利用して製造する産業活動というものは、甘利委員御指摘のとおり大変拡大いたしております。また、そこで使用されてまいりました技術自身、大変なスピードで変化を遂げてまいっております。そういった背景から、この高圧ガス保安協会は昭和三十三年に自主保安体制の中核体ということで設立されたわけでありませうが、今回の民間法人化は、この自主保安体制のもとにおける中核団体としての高圧ガス保安協会の活性化に役立つものというふうな理解いたしております。

高圧ガス保安協会はいろいろな業務を行うわけでありませうが、私も今後とりわけ重視していきたいというふうに思ひますのは、高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての調査研究、それに指導、情報の収集及び提供という事業があるわけでありませうが、この民間法人化を契機にいたしまして、民間あるいは産業界のこういった面についての実態をよく見きわめ、各種の意見をよく吸収し、適正な技術基準体系を整備していく上で、ぜひともこの協会の民間法人化された活力というものを発揮していただきたい、かように考えております。

○甘利委員 所定の時間が来たようでありませう。特殊法人の自立化、民営化は、つまるところ活性化であると思ひます。そして常に活力を維持し

ていくということは不断のテーマでもあるわけであります。さらに、間違いないと言えることは、活力ある法人の育成は活力ある行政でなければこれはできない。今はやりのテレビ番組に「元氣が出るテレビ」というのがありますが、元氣が出る特殊法人は元氣が出る行政から、そして元氣が出る行政は元氣が出る政治から、それぞれの使命を確認をいたしまして、私の質問を終わります。

○奥田(幹)委員長代理 横江金夫君。

○横江委員 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案の質問をしたいと思いますと思っております。

臨時行政調査会の最終答申は、製品安全協会を初め特殊法人等について民間法人化するなど自立化を、そしてまた電源開発株式会社には経営の効率化、活性化の方向を示したわけであります。そこで私は、まず、電発株式会社の政府規制の緩和策としての電源開発促進法の改正内容から質問してまいりたいと思っております。この会社に対する臨時の答申は同社の一層の効率化を求めておりまして、一つは、政府持ち株比率の低減であり、また活性化のための配当の実施であります。二つ目は、各種規制の緩和でございます。三つ目は、九電力会社が性格上難しい事業分野や国策的分野に力を入れる、それにより九電力会社の補充機能を果たしていく。

これを受けまして幾つかの法改正が実は行われたわけでありまして、役員、定員規制等の解除の問題や、この会社の附帯事業の設定をした問題、また卸売料金の認可についての電調審への付議を不要とした問題、あるいは政府保証外債についてのかわり債券の問題等を改正をしたわけでありまして、このような改正によって、果たして臨時が求めている一層の効率化がどんな形であらわれていくのか。私は、今の改正点を若干説明をしていただながら、いわゆる一層の活性化があらわれてくる、臨時が求めている問題を含めて御答弁をいただきたいと思います。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。

今度の電発に絡む活性化でございますが、このねらいは、一言で申し上げますれば、国策、エネルギー関係についての国の政策機能を果たす会社としての性格を残しながら、この会社について活性化を図る、あるいはいわゆる民間的な企業マイナードやコスト意識を高めようということにあるかと存じます。今先生おっしゃいましたような法律の規制につきまして、今回の改正におきまして緩和をいたしております。

その第一は、役員規制の緩和でございます。従来は電発の役員については内閣の任命ということで大変厳しゅうございました。これにつきまして、今後は通産大臣の認可ということに、いわば通常のこうした法人並みの規制になるということでございます。

それから、附帯事業でございますが、これにつきましては、電発については附帯事業の規定がございまして、いわゆる目的達成事業というところで、全部通産大臣あるいは大蔵大臣の認可によつて本業以外の仕事をやっていただくわけでございます。今後は、本業に関連する事業につきましては、附帯事業として認可を得ずにある程度自主的な判断に基づいて機動的に行い得るようにしたということでございます。

第三番目には、料金でございますが、これにつきましては、従来は全部電調審の審議を経て通産大臣の認可を得るということで大変機動的性に欠けておりましたので、この点についても実情に合せて改めるといふことでございます。

こうしたいわゆる法律上の規制の緩和のほかには、先生御指摘のように、一つは、今後利益配当をするように経営体質を収益力のあるような経営体質に持っていくということ。第二点目は、その株式の政府の保有割合を減らすということでございます。

以上のようなことを通じまして、電発としては、国のエネルギー政策を遂行する機関、その一環としての性格を保有したまま民間的企業マインドを持った非常に活力のあふれた内部組織、また、その運営につきましてもコスト意識を持つて効率性、経済的に推進していくことができるようになるかというのを私どもとしては期待いたしているわけでございます。

○横江委員 臨時が求めた一層の効率化というのは、今例えば国策というような政策機能を残しながら法改正で役員の問題も緩和をする、あるいは関連事業、あるいは卸売の問題、コストの意識化をしていくんだという。ただ、臨時の一層の効率化とあわせて、関連事業とかあるいは人事をそのように緩和をしたことによつてコスト意識が高まったり、また経営体質ができてきて、そして臨時が求めるような活力が出てくる、なんということ、今の四点が五つの改正の中では私は到底理解できないのです。今御答弁がございましたように、国策の政策機能を残しながらという部分についてはわかるわけでございますけれども、今回の法改正によつて一挙にそのような活性化が望まれるということとは余り考えられませんが、いかがでございますでしょうか。例えばその中で、関連事業はこれから電調審に關係なくしてやれるということでございます。活性化の中でどんな関連事業をお考えでございますでしょうか。

○山本(幸)政府委員 先生今御指摘のように、これが一挙に活性化ができるかということでございますが、今度の改正によつて手のひらを返したように急に活性化するということはもちろん期待できないかもしれません。しかし、先ほど申しましたように、今度の法改正によりまして幾つかのいわゆる過剰規制と申しますが、従来のいきさつによりまして今まで規制が厳しかった点を緩めて、その活動がある程度自由になるということが第一点。

第二点は、それと同時に、いわゆる利益性を追求するあるいは利益の配当を考える組織にしていこうということによりまして、これは一例を申し上げますれば、電源開発株式会社がある程度その自主的な努力によつてコストを低めるような工夫を

いたしまして、実際にはそうした利益は九電力に売却料金の低下につながるわけでございますけれども、電発自身にはその成果が目に見えるようには残っていないということがございまして、そういう意味では、普通の会社と違ひましてそうした企業努力が直ちに利益とかあるいは配当とかという形で目に見えてこないということでございます。いたしましたけれども、これに對しましては、今後すぐには無理かと思ひますけれども、四、五年をかけた上でそうした企業体質に持っていくということでございます。これによつて、ある程度民間の一般の株式会社に似たようなコストマインドあるいは効率化というものを追求する組織体になつていこうかというふうに考えております。

それから、先生の御質問になりましたいわゆる附帯事業でございますが、これはそう大きなものではございませんで、例えば石炭火力をやった場合にその灰捨て場をどうするかとか、あるいは水力発電の場合について申し上げますれば、その水力発電の周辺を緑地化する、緑地公園をつくるような計画とか、あるいは石炭火力なんかにつきましまして必要な燃料の開発を海外で行うというようなことが、いわゆる附帯事業になるかというふうに考えております。

○横江委員 私は、唯一の国策会社である以上は、九電力から比して規制が強いのは当たり前だと思ふのです。だから、規制の緩和をしたからといって、一遍に経営意識が出てきたりコストを低めるようなことが出てくるなんてことは、何かこちらの話をしておつて一遍に飛んでしまうような理論展開が実は感じるわけでありまして。また、今の話を聞いておきますと、例えば今まで利益というものは卸売代金の九電力に對しての値下げだった、これでは労働意欲がわいてこない、コスト、経営意識が出てこないんだ、配当をすれば出てくるんだという話でございまして、九電力に對する値下げの処置から、配当を実施すれば一遍に職員が労働意欲が出てきて経営意識が強くなるんだということ、配当ということだけで本當に

ぱつと電発の方々が変わるのかどうか、私はどうもその辺のところは不思議でしようがないけれども、そんな感じは持つわけでありませう。

また、経営意識がないとか、あるいはコスト意識がないというのは、それよりもっとほかのところにも原因があるのではないでしようか。天下りの関係なんているかでごさいます。先ほどの御指摘にもございましたように、プロパーの方はなかなか上がれない、こういう関係からまいるましても、そういう今のあなたの経営意識の問題も含めながら、実際プロパーの方がそういう意欲が減退するというのは、ほかにあるのではないかと。端的に言うならば、幹部の天下りなんという問題も、黙つてはおりますでしようけれども、そういう問題もあるということを確認をしていただかなければいけないと私は思うのですが、ここらあたり、大臣に御答弁いただけるならば答弁していただきたいと思いますので、いかがでしよう。

○渡辺国務大臣 これは、直したからといって、確かに手のひらを返すようにすぐに民間並みというわけにはいかぬでしよう。また、民間にしてしまふと普通の九電力と同じくなくなってしまうというところで、やはり国策会社として残しておこうというのが結論なわけですから、国策会社として残すということになりますと、やはり全部自由というわけにはもちろんですけれども、役員は選解任の認可とか、定款の認可とか、あるいは事業計画の認可とか、そういうふうなものはやはり残してあるわけですから、それ以外部分で、今あなたが指摘したようなものを緩和をしたということでありませう。

天下りの問題は、国策会社でありますから、やはり九電力から社長が出ておることもあるのですよ。今は東京電力が何かの役員をやった方が社長をやっている。だから、全部必ずしも天下りとは限らぬわけなんです。天下りもあるかもしれないが、いわば人によつて、いい人を探るようにはしています。

○横江委員 プロパーの方、すばらしい方がございまして、当然社長に大きく期待する人もありませうけれども、九電力から社長とプロパーから社長と、若干意味が違いますが、私はそこまで高く望みません。プロパーの皆さん方は、すぐの自分の目の前のところで何だという気持ちから労働意欲が減退しているというところで、大臣は偉い方でございませうから、もう少し下の面も目配りをいたしたいというところをお願いしておきたいと思っております。

そこで、持ち株が三分の二になる、六六・六七%に低減をする。そこまで民間化していく、国策を残しながら、政策遂行を残しながら民間化をしていくということであるならば、当然九電力だけじゃなしに、一般にも株を開放していく考え方が、そういう形を考へるべきじゃないか、私は、その方がよりベターであると思うのですが、そこらあたりはいかがでございませうか。

○山本(幸)政府委員 電発は現在七二・四%の株を国が持つておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、今後順次国の持ち株を減らしていくこととございませう。これを減らす場合にその相手方をどうするか、あるいは実際に売却する場合の方法はどうするかというようなことにつきましては、今後慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○横江委員 慎重に検討するということは、九電力に放出をするということに決まっているわけじゃないんですか。私が皆さん方から伺いますとそんな話を伺ったのですが、今部長のこれから慎重に検討するということは、まだ未知数だと理解してもよろしいでしょうか。

○山本(幸)政府委員 株式の売却につきましては、電発と電力会社との協力関係の問題あるいは電力政策上の問題等いろいろございませうけれども、今後そうした観点から十分配慮しながら検討してまいりたいということで、現在決まっておりますわけではございませう。

○横江委員 私の言っている趣旨に対する答弁が

出てこないのです。私は、よりベターに考えるならば、九電力以外の方にも幅広く放出をして、いい意見を聞く、それが民間の一番の基本じゃありませんか。あなたのさきの答弁はそういう答弁じゃなかったですか。後から話が違って話が変わるなんて信念がないですよ。私の趣旨に基づいた答弁をしてください。

○山本(幸)政府委員 初めから答弁いたしておりますように、まだこの問題については決まっておりますので、今後慎重に検討してまいりたいというところとございませう。

○横江委員 民間という立場から、大きく期待を

今申し上げましたように、規制緩和で手のひらを返すようにとは変わりません。たとえ株式の配当が実施されたとしても、この電源開発株式会社がそのものがどのような事業展開をしていくのかということが電発にとつて一番大きな課題だと思ふのです。

そういう意味合いからいいますと、確かにこの電発は、昭和二十七年の創設以来、まさに九電力会社を広域的に補完する役割を果たしておみえになったと思ひます。あるいは電気事業の活性化、効率化を図る役割も果たしてきました。

そしてその時代時代で、昭和三十年代の大規模、困難な水力開発、特殊地点での開発、電発の歴史をつづつた数多くの水力発電所が全国で働いていて、昭和四十年代につきましても、石油全盛の時代に、国策としての石炭の重要性を見えたといたうことも、四十年代としては私どもはこれまた理解いたしております。当然また五十年代の大規模の輸入炭の火力発電につきましてもそうだといたうふうに私は思っております。

このように、電発としての政策課題に取り組んで成功してまいつたということは、まさにそのとおりだということを私は認めますけれども、しかし現在では電力需要は長期な低迷が続いておるし、また、これからもそのような見込みであると考え

られます。そうしてまいりますと、九電力と競合しない大規模電力開発の地点を探することは私はなかなか困難じゃないかという感じがするわけでございます。三十年代から五十年代までの機能を果たしておるのじゃないか。こういうように電力需要が低迷しておる中で、これからの昭和六十年代以降の電発の政策課題をどこにお求めになりますか。その課題を明確にしたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 電源開発株式会社につきましては、先生御指摘のように、従来電気事業分野におきまして一般の電気事業者の持つ地域性あるいは私企業性の限界を補完して国のエネルギー政策を実施する、そういう機関として役割を果たしてきたというふうに考えております。先生のおっしゃるように、最近電力をめぐる情勢はいろいろ変化をいたしてございませう。特に経済の安定成長への移行に伴ひまして、電力政策の課題も、電力の需要増加に対する量的対応に代るという問題から、今後は供給の安定性あるいは経済性の向上という質的な面での対応がますます重要になっていくというふうなことを考えております。こうした時代の要請に即して、電発の役割も、例えば電力の実証技術の開発、実用化、あるいは新技術の導入による電源の多様化、各地域にまたがる広域的な石油代替エネルギーの開発、資源開発の国際的な展開というふうなことで、さまざまな面での展開が予想されるわけでございます。こうした事業によりまして、九電力の持つ地域性あるいは私企業性の限界を補ひまして我が国の電気事業全体の質的な強化に資するというふうなことを考えているわけでございます。

○横江委員 項目の羅列では、具体的に六十年代の電発の政策課題というところがぐつと浮かび上がつてこないのです。今のようなお話の中では、一体全体これらの指針というのはどんな形になるのか、電発の進むべき道はどうなるのかということば浮き彫りにならないのですが、今のお話であなたはわかつておるのですか。私はわからない

のです。もう少し具体的に示していただきたいのです。

○山本(幸)政府委員 電気の今後の役割と考えられる分野につきまして若干具体的に申し上げますと、大きく分けて五つほどあるかと考えております。

第一は、各地域にまたがる広域的な石油の代替資源の開発でございます。例えば大型の輸入炭火力の建設とか基幹送電線の建設ということでございます。

第二番目は、電力関連の実証技術の開発あるいは実用化ということでございまして、例を挙げますとATR、新型転換炉でございますけれども、この実証炉の建設とか、あるいは石炭火力でございますが、流動床ボイラーあるいはガス化発電といった新たな石炭利用の発電方式、さらには大容量の直流の送電技術の開発というのがございまして。

第三番目には、新技術の導入によります電源の多様化ということで、例えばこれは水力でございますけれども、低落差の発電につきましまして国産水力エネルギーの高度利用技術を開発しようというようなことがございまして。

第四番目のカテゴリーとしましては、海外の技術協力でございます。途上国における水力開発とかあるいは石炭火力開発につきましまして従来非常に実績がございますが、今後ともこうした需要がふえておるといふことでございまして。さらには途上国からの石炭火力の運転員につきましましての訓練研修につきましても非常に期待が高まっております。

第五番目のカテゴリーとしましては、エネルギー資源開発の国際的な展開ということでございまして、例えば発電用の海外炭につきましまして供給ソースを多様化するか、あるいは途上国における水力開発とか石炭火力につきましましての技術協力をしていくというふうなことでございまして。以上、五つの分野につきましまして簡単にその実例をサンプルとして挙げたわけであります。

○横江委員 私は今の五つのカテゴリーを伺いまして、しかも具体的にその目的を果たすために御努力も実はいたゞいておられるわけでありますが、例えば電力需要の低迷ということからまいりまして、専門家の皆さんのいろいろな話を伺いますと、五つのカテゴリーは一応まず別にして、電気の使命というのは二つの目的を持つておられるのだ。

その一つはもちろん電源開発であります。いま一つは電源開発を国家的見地から調整をしていくということ、大きく言うならばこの二つなんだ。しかし、先ほど私が申し上げましたように、二十年代から五十年代、現在までにかけてその意味の開発、調整というものは終わつた感があるのではないかと。これは専門家の御意見としてございまして。同時にまた終わつたのではないかと話の中で、九電力に分散をすればいいやないかという言い方も実はあるわけであります。あるいは電力需要が低迷をする中でございまして、世界の国々の発展のために海外技術の協力事業を随分推進しておみえになります。こういうようなことに目的を明確にした方がいいのじやないだろうかという意見もあるわけでございましてけれども、私は今の五つのカテゴリーからいけば、いやそんなことはありませんというのを言われることはよくわかります。こんな意見もこの法改正の中でまたある、しかも専門家の中であるというところからいまして、こういう公の場におきましてひとつこれに対する見解というものをお尋ねをしていきたいというふうな思っております。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。先ほどの五つのカテゴリーという中で、先生おっしゃったのは第一のカテゴリーということでございまして、これは従来から電源開発をし、また広域調整をするという今まで電気のやってきた役割の最も主たるものでございまして。これにつきまして今の御指摘は、次第にそういう必要性がなくなってくるのではないかとということでございましてけれども、具体的な発電所の名前を挙げますとたくさんございまして、いわゆる広域電源の開発というところで申し上げます、大規模の石炭火力の開発をやっておりますし、それからさらにいわゆる私企業の境界の補充ということ、ある程度コスト高になつておられるけれども、今後については国産のエネルギーとして重要であると思われる水力開発もたくさんございまして。そういう意味で、今先生おっしゃつたような、基本的に電源開発株式会社の行う電源開発とかあるいは電源開発株式会社の持つ電源の調整の役割というものが今後失われていくのではないかと。これにつきまして、私もそのようなことはないと。この二つに考えております。

○横江委員 そこで五つのカテゴリーというものをそれなりに凝縮をしてみますと、結果的には電気の新しい六十年代から将来の進路というものは、一つは先ほどお話がありましたような実証炉、いわゆる原子力発電所などのように電気の開発、その延長線上にどのような力を注いでいくのか、ここあたりの二つに絞られてくるのじやないか。もちろん今の海外への技術の進出とか協力とかそのことについてはそれなりに理解いたしますけれども、これからの電気の進むべき方向というのは原子力、そして大規模な石炭火力、その延長、それに力を注ぐべきではないかというふうな思ふわけでありますけれども、そのように理解してよろしいでしょうか。

○山本(幸)政府委員 今先生の挙げました点以外にも例えば技術開発とか海外の問題がございましてけれども、先生のお挙げになりました点も非常に重要な点であるということについてはそのとおりでございます。

○横江委員 そこで、私は素人であるからいのですが、原子力あるいは石炭、特に石炭の場合には、この石油万能の時代に国家的に石炭火力をこれから推進をする、余り大きな発電所はできないにいたしまして国策として必要だ、これはよく理解をするわけであります。そんな中におきまして、例えば国としては水力あるいは石炭、原子力、最近電車とか汽車に宣伝が出ています、五軒のうちの一軒は原子力です、資源のない日本としては必要ですよというあれも出ておられるわけでございます。そういう中におきまして、今のような電の水とか石炭とか原子力とかその他のものを入れてコンビネーションというのですか割合というのか、ベストミックスはどういうふうにお考えになつてみえるのか、その割合をひとつお示しをしたいと思いますと思うのです。

○山本(幸)政府委員 先生のおっしゃいますように、各電源によりましてその特徴が異なりまして、例えば原子力につきましては非常に長期安定性がございまして。しかし一方、フレキシビリティという面では若干欠ける。これに対して石油につきましては若干高いあるいは安定性に欠ける、燃料の値段も多少のフラクチュエーションということがあるわけでございまして、需要に応じて調整ができるという特徴がございまして。そういうことで、いわゆるベストミックスということが最近電力業界においても非常に強い関心を持っておりまして、私もそういった観点から昭和七十年代について、今後どうなつていくかということを見ますと、これは、もちろんこれがベストということではございせんけれども、現在進んでいる延長線上での今後の電力のバランスを見ますと、昭和七十年代の末で設備ベースで見ますと、原子力が二四%、石油が二四%、この二つがメインでございます。そのほかLNGが二二%、石炭が一〇%、水力につきましては、いわゆる揚水も入れまして二二%というふうに見込んでおります。さらに、実際に電力を起す発電電力量で見ますと、同じく昭和七十年代で原子力が三五%、石油が二五%というところで圧倒的に原子力の比率が高まる。二番目がLNGの二二%、石炭が一三%、水力は一三%。そのように見ておられるわけでございます。

○横江委員 今ベストミックスを伺いましたが、昭和七十年代で原子力二四%、これからの電気の重

心をここに置くんた、石炭にも注いでいくんだ、こうなつてまいりますと、昭和七十年代、原子力の関係というのが二三%までのシェアを、いわゆる電力バランスをとるためにこれから電費は大きな期待を寄せておみえになると思ひますけれども、例えばその関係でまいりますと、先ほどお話のありましたA.T.R.の関係でございますが、青森の大間でございませうか、これが大きな出資金になつてくるのではないかとこのように考へるわけでありませう。この環境調査も終つておるわけでありませうし、あるいは何年に着手して何年に稼働するということも決まつておると思ひますが、そこらあたりは予定どおり進んでおるわけでありませうか。この問題については、今後の問題も含めて非常に注目されておると思ひますが、いかがでございませうか。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘の大間のA.T.R.でございますけれども、これは現在電費の最大の原子力プロジェクトでございます。これにつきましては、昨年五月A.T.R.実証炉建設推進委員会というのでございまして、その場所が六十一年度着手、六十四年四月着手、それから七十年三月運開ということと建設計画が合意されております。その後地元との調整に入つておりますけれども、現在の段階では地元との調整中ということで、この計画自体がまだそのまゝ進むという状況ではございません。

なお、先生おつしやいましたA.T.R.のお金でございますけれども、総工費は三千九百六十億円というところでございませう。

○横江委員 今までの九電力の三十二基というのは軽水炉ですか、これは当然コマーシャルベースに乗つておるわけでございます。今回のA.T.R.の実証炉というのは地元の調整がつけばもうコマーシャルベースに乗るような形で、さつと六十四年には着手できて九電力におろすわけでございますが、コマーシャルベース的には採算が合う、もうそこまで研究済みでございませうか。

○山本(幸)政府委員 A.T.R.と申しますのは新型

転換炉と申しまして、今先生おつしやつたように現在九電力の原子力の主力であります軽水炉とは違ひます。今後軽水炉の次に考えられます高速増殖炉というのがございませうが、それに移行するまでの間の一つの中間的な炉になるというふうに考へております。これは実証炉でございませうけれども、現在そのコストの計算もいたしておりますが、現在のコスト計算では、一般の軽水炉の原子力が一キロワットアワー当たり十三円程度、これに對しましてA.T.R.の場合には十五円程度でできるのではないかとこのように見られております。なお、石炭火力が十四円ぐらい、それから水力は、新しくつくる水力は二十一円ぐらいという状況でございませう。

○横江委員 そうしますと、石炭とそう変わらないう、まさに採算は合うということになると思ひます。そこで、当然に六十四年には間に合うような努力をしておみえになると思ひますけれども、軽水炉との比較、特に国策として電費が開発をして行ふのだというA.T.R.との違い、これは私もがあなたの方の説明を伺つておりますと、軽水炉に使用した濃縮ウランの燃料等そのものが再利用できる、資源のない国としては当然これはこれからの原子炉なんだということでございます。そこらあたりの軽水炉と違つて、海外にウラン等を求める日本としてはまず必要なんだということを含めながら、そしてそれをこれからの電費の大きな柱にしたいという場合に、今の大間が大きな指針になつておるわけでありませうけれども、地元の調整が今どうなつてきておるのかということとあわせて、きょうの新聞を見てまいりますと、「電源立地の推進地区 通産省が指定見直し」これは大間と静岡の浜岡を追加して石川の七尾あたりは解除しているわけでございますけれども、これから推進するということ強く打ち出したものであると思ひます。もちろん、原子力の問題で安全性云々という話については、私もとしてはそれなりに党の問題等もあるわけでありませうが、国策的

な立場で今私は指摘をさせていただいておるわけでございますけれども、このような電源立地の推進地区が明確になつた、そして採算がとれるようなそういうA.T.R.の開発は進んでおるのだ、地元との調整だけなんだというように点でまいりますと、この立地が明確に推進が決まつたという段階において、今後のこの大間については非常に強い関心を持つておりますけれども、実現ということをおあわせで、明確にひとつその辺も御答弁をいただいております。

○山本(幸)政府委員 御指摘のように、A.T.R.につきましては軽水炉とは違つた特徴がございませう。その第一はウラン資源の節約ができるということでございます。先生御指摘のように、軽水炉で燃やしました濃縮ウランをさらに再処理しまして、そこから出るプルトニウムその他を使いましてこのA.T.R.が動くということで、ウラン資源の節約が可能になるというのが第一点でございませう。

第二点は、プルトニウムの利用技術が確立するというところでございまして、これは将来、夢の原子炉と申します高速増殖炉というのは、プルトニウムを主として燃やすわけでございますけれども、そうした高速増殖炉時代に橋をつなぐものとして、このプルトニウムの利用技術の確立というのが非常に重要であるわけでございます。

【奥田(幹)委員長代理退席 委員長着席】
現在の状況でございますけれども、現在地元につきましては、関係漁協との間の交渉が行われておるという段階でございませうけれども、関係町村の推進協力を背景にして、電費としましてはその立地推進に努めておることでございませう。お話しのように、今後重要な立地点ということで、私もこのA.T.R.の大間地区における立地につきまして重点的に推進をいたしたいというふうに考へております。この地元の調整と並行しまして、基本設計等は既に終了いたしておりまして、今後その立地の進展に際しまして諸手続を進めるといふ段階にあるわけでございます。

○横江委員 今電費をずっと指摘をしておりますが、やはり国策的な政策の機能を果たしていくためには、ぜひこれからの日本の技術分野の問題、あるいは電費から石炭の問題、その目的の果たせるような努力をお願いしてまいりたいと思つております。

時間の関係等で次の問題に入りますが、今回幾つかの特殊法人の民間法人化がされたわけでありませうけれども、特に中小企業投資育成会社について若干お尋ねをしたいと思います。

この公的な投資、公的な資本を受けて活力のある営業をして、国から優良中小企業だというお墨つきというのでございませうか、このように自負をして活動している企業としては、特殊法人から民間会社というのですか、今回のような民間法人へ変わるといふことは好ましく思つていない。国から投資を受けた、いわゆる認められた中小企業として誇りを持続したい、今まで投資を受けている中小企業にしてはそんな気持ちがいっぱいであるというふうに私は思ふのです。

今回、中小公庫からの金の出資が全部消却、返還された、臨調も民間法人化を進めなければいかぬというようなことからこういうような改正になつてきたわけでありませうけれども、私は、現在のこの複雑多岐にわたる、しかも多様化の経済環境の中では、中小企業の財務基盤というものは非常に、自分一人ですべていけるというふうには思ひませんが、投資会社からいたるところの財務基盤というものは、必要だから投資を受けるわけでございますけれども、実は強固でないと思ふのです。そういうところこそ、やはり現在までの特殊法人から投資を受けておる、そしてその形でやつていくというところの方が中小企業育成の上においては私は非常にベターである、適しておるというふうに思ふわけでございますけれども、若干これはおかれておるわけでしょうかね、私自身が。いかがでございませうか。

○広海政府委員 私どもの調査におきまして、この投資先の企業につきまして最近実態調査をし

たわけでございますが、この投資育成会社から投資を受けたことのメリットといたしまして、信用が増大したという点につきまして非常なメリットがあるというふうに回答したものが半分以上ございまして、御指摘のとおりこういった会社から投資を受けているということがその信用につながるということで、大変なメリットを感じているようでございます。

今回の措置は、基本的には昭和五十八年の臨調答申等の趣旨を踏まえまして、会社の経済的自立を図るといふことであるわけでございますけれども、同時に、中小企業の自己資本の充実を図るための政策実施機関ということでの会社の中立性の維持という点につきましては十分配慮いたしまして、それで依然として政府の監督下にある特殊な会社であるという位置づけを明確にした上で民間法人化を図っている、こういうこととでございます。

○横江委員 特殊法人であるがゆえに中立性が保たれるわけですね。企業の経営の自主性が尊重されるわけですね。特殊法人という字句から出てくる印象も強いと思いますが、事業運営についての干渉や役員派遣は一切ない、そして自己資本の充実が図っている、中小企業の経営者の皆さんは安心をしながらこの投資会社に相談が実足である。これは今まで事実そのとおりだったのですよ。これから中立性を担保するからそういうことは心配ありませんよと今言われるけれども、このように民間法人化に変わると、民間の中小企業の皆さんはどうしてもその心配が先に立つ。従来と違うのじゃないかというように心配が出てくるというように気が私にはするのです。例えば経営指導の名をかりて経営介入がされるのじゃないか。あるいは人事の介入はないけれども、重要ポストへの派遣職員、これからそういうことが出てくるのじゃないか。そういう現実的な問題、今は答弁としてはそういうことはないけれども、民間化するのですから、将来、十年先、何年先には、やろうと思えば法的にはできるわけなんです。

今、それは絶対しません、そんなことになっておりません、この決めた以外のことは、商法で規定するのですが、ちゃんとそういう点については中立性やそういう点は心配ありませんよと言われるけれども、どうもやはりそういう心配をされるというふうには私は思うわけでございます。

そこらあたりの関係から、時間の関係でもう少し触れたいと思っておりますけれども、例えば一五%から五〇%の基準の問題や、あるいはまた投資の基準もいろいろありますけれども、選別投資が強くなるのじゃないかと、あるいは系列化とか子会社だとかあるいは関連企業化というようなことが出てくるのじゃないか。一口に言うならば、民間会社でございますからもうかなければ投資をしない。株の評価についても安くしていくというふうなことも出てくるのじゃないかという心配を、特殊法人から変わると持つ方が随分ある。また現実には私は聞いておるわけでございます。そのことは絶対ないというのを担保をさせていただくということが絶対大事だと思っておりますが、ここらにはひとつ大臣からその担保を一口で結構でございますので明確にさせていただきたいと思っております。大臣から担保してもらわなければいかぬですよ、大臣からいいですよ。

○野田委員長 後で大臣から答えてもらいます。

○広海政府委員 投資育成会社の事業は、株式の保有という中小企業者の経営権に直結するものでありますだけに、会社が投資先企業の経営支配等を行わないようにその中立性を維持するということは、これは極めて重要なことだというふうに私も認識しております。このために、会社の事業の基本的なルールを定めております事業規程につきましまして、引き続き認可制度を残していくというふうなことで、事業の基本的枠組みに係るものに関しましては、必要最小限の規制を残しているわけでございます。また、万一投資先企業の経営支配という事態が生ずるような場合には、一般的監督命令、これは依然として残っております、この命令によりまして、そのような事態が発生しないようにするというようないろいろな制度を残しているわけでございまして、これまでもそうだったわけでございますが、先ほど先生が御指摘になりましたような役員派遣あるいは経営支配、こういうようなことは今後もしないよう指導していくというところでございます。

○渡辺国務大臣 ただいまでもう答弁が尽きております。そのとおりでありまして、引き続き中立性確保のためによく監督をまいります。

○横江委員 よろしくお願いしたいと思っております。

次に、公害防止管理者、公害防止主任管理者の国家試験、この事務の民間委託に関連をして、公害防止の立場から、ちよつとほかの面で御質問をしていきたいと思っております。

産業廃棄物処理場についてでございますが、産業廃棄物の処理場を確保することは現在非常に厳しくなっております。経済活動の拡大によって廃棄物は、産業でも家庭の場合でもそうでございますが、非常に多くなっております。それと逆に、処理場の確保をすることは非常に困難だということも事実でございます。

これから私が申し上げようとするのは愛知県の豊橋市の例でございますけれども、四万平米の産業廃棄物の処理場を確保いたしました。これは善良な産業廃棄物業者でございまして、十数人の地主から土地を四万平米も買うということ、そして廃棄物を処理することは大変でございます。借りるか買うかで、借りるのがほとんどでございますが、十数人の地主から農地を賃貸借、借り上げまして、埋め立て完了後は作土をして土地改良事業にかけ、換地処分を行い、優良農地として地主に返却するという計画であるわけです。もちろん知事から正式な許可もいただき、そして、その善良な産業廃棄物業者はその処理場のために数億の資金もつぎ込んでおられるわけでありまして、期間は七年間で埋め立てを完了する。現在はまだ二年を経過しておりますが、このような形で、埋め立てはこういう格好になっておるわけです。四

万平米で数億の金をかけたというのは、例えば水処理施設、それから沈砂池、堰堤入口、こんなふうで、これだけでも実は数億の金がかかっているわけでありまして。

今埋め立てがどんどん進んでいる中で、たまたまこの埋め立て中の処理場へ事件屋か悪徳不動産屋か、それらしき者が数人來まして、土地の賃貸人の一人から一部の土地を買ったから時価の三倍で買え、四日以内にその返事をせよ、さもなければ即刻測量して、そしてこの土地の中には出入りを禁止する、埋立作業は認めぬという、こういう妨害というのか言いがかりというのか、してきたわけでありまして。家屋の場合は当然に、賃貸借契約して登記をしないで地上権を設定されるのであります。ところが、土地の場合には賃貸借を結んで登記をしないで地上権を発生しないようでありまして。ところが、土地を借りた場合に、賃貸借契約を結んで地上権を登記所へ設定するといつたら、地主は絶対にそんなものをやってもたら困るという承知しないから、今の場合にはそんな地上権の登記はしてないということだそうでありまして。ここにそのやからがつけ込んで、地主たちをたぶらかして土地の一部買って、そしてその後、地上権はないから早急に土地を買え、さもなければすぐ出ていけ、こういう無理難題を突きつけているという事実があるわけでありまして。

これは業者にしてみるならばまさに致命的な打撃で、もう仕事ができないうのです。七年たちましたら、ほかの皆さんにも優良土地として返さなくちゃいけませんけれども、返すという約束、それすらも履行できない状態です。今真ん中あたりの一部の土地でそれがあから、そんな土地改良もできませんし埋め立てもできない、こういうような実態が問題として出てきて、これは、東京に産業廃棄物業者の中央の本部があるそうでありまして、これは大変だ、愛知だけの問題ではないということ、その産業廃棄物組合本部のいわゆる顧問弁護士をきょうこの現地へ派遣して、そしてその対応をしておるといふ実情が今あるわ

けてございます。

産業廃棄物業者にしてみれば、大変な手だてをして、いろいろな法律を駆使しながらこの許可をもらって始めたから二年ぐらいいでそんな邪魔が入って、そしてそのことによつて致命的な打撃を受けて、まさに死ぬか生きるかという状況にあるわけでございますけれども、こんなようなことが、その本部の方の話を伺いますと、何かいろいろな形で、握り金で話がつかっているかとかどうかということがありますが、最近では暴力団の資金源、こういう形にいくんだというふうなうわさすら随分あるようでございます。全国的な例としてこのようなことを承知してみえるのかどうか、そのような実態はどうなっているか、一遍お尋ねしていただきたいというふうに思います。

○黒田明(政府委員) 産業活動を営み続けるためには、どうしても産業廃棄物の処理というのが重要でございます。これは、御承知のような法律に基づきまして産業廃棄物業者は都道府県知事の許可を受け、その許可のもとで適正な事業運営を行うということになっていくわけでございます。実は、ただいまのような事例については私も承知をしておりますが、本件は私もどうしても産業活動担当という意味では重大な関心を持つべきだと思います。これは、先生御承知のように厚生省が所管しているわけでございますが、厚生省の方と相談をいたしたいというふうに思います。

○横田説明員 答え申し上げます。

御指摘の事例につきましては、私も詳細には聞いておりませんが、愛知県が近々相談に見えろという話は聞いております。また、同様な事例がほかにも発生しているかどうかということにつきましては、現在のところまだ聞いておりません。

○横江委員 先ほど御答弁いただきましたように、正規な形で許可をいただいて、そして投資して産業廃棄物活動をしているわけでございます。今、争いの中で産業廃棄物活動が大きく制限をされているということなんです。

厚生省の方は愛知県から近々相談にお見えになることだということで、厚生省として、この事実関係からいってどんな対策、どんな対応を——もちろんよろしゅうございませうということじゃないと思いますが、産業廃棄物法あるいはそれ以外からいっても、法的な許可を受けてやっておる善良な産業業者に對してそんなへんてこなものが出てきた、それによつて事業ができなくなるということとは、産業廃棄物法も予定しておるような問題ではないと思ふのですけれども、具体的な対応、対策について、今私が指摘をしましたが、いかがお考えでございますでしょうか。

○横田説明員 本件につきましては、第一義的には民事上の争いに起因する問題でございます。これは直接の対応は難しいケースかと思ひます。しかしながら、産業廃棄物の最終処理場の適正な処理に支障を生ずるような場合には、産業廃棄物の適正処理の確保という観点からも重大な影響を及ぼす心配もございませうので、状況の把握に努め、必要に応じて県に對しまして指導を行つてまいりたいと考えております。

○横江委員 時間が参りましたので一つだけ。暴力団の資金源として全国に広がる前に、今の法の盲点を突かれてきているのです。善良な業者が、だから、その盲点、不備をいかに補うかということが一番大事なことだと私は思ふのです。そこらあたり、きょう法務省の方もお見えになりましたので、地上権のことについては難しい部分があるかも知れませんが、その対応について厚生省、それから法務省の方にもぜひ前向きな御答弁をいただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○横田説明員 御指摘の点につきましては慎重に検討してまいりたい、かように思つております。

(横江委員(前向きですか)と呼ぶ) この点は非常に大事な問題ですので、前向きに検討したいと考えております。

○濱崎説明員 御指摘の事例は個別的な案件のこ

とでございますので、その権利関係がどうなるかというところは個別的な、具体的な事実関係を全部総合してからでないと申し上げられない問題でございます。また、お伺ひした範囲では、現在の民事法の場面におきましても当然に、新しくその土地を買った者が産業廃棄物処理業を行つておる業者に對して明け渡しを請求することができるといふことになることは必ずしも決まらない問題であると思ふわけでございます。それはあくまでも具体的な事実関係に依つて、いろいろの場合がございませうけれども、必ず買つた人が権利関係において勝つというものは限らない。御指摘のようにはそれは弁護士さんが現地でこれから調査されるということでございます。その調査された事実関係に基づいていろいろ法律問題が生じてくるであらうと考えているわけでございます。

なお、産業廃棄物処理の場面で特別の立法が必要かどうかということとは、今御答弁されたように検討されるということでございます。けれども、もし民事法の場面でも何か協力する、相談に応じなければならぬことがございませうれば、指摘を受けて御相談にあずかりたいと思ひます。

○横江委員 終わります。

○野田委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 嫌なことは言いたくないのだけれども、ともかくどうです、これは。野党が余り偉そうには言えないのだけれども、自民党は責任政党なんですよ。かつては過半数は自民党が出ていなければ質問しなかつた。こんなだらしないことでは話にならぬですね。委員長も佐藤筆頭理事もそこにおられるんだから、もう少し責任を持つて出席させないと、傍聴の方が大変多いのだけれども、失望するだろうと私は思ふのです。どうですか、委員長。

○野田委員長 同感であります。

○中村(重)委員 同感であります。じゃだめなんだ。どうするのと言ふのです。

○野田委員長 今集めているから……。

○中村(重)委員 では、集めるということですか、質問します。

今、同僚の横江君が電気のATRの実証の問題について質疑をしておられたのを聞いておつたのですが、私は、この原発の建設、電気の活性化の前にも、どうも電気はすつて飛んでしまふのじゃないかなという感じがするのだ。当初の予算は三千九百六十億というところだった。これの資金分は、直接工事だけで、政府補助が三〇%、九電力が三〇%、電気が四〇%という分担になっているのだけれども、六千億以上かかるのではなにかと言われているのです。当初は、重水炉であるというふうな関係もあつたのでしようか、あるいは電氣に對する安全性を追求する住民の安心感もあつたのではないかと思ふのだけれども、大した反対はなかつた。正直に言つて、さすが国策会社だということの評価を私はしたのだけれども、その後、これは補償金の問題があるのだから漁協の反対ということになるのは避けられないだろう。住民も一部反対をしているということですが、計画から大体どのくらいおくれるという見通しなんでしょうか。

それから、先のことだから四千億が六千億かかるというふうなことは言えないとか、今の段階で分担率を交えるというふうなことは大臣も答弁としては言えないかもしれぬけれども、一キロワットアワー十五円というように部長は答えておつたけれども、このままでいったらこれはそんなものじゃないですね。何しろ民間の電力会社は一基でなくて二基、三基とつくるものだから、その点が経営安定ということにつながつていくのだけれども、電氣は一基だけでしよう。そこにやはり不安があつて、私は、これで電氣はぶつておれてしまふのじゃないかということも単なる杞憂じゃないのじゃないかという感じがするのだけれども、どうです。

○山本(幸)政府委員 ATRにつきましては、先生も先刻御承知のように、非常に画期的な炉ではあります。従来の軽水炉に比しまして、軽水炉か

殊法人ではございますけれども、今までの業績というものは非常に高く買っているわけでございませう。ただ、いわゆる特殊法人といたしまして今先生の御指摘のあったような、名称が総裁あるいは副総裁というようなところから始まりまして、その他の例えは役員の任命の点とか、あるいは附帯事業としてやる範囲とか等々非常に規制が厳しい。この点につきましては、やはりそういう規制を解き放ちまして自由に活動できるようにする必要があるかというふうに考えたわけでございませう。

さらに一番中心になりますのはやはり配当をするということ、基本的にいわゆる株式会社としてまして利益を目指す集団であるということにする方が、一般的な企業活動といたしましては活性化されるだろうというふうに考えておるわけでございませう。例えば企業の人々の努力によりましてコストダウンが図られたという場合にも、そのコストダウンの成果というのはいずれも電力自身の中には含まれない、基本的には広い意味でのコストダウンということ、九電力に対する卸売の料金の引き下げというふうにつながったわけでございませうけれども、やはりそうした企業の企業努力がその企業の利益に結びつく、それがさらには配当に結びつくという料金システムといえますか、制度の内容を変えらるることによりまして活性化が図られるというふうに考えているわけでございませう。

○中村(重)委員 配当ということにえらい力点を置いておられるようだけれども、先ほども質疑が行われておったけれども、恐らく株は電力会社に大半持たせるつもりだろうから、一般にこれを公募するわけでもない。どうも配当の方で活性化といっても、答弁としては出てきたけれども、余り大きな声でこれまた活性化の柱の一つにするというようなお答えは大変苦しい答弁をしておるような感じがして、臨調から言われたから何かしなないとどうもぐあいが悪いなというふうなことで手をつけたという印象があるのですが、まあそれはいいでしょう。

役員の数は現在十一名ですね。これをどのぐらいにしようと考えていらっしゃるのですか。これは時間の関係があるから申し上げるのだけれども、一般の電力会社は二十名から四十名ですね。電力は十一名。そして一般の電力会社は発電あり、それから送電がある。これはその業務の容量において違いがあることは私も認める。ところが、電力は全国的規模でもって事業を展開しているのです。九電力がやらない事業、広範な事業をこれはやっている。その点から考えてみると、他の電力会社が二十名から四十名、電力の十一名、これは均衡がとれておるとお考えになっておられるのだろうか。これは電力が少な過ぎてほかの電力会社が多過ぎるのだ、そういう感じを今まで持つてこられたのですか。この点いかがなんでしょうか。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように一般の電力会社に比べて電力の役員は少いという感じがします。ただ、他方一般の電力会社を他の企業に比べてみると、特に役員の数が多いということはないというふうに考えておりますので、私も相対的に電力の場合には役員数が少ないというふうに考えております。

○中村(重)委員 少ないということだけでは私の質問に答えたことにならぬ。これは活性化の関連があるのだから、こうした陣容はどうしようとお考えになっておられるのか。先ほど質問の中にも出ましたが、今は社長が東京電力から行っているのですね。それで今はまだ副総裁、総裁と言っているのだけれども、総裁が電力から副総裁が通産省から。ほかにもう一名、通産省。それから大蔵省から来ているのですね。ほかからも来ているのですか。こういうものをどうするかということ。そういう活性化を図っていくということになってくると、現在の姿というものを直してここにメスを入れていくとか、あるいはさらに足りないものは、増員をしなければならぬものは増員をしていくとか、いろいろ基本的な、根本的なことに活性化の道を見出していくということではないとだめ

なんです。大臣、いかがですか。○渡辺国務大臣 役員の数が幾らがいいのかは、それは経営方針によって決まりますから、役員が多い方がいいとも限らぬし、少なくて経営効率率が上がるのが実際は一番いいのではありませんか。中国、四国電力あたりと比べてみてもやや少ないかなという感じがします。これはふやしたら能力率が上がるのか、むしろ上がらなくなってしまうのか、あるいは、むしろ上がらなくなってしまうのか、それはいろいろなことがございませうから、よく検討させていただきます。

○中村(重)委員 私は電力会社の例を挙げたのだけれども、電力会社は公益性を持つ事業、そうして地域独占でしょう。料金は原価主義で認可制でしょう。そうすると、これは民間会社だから通産省からいろいろ言われないというふうな、よそごとだというふうに考えてはいけません。やはり原価主義になつていくということになれば、役員が多ければそれだけの費用がかかるわけだから、そうすると電力料金にそれはね返ってくるのだから無関心であつてはならないのです。これはいかがでしょうか。原価主義で料金を認可する際は、ただ石炭の価格が幾らであるとか、あるいは為替レートがどうだとか、そういうことだけじゃなく、内部留保をどうするか設備をどうするか、それからそうした人件費等々の問題についてもメスを入れて試算をして認可をしていくのです。だから電力が少いというならば、それをもつとふやしていかなければ活性化につながらないというふうな考え方であるならば、それを手を入れていく、ふやさなければならぬものはふやしていく、電力会社に対して多過ぎると考えるならば、それに対して通産省としての適切な行政指導等を行っていくことではないかと、これは公益事業として保護される電力会社が、単なる民間企業ということだけで放任していくというところは、通産省が無責任だというそりを免れないと私は思う。これらのことについての考え方をひとつ聞かせてください。

○渡辺国務大臣 御趣旨はごもっともだと思ひます。民間会社が多過ぎるのか電力が足りないのか、どつちかですね。あるいは足りなくともそれでうまくいくなら何もふやす必要はないし、確かに電力会社が多過ぎるか、ほかの企業、同じ売り上げ等の他の企業と比べてみなければなりません。しかし御趣旨は、確かに原価主義ですから、それは放漫経営をやられていいというわけのものではありませう。したがって、そういう点において一層注意をしてよく調べてみます。

○中村(重)委員 原価主義の問題に私が触れたから関連してお尋ねをしていくのだけれども、円高差益の問題について通産省は一応の方針をお出しになったようなけれども、料金認可をする場合はこの原価主義で一年間ということに試算しているんです。そうすると、もう今年になるのです。あの料金を認可してから。あのときは為替レートは二百四十二円であつたと思うのです。それから油は一バレルたしか三十二ドルだつたんですね。今は、御承知のとおり二十ドル割れでしょう。北海の方は十ドルまでこれを割るという状態になつてきておる。しかし、そんなむちゃくちゃなことは期待してもいけないのだし、余り油が下がった下がつたといつて喜んでおたら大変なことになると私は思ふから、そういうようなことは、適切な為替レートになること、あるいは油の値段が適当な価格に持ち直すことをむしろ期待しているのです。それが日本の経済社会の安定を促しているのだから。だからその点は私は無責任なことを言おうと思つていないのですが、ただ、円高差益を還元するというような問題について考える前に、一年間ということに原価主義で料金を認可したのだから、こんなに大きく変動しているのだから、まずそれを見直していくという考え方が先行しなければいけないだろう。そして暫定的に一応差益を還元しておくとしようかなことをおやりになることはいいのだけれども、その点をどうお考えになっているのだろうか。基本的な問

題だろうと私は思うんですよ。それは一つも議論にならぬでしょう。あなた、ドライに物を言われるのだけれども、そのあなたがこの問題について触れておられないのは渡辺大臣らしくないかと私は何回か思った。どういう考え方ですか。

○渡辺国務大臣 非常に急激な円高でありまして、しかしこれも不安定な面もございまして。ございまして、まあまあ百八十円程度で日米の利害も当分一致をするから大変な動きはないんじゃないかという考えを一つ持っております。しかし、これはまだ不安定要素がございまして、やはり長期的に電気料金の改定を根本的にやるということですから、いろいろ手続が必要であつて、片一方では円高差益の還元を早くやれ早くやれと言つておられるが、実際はそれにはなかなか間に合わない。したがって、なるべく早く間に合わせたいという考えが一つ私にあつたのです。

その次は油のことですが、これはもつと見通しが立たない。全世界で一五%か二〇%ぐらい、その程度の過剰な生産がある。それが結局だぶついてきて、とんでもない値段で出ていくわけですから、全体の油の値段を下げていく。しかし、これは十五ドルのようなことになりまして中小メーカはばたばた倒産しますから、アメリカなんかでも随分ありまして、小さい井戸は、一遍ふさいだ井戸はもう役に立たない。したがって、油の需給は非常によくなつて値段は上がるでしょうが、何か景気でも出てきて世界じゅうから油の需要が多くなつたら、今度は暴騰するという話になるのです。ですから、石油価格の落ちつき場所がわからぬ。夏場までは不要期ですからどうしてもなかなか話し合ひがつかないで、生産調整の話がつかぬ。しかしながら連中も、連中と言つてはしからぬ。OPEC諸国等も、そう安くなつたのでは幾ら掘つても実入りが少ないわけですから、結局もう苦しくなりまして秋には話がつくだろうというのが大体一致しているのです。秋口になると需要期にも入るし。そのときの値段が幾らになるかということはいくらもわからない。かなり

上がつてはくる。

したがって、そういう非常に不透明な中で一年間電気料金を下げようというのですから、実際はかなり冒険ではあるのです。だけれども、暫定措置として一年間ですから、一年間だけは下げよう。二十二、三ドル程度に落ちつくだろうという、どこまでも見込みでやっているわけですからね。確信があるかと言われたら、実際は余りないのです。だけれども、これは見込みですから、これだつて、わかる人は一人もないのだから。今非常に円高不況と言われてみんな困つてゐる。特に素材産業等は電気をいっぱい使つてみんな赤字だ、ペアもできない騒ぎの状況の中です。減税はできない。そういう中でひとつ還元しようということになりますと、根本的な電気料金の見直しというのでなく、これはどこまでも暫定措置。それで秋以降の油の動向もはつきりつかなくて、円高も定着するかどうかを見きわめて、それ以降さらに長期にわたつて円レートの固まる、油の方も安定するということになれば、その時点で電気料金の体系の見直しは当然にやるべきであると思つております。

○中村(重)委員 そのとおりだと思つてゐる。私があえて言つたのは、前は、値上げしなければならぬときは、毎年毎年原価主義で計算して、たしか二年か三年か続いて電気料金を上げたことがあつたのです。今度は、円高差益が二倍とともかく電力会社にたまつてゐるんだ。これを下げることは、一世帯当たりとしたら五百円かそこらにしかならぬのだということ、そんなちやちな金を返すよりも、これは設備投資とか電力会社の特別設備をやらせるといろいろなことである。この方が景気対策にも役立つんだ、原価主義なんて忘れてしまつたやうなそういう議論がまかり通つてゐることは筋が通らぬと言つてゐるのです。

原価主義というのは、申し上げたように為替レート、油の値段、いろいろな面を総合的に判断して設備投資も織り込んで、原価主義による料金が

認可されてゐるんだから、今日のような状態の中

においてはそのことについてまず目を向けて取り組む。それは現在相当時間がかかるんだから、ある程度油の値段、為替レートの見直しもつけなければならぬのだから、暫定的に差益を還元しておくというところは私はわかるのです。しかし、全く原価主義についての見直しという問題が議論にならない、通産省もそれを検討しておるというやうな姿のないところに問題があるということに申し上げたわけですね。だから、あなたが、そのとおりだ、原価主義の見直しをやらなければならぬんだということですから、これは制度の改革もしなければならぬ点がたくさんありますから、相当な時間がかかるのでしようから、そういう問題も含めて取り組んでもらいたいということを強く求めておきます。

それから、もとに戻すけれども、この電気の役員は今度自主的に増減をすることができるといふことですね。

それから、先ほど横江委員も天下りという問題に触れておつたのだけれども、私は天下りという言葉を使ひたいとは思ひません。大衆有能な役員が若くして後輩に席を譲るためにやめなければならぬ、だからその有能な人をどこかに活用していく、登用していくということがなければならぬと考えるのですから、適材適所にそのOBの人たちが職場を求めていくということは当然であらう、そのように考えるのです。ですから天下りがいけないとか何とかというのを言うのはありません。ただし、社長はここから、副社長はここから、そして何人かというように枠を決めていく、さもそれが当然だといふやうなことは抵抗を感じるのです。もう電業も三十四年たちましたから有能な人材が育つておると思う。そういう内部登用ということ、ポストがどこであるとも適材適所でこれを登用していくといふことではなければ、本当の活性化につながらないのだという考え方には私は立ちます。今大臣が大事なときにいないのだけれども、これはだれが答弁するのですか。

○山本(幸)政府委員 初めに、今度の改正以後になりまして役員の数につきましても法定制でなくなりまして、株式会社一般原則でございまして、商法に基づく定款事項へといふふうになりますので、役員の数につきましても、具体的には会社株主総会でもって定款をつくつてそれによつて役員数を決まるといふふうになるわけでございます。

それから、先生おっしゃつた後の方の人材登用の件でございまして、役員は選任につきましましては現行法上は内閣の任命でございまして、法律の改正後は株主総会の自主的な選任決議に對して大臣が認可するといふ形になります。その認可に当たりましては、当該者の出身母体、そういうことにとらわれず、人物、識見等を勘案して公正に行つていきたいといふふうを考えております。

○中村(重)委員 一番重要な問題について大臣の答弁がないのは適当じゃないのだけれども、いらないのはしょうがない。ではちよつと待ちましよう。

○野田委員長 ちよつと速記をとめて。
(速記中止)

○野田委員長 速記を始めてください。
中村君。

○中村(重)委員 大臣、今私があなたに見解をただしたかったのは、よく各省からいろいろなところから就職をする、それを天下り天下り、こう言うのだから天下りであることは間違いないのだからだけれども、ただし、役人は大衆有能なんです。その有能な役人が案外早く後輩に席を譲るためにやめる。その有能な人材を遊ばしているといふ手はない。やはり適当なところに適材適所で就職をさせるというところは当然だろうと私は思つてゐるのです。ですから、いたずらに天下りといふことでこれを否定するものではないのです。ただ電業の場合に、総裁は電力会社から、副総裁は通産省から、こういうのです、社長と言つたり総裁と言つたりして悪いけれども、それが交互になつ

ている。恐らくこの次は通産省が総裁になる、今度ははかたつて社長になるのだらうという事は一つは常識的なことになっているのです。それで通産省から何名、大蔵省から何名、どこから何名というように枠が決まっている、これが既得権化しているところには抵抗を感じるのである。

○渡辺国務大臣 国が莫大な何百億という出資、七二%も出資をしているということになりますと、これは民間とは言つたつて今のところは、そのものに近いような現状です。したがつて、そういう関係もあつてやはり国の方、監督官庁である通産省あるいは資金の関係があつて大蔵省というようなところから慣例的に、ちやうど一種の外郭団体みたいな感じで役員が責任を持たなければならぬという大義名分もあるでしょう。それで出ておつたということは事実であります。しかし、これをなくすということは言うべくしてなかなか、国が七〇%、三分の二も出資金を持つていて、ということになりますと、全部民間の人だけにとつては、いかにいかにどうか、非常に難しい問題が現実的にはあらうと私は思います。しかし、こちらから行く人がとつては、余り有能でないのが行つていくわけではありませんか、仮にかなり有能なものを、次官経験者みたいな人が行つておつて、実際に無能では次官になれませんから、だから役人の中では一番有能な人材です。そういう点で決して引けはとらないのじゃないか。しかし三十何年もたつては、下から下からもうんと採つてやれよということにはよくわかります。わかりますが、国がこれだけの金、七割も出しておる

ような中で、有能な人がおればそういう人があるいはちゃんと社長にすればいいのかもしれないが、そこらの兼ね合いをどうするかということは今後の勉強課題である。いい人材がいたらなるべく内部から探るといふのは理屈からいへば当然のことでもあります。

○中村(重)委員 今のはそれでいいです。そういう弾力性を持つて柔軟に対応していく。一つの枠づけをしてしまふということだけは避けたい方がよろしいということ。通産省から行った人が社長で、それは適材適所であればそれでいいです。電力会社の場合それはそれでいい。適材適所であればそれでいい。だから私はそれをもつて天下一だ、けしからぬ、そういうことは言わないのだというのです。ただ枠づけだけをしてしまふということとはやめられた方がいい、既得権化することだけは避けたい方がよろしい、こういうことで申し上げておきます。

それから電力に国策会社としての役割を期待するので、単に電力会社の補完機関としての機能を果たせよということであつてはならないのじゃないかという感じがします。この電力に対しては、広域電源開発そして送電、そういうふうなことをやらせることにおいて、各電力会社の料金ができるだけ格差がないように一律化する方向に一步一步近づけていくというふうな期待といふものがなければいけないのではないだろうか、そういう感じがします。ところが、単に補完的機能を果たすだけだということになつてくると、そういう国策会社としての電力に対する期待といふようなものは持ち得ないというふうに考えるのですが、あなたはどうか見解ですか。

○山本(幸)政府委員 先生のおっしゃるとおりだと思います。現在電力会社は九つに分かれておりまして、地域的な独占をやつておりますけれども、その間における広域的な運営が非常に重要であるといふこととございまして、これにつきましては九電力同士も共同開発、あるいは電力の融通等によつてそ

ういう広域的な運営をやつておりますけれども、さらに電力というのはその中心に立ちまして、そのした九電力間の広域運営あるいは共同開発の中核的な役割を果たしておるといふふうに考えております。

○中村(重)委員 単なる補完的なものだといふので、九電力の間に細々と電力が気兼ねしながら事業運営をやるといふようなことであつてはならない、そのことを強く要請したいのです。それから、もう一つ私は国策会社としての電力に期待をするのは、今開発途上国に対するところの技術協力等をやらせているわけですね、運転指導であるとかそういうことで、その電力が開発途上国に電力会社を設置するといふところまではやらせていないのだ。そういうようなことは適当でないといふお考え方だろうか。私はそうではなくて、電力に国策会社としての機能を十二分に發揮させるということならば、今電力がやつていふような事業をもつと拡大をして、申し上げたように電力会社そのものを建設をさせる、そのことが途上国の発展に大きく寄与する感じがしてならないのです。その点は大臣からお答えをいただきます。

○山本(幸)政府委員 先生のおっしゃるようなことは十分に検討に値するといふように考えております。現在、御承知のように途上国に対しては、技術協力とかあるいは運転員の訓練、研修あるいは具体的な途上国自体の水力開発についてのアドバイザーといふようなことをやっておりますけれども、先生おっしゃつたような会社をつくるということになりますと、いわゆる資本協力という形になるわけでございますけれども、将来の方向としてはそういうことも検討に値するといふように考えております。

○中村(重)委員 今事務局から検討に値するといふような答弁があつたのですが、これは大きな問題なんですから、この点はひとつ大臣からお考え方を述べてもらわなければ。

○渡辺国務大臣 今技術協力はやつていますね。インドネシアのアサハダムの発電所なども大変な協力をした。資本協力をしようといふことになると、原則主義の現在の料金体系の中で今の電力会社ができるのかどうか、法律の問題もあるでしょう。別会社でもつくらなければいかぬのかどうか、失敗することもありますからね。しかし、電源開発なんかもむしろ同じ問題があるけれども、私は場合によつては、やはり今後中国を初めいづれは必要はあるわけですから、私はこの利用の仕方ができるように、法律上難しければ直していいから、私はやるような方向に持つていくことがいい。これはよく研究、検討させます、できるうちに。恐らく今は法律上できないんじゃないか。今は何か法律上問題があつてできないんじゃないから、ですからそこらのもも検討させたいと思います。

○中村(重)委員 今のところ、二十五カ国百二十七件に技術協力とかやつていふのです。大臣、そういうことなんです。ですから、相当この点は重視して対処してもらふ。渡辺通産大臣の存在しているときにこういうことをやつたといふようなことにならぬと、あなたはさすがにニューリダーの通産大臣だと高い評価を受けるらしいの、それは非常に果敢な対応が必要だらうというように私は思うのです。私、期待しているのだ、あなたに。だから言うわけで、決しておだてたり何かしているわけじゃない。

まだいろいろあるのだけれども、時間がたちましたから、次に高圧ガスの問題についてお尋ねをするのだけれども、改正案では高圧ガス保安協会の民間法人化を図る、こうあるのですが、その各種規制の緩和、その主たる内容としているのはどういふことだろうか。それは保安対策といふものが一番中心になつていふのではないかと、うううに思うのですけれども、ただ高圧ガスに対してのいわゆる事故防止、保安の強化といふようなものは、これは国の責任といふものはいささかでも軽くなつてはいけな、そういう対策から逃避して

はならぬと私は思う。むしろこれは、保安対策強化という面から国の責任をさらに強めるような方向でなければならぬというように思うのだけれども、ここの点はどうか考えになつていらつしやるのです。

○黒田(明)政府委員 基本的な認識の問題といたしまして、私も中村委員御指摘のように、高圧ガス保安協会の民間法人化によって、いさかかも保安の後退があつてはならないのみならず、より一層効率的な確かな保安行政が実現できることを期待している次第でございます。

今回の法律案によりまして改正をいたします主要な点は、高圧ガス保安協会に出資しております国の出資を返還させるための措置をとること、それからこの関係がございまして主として経理面、資金計画等につきましてできるだけ行政の介入を減らすというようなことを行いたいと思つております。

それから役員を選任につきまして、これは理事長等は現在のところ通産大臣の任命でございすけれども、自主的な選任を前提として大臣の認可制にかけるというふうに考えております。

それから業務範囲を拡大いたしまして、現在高圧ガス保安協会ではできる行為、業務が列挙されているわけですが、業務が列挙されているわけではございません、この知識、経験を生かして新しい業務で社会的な役割を果たし得るようなそういう業務の道を開きたい、かような点を主要な改正点としているわけでございます。

最初の、保安行政の後退があつてはならない、これを増進すべきだという観点からこれを見てみますと、高圧ガス保安協会設立のとき、昭和三十八年でございすけれども、高圧ガスの製造あるいはこれを貯蔵し販売する事業所というのが大変にふえてまいりました。それから製造方法等につきまして相当な技術革新がございす。生産形態もコンビナートとかいろいろ変わつてまいりました。そういった実態を踏まえて、官の保安行政のみでは十全の保安を期することができない、むしろ

自主保安行政ということ而努力すべきであるという観点から、高圧ガス保安協会なるものが特殊法人として設立された次第でございす。

今回、この自主保安体制を強化するという意味合いにおきまして、もともと行政改革から出た考え方でございますけれども、これを機会に高圧ガス保安協会の自主性というものを重んずる方向で、自主保安体制の確立に高圧ガス保安協会が積極的な役割を果たすように期待いたしている次第でございます。

○中村(重)委員 そうすると、もう時間が迫つてきたのだけれども、協会の自主的な運営と国の指導監督との関連はどういうことになります。

○黒田(明)政府委員 現在、高圧ガス保安協会に評議員会という制度がございす、これは協会の中から適当な人が選任されまして、高圧ガス保安協会の運営につきまして種々議論をしているわけでございますけれども、今回これの大幅な活用を考えたいというふうに思ひます。そういうことで自主的な意見が高圧ガス保安協会の運営面におきましていろいろ反映されると期待しております。それから、高圧ガス保安協会の自主的な活動によりまして、現在の技術革新に十分に追いつき得るような自主保安の技術基準等の作成を期待いたしております。それから、新しい業務範囲といたしましては、対外的な関係で保安技術の協力問題でありますとか、あるいは輸出する器具についての保安面のチェックを期待いたしております。

こういったことで自主的な活動を期待するわけでございますけれども、一方公正さが必要でございます、そういった観点から、役員などについては選任の認可を必要とするわけでございますし、技術基準などについてもその主要なもの、重要なものはむしろ国の技術基準として取り上げて、高圧ガス取締法でこれを通産省令で制定していくというようななかみ合わせになるものと考えております。

○中村(重)委員 事故の状況等尋ねたかったので、省略します。

五十三年の法改正で認定保安センターを設置するということになったのですが、この成果はどうだろうかということですね。時間がないので、私はある程度調査をしているものですから申し上げるのだけれども、どうもせっかく法律で認定保安センターをつくつたのに遅々として認定機関がでないのだね。それからもう一つは、公益法人にするとか協同組合化しろということをやったんだけれども、こつちの方も余りできていない様子はない。そういうことについて必要なしというお考え方に立つておられるのだろうか。

それから、保安の確保を図るということになつてくると、センターの経理関係というものが大切になってくるので、一区域に複数の保安センターがあることになれば、一区域に複数の保安センターができてくると一つのセンターは加入者が少なくなるんだから、それだけ経理の強化ということにつながつてこない。だから、一果一センターというものが望ましいということであつたのです。そのようなことが常識でなければならぬのかかわらず、そうなつていない。これはどうしてだろうか。課長がきょうお見えですが、この認定保安センター強化のためになかなか精力的に取り組んでおられるということは伺つており、これを評価しておるのです。ですから、課長は最近この任につかれたのですが、長い間、五十三年以来今日まで私がこう言わなければならぬということでは話にならない。この点について局長からひとつお答えをいただきたい。

○黒田(明)政府委員 この認定保安センター制度は五十四年十一月から発足いたしているわけでございますが、認定保安センターは、その後私どもが見解では相当数に達しているというふうな考えであるわけでございます。五十四年は、十一月であつたこともあつてわずかに三件でございましたが、次第にその数をふやして五十九年度末では百六十九に達しております。ただ中村委員御指摘のように、非認定調査機関も、当初四百八十ございましてのが二百五十八にまで減つておりますけれども、

でも、なお数が多いという点については、私どももこれを認めなければならぬというふうに思ひます。この加盟している個数で見ますと、認定及び非認定を含めまして全体のうちの七割が認定保安センターの調査を受けているという格好になつておりまして、カバー率と申しますか、こういったものは相当に高くなつてきているというふうに思ひます。ただ私どもとしては、非認定のセンターをできるだけ早く、できるだけ多く認定保安センターにいたしたいと考えておりまして、これをすべて認定保安センター化する覚悟で現在都道府県及び関係業者に対して強く指導をいたしております。

それから、一果一センターということでございますが、これについては、販売業界全体にいろいろな要因がございす。農協系もございすけれどもいろいろな系列がございまして、全体として一本にまとまるというのは、ある地域においてはできておりますけれども、その他の地域においてはできていない。そしてまた、一概に一果一にするのがいいかということになりますと、中村委員御指摘のように経理の問題もございすけれども、やはり商業上のそういう系列等もある程度考えなければならぬと申す、競争ということもある程度は必要でございすので、これを一つに取り仕切るという点については行政上ちよつと無理があるのかというふうなことを考えている次第でございます。

○中村(重)委員 一果一センターということは余りに広域過ぎて問題もある、そういうことは全くないとは私は言わない。しかし、今あなたのお答えの中に出てきた系列化ということ、いわゆる系列のセンターをつくるということは商業戦略なんです。これでは保安の万全を期するということができない。だから、せつかく非認定を認定化する、できるだけ経理の強化を図っていくというような方向で努力をするという決意を明らかにされたんだから、そういう商業戦略で系列化というものを当然のこととして容認をしていくということは正

しくないと思ふ。その点は、時間がないから、ノ一であれば答えてください。なるほどそういうことで努力しなければならぬんだということであらばお答えは要りませんから、そういう点に十分留意して対処してほしいということを申し上げておきます。では、答えがあれば答えてください。

○黒田明政府委員 一つの有力な御意見とは存じておるのですが、やはり地域にはいろいろな事情がございます。そのとおりにやりますと申し上げるにはまだちょっと私もその勇氣がないのでございます。

○中村重委員 努力をして、そのことが保安の確保という面から重要だということだけは認識しておられるようです。事情があるので思つたとおりいきませんというだけのことなんだから。

次に、原油価格の問題について、大臣から見通し等について確実なことは言わなかったもので、あれ以上の答弁を私は期待しないけれども、ただ大臣、LPGが原油等に均衡して下がっているんだ。ところが、LPGの価格というものは全く下がらない、小売価格はそのままです。調べてみると、一キログラムが三円しか下がっていないんだ。こういうことから小売価格は下がらない。どうしてこんなに原油、LPGあるいはLN Gも安く入ってきているのに下がらないんだ。これは、行政指導をよくおやりになるんだけれども、下げる行政指導にはどうも消極的なような感じがしてならないんだ。この点はどうか。

○島山政府委員 ただいま御指摘のように、LPGの小売価格が下がっていないというのは事実でございます。LPGにつきましては認可料金でもございませんで、本来、市場メカニズムに基づきまして、コストが下がれば競争を通じて下がっていく、そしてそれが小売価格に反映されるというのが筋であらうというふうに考えておりますが、御指摘のように下がっておりませんので、今後とも十分物価状況を注視いたしまして、必要な適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○中村重委員 これで、後藤委員の時間まで若干食い込んだので終わらなければなりません。大臣、やはり保安の問題と重要な関連がありますから、このことだけはひとつこういう動きがあるんだということに耳にとめておいていただいて、適当な対処を期待したい。電気工事士法、電気事業法に関連をする問題なんです。これは、有能な野田商工委員長、佐藤肇理事ほか与党の理事の諸君は十二分にこの問題を承知をしているわけです。

電気事業法によつて自家用というのが、屋内はみんな自家用でやったわけですから、電気事業法の改正のときにきちつとそう決まったわけですね。ところが、電気工事士法の一般電気工事、これは主として木造、それから鉄筋コンクリートは自家用。木造である一般電気工事は電気工事士としての免許を持たなければならぬ、より高度な技術を必要とするところの鉄筋コンクリート、いわゆる自家用、これはだれでもできるという仕組みになっている。こんなふざけたことがあるのです。その当時は自家用は少なかったわけなんです。今はみんなそうでしょう、鉄筋コンクリートの自家用ばかりですよ。だから、これは確かに盲点であつたというのか、見落としであつたというふうに思つてゐるのです。

今、その点について、これではいけないというので、電気工事士法の改正、いわゆる実務年限というものを、電気工事士、主任電気工事士ということで八年とかあるいは十年とかいうような、そういう実務経験というものを持った者でなければできないというような法改正が必要である、そういう動きが出てゐるのだが、恐らく佐藤肇理事を初め自民党の与党理事の諸君も、委員長は言うまでもなく、その必要性を認めてゐると思う。

ところが、これは建設省、建設族が大変な猛反対。一級建築士とか二級建築士とか、我々がそれは責任を持つてゐるのだ、いわゆる自家用というやうなものにまで電気工事士、免許を持った者でなければならぬということになってくると我々の

分野に食い込んでくるというような、そういうこととで猛烈な反対運動を起こしている。よくよく調べてみると、もう建設協会というのは強いでしょう。大きな団体でこれにはみんな建設省から天下つてゐる。専務はずつと建設省の天下りの専務。これと建設省の現役の者と提携をして、こういうものをやらせてはいかぬというような動きが活発に行われてゐる。しかし、これは見過ごしてはなりません。

ともかくこれは、より高度な技術が必要とするものは電気工事士としての資格は要らない、そして木造建築のようなのは電気工事士の免許が必要なんだなというところが許されてまかり通つてはならないでしょう。だから今議員立法で実はこれをやろうと自民党の方はまとまつたというので、我々もその原案を見てもらつて、これを修正しなきゃならぬと思つて修正準備もしてゐるのです。ところが、肝心の自民党の方が、どうもはつきりした態度を今日に至るまでまだ決めてゐない。

ところが、この電気工事士法というのは、議員立法ということよりも、通産省に責任があるのだから、閣法で改めるものは改めるというぐらゐの責任を持つて対処していかなければならないのだらう。これは議員立法というものを軽視するつもりではありませぬ、我々はほとんど立派な法律をつくつていくという姿勢がなければならないので

すから。しかし、自分たちがやりにくいから議員立法でやつてもらおうなんというやうな、そういう態度で通産省が対処するということは適当ではないという意味で、私は、保安の確保という面で非常に重要ですから大臣に申し上げたわけですが、まだいろいろ申し上げたいのですが、時間が食ひ込んで申しわけないから、こういう動きについてひとつ大臣からお答えをいただきましょう。

○野々内政府委員 電気工事士法ができました当時といろいろ事情も変わつてきたということもあり、また、最近いろいろな方面から御要望があるということも承つておりますので、現在、鋭意勉

強させていただいてゐるという状況でございます。

○渡辺国務大臣 御説もつともなところが多いのですが、内容を私は知悉しておりませんので、十分勉強をしたいと思ひます。

○中村(重)委員 これで終わります。

○野田委員長 後藤君。

○後藤委員 まず、大臣に一つお伺いをしておきたいのです。

先ほど先輩の中村委員が、一時間の持ち時間の質問が二十分ばかり超過いたしました。それほど実は今度の消費生活用製品安全法等の改正案といふこの法律については、いろいろ質問をしていけばいくほどたくさんさんの問題があるのです。ところが、消費生活用製品安全法等、この「等」という形の中へ全部はうり込んでしまつて、そして、大変短い質問時間の中でこの重要な法案の審議を終わらせようとしてゐる。

これまでは、いろいろな法律というものは、立法院で長い時間をかけて、そして非常に重要な重みを持たせて法律にしているわけなんです。ですから、一つ一つの法律のこれまでの成立過程なりその背景なり、さらにはまた見直すべき問題点といふものを十分に審議をしていきながら、よりよい法律にしていくというのが、私は法のたてまえだろうと思ふのです。

ところが、第二次臨時行政調査会が発足をし、そして行革国会でも特別委員会の委員として質問もしてまいりましたけれども、最近どうも、こうした法律を一掃にしてしまつて、そして簡単にこれを成立させていこうとする姿勢が非常に強くなつてゐる。私は、そういう慣習はやめさせていくべきではないかと思ふのです。どんなに時間がかかつても、やはり一つ一つの法律の重みを大切にしながら審議を尽くしていく、こういう姿勢が私は必要だろうと思ふのです。今度も質問するに当たつて、大臣が提案理由の説明をされました。そしてこの消費生活用製品安全法等、一体どういふものだろうかということとで相当勉強

してみたりでありまされども、九本の法律の成立過程から、あるいは今度の、政府側から言わればごく技術的な改正だというように言われるかわかりませんが、なぜそうなるのかという点については、私たち立法府にいる者としてはどうしても詳しく勉強したいし、問題点もつかみ取りたいという気持ちが大変強いのです。今回もう既にこの法律の提案がされて審議に入っているわけでありまされども、通産大臣に、これからはもういった一括していくというような姿勢をとらないで、時間をかけて一つ一つ審議をしていくべきである、そういうお考えを私はぜひこの際聞かしておいていただきたい。私もこれからわずかな時間で、九本の法律の中でわずかに二本しか実は質問ができないという状況なんです。ぜひこの点をひとつ大臣からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 審議をしたいという立場からすれば、後藤委員のような御意見もあるかと思ひます。しかしながらその一方、似たような改正をするのに九本ここの法律案をかけるということになったのでは会期中に到底、それは衆参両院あるわけですから、通すのは非常に難しいんじゃないか。そういうような点から考えまして、その趣旨とか目的が同じような似たようなものである、改正内容も全く類似したものである、それから行政改革の観点からなるべく簡素化できるものは簡素化する、形式論、手続論等ではいろいろ議論もありましようが、というようなことで、実は今回一括法にさせていただいたわけでございませう。国鉄なども一つの法律で百本ぐらゐの法案を直すというようなこともやっておるわけなんです。ですから、ばらばらにみんな法律を直していくということとはよさそうにも見えるけれども、それまでの必要があるのかどうかという問題もございませうから、法案の内容によりけりだ、そういうことで、御趣旨はわかりますが、今後一切一括法を出さないというお約束もここではいたしかねる、私はその中身によるところと存じます。

○後藤委員 これは、この法律を質問するに当たって私の強く感じたことであります。これからはそういう姿勢をぜひ大切にさせていただきたいということをお願いしておきたい。

そこで、時間が大変食い込んでまいりまして遅くなつていきますので、手短、足早に幾つかの問題点を質問してみたいと思ひます。

最初に日本電気計器検定所法の一部改正について御質問をしておきたいと思ひます。

この日本電気計器検定所というのは、一般の特殊法人と比べてみても独立採算性をもって、運営の面においても、あるいは技術水準等においても国際的にも大変権威ある水準に達している、こういうように私は聞いておるわけですが、そういうように理解しておいてよろしいでしょうか。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。

先生のおっしゃるとおりでございます。今回の法改正は検定所の実施している業務に特に具体的な問題があるというのではなくて、むしろ臨調答申において指摘されております特殊法人等の民間法人化という動きの一環として実施するものでございませう。

○後藤委員 そういう私の指摘のとおりだといひますと、ここで民活という言葉がよく使われていくわけですが、あるいは活性化ということ、民活とか活性化というのが最近ひとり歩きしてしまつて、その中身の検証というものがほとんどない中で行われているわけなんです。日本電気計器検定所というものが、これまでの企業内の努力で大変高い技術水準にあり、立派な業績をおさめているというところであれば、必ずしもその機構を変えていかなくてもいいのじゃないだろうかというようにも考えるわけがあります。この点は一休いがなものであると、今までのところこういう点が弊害があるとか、あるいは支障を来しておるか、あるいは問題点がこういうところにあるのか、したがって臨調の答申もあつて今度は特殊法人を民間の法人に変えていくのだということなのか、あるいはここに提起されておる法人というのはどうも

純粋の民間法人でもなさそうだし、この辺の理解は一体どうしておけばいいのかお伺ひしておきたい。

○山本(幸)政府委員 今回のこの法人についての改正でございますが、先ほど申しましたように、臨調の答申において指摘されておりますように、社会経済情勢の変化に対応して特殊法人等の改革を進めるといふことで行われるわけでございませうが、具体的には政府資金等に依存する体質から脱却する、そして自立的に経営を行ひ得るような環境を整備するということでございます。これによりまして経営の活性化とか事業運営の効率化を図ろうということでございます。

先生御指摘のように、こういう形の法人がどういふ性格のものであるかということにつきまして、これは大変難しい問題でございます。従来型の特殊法人とは異なつた法人ということでございまして、強いて申し上げれば特殊法人が民間法人化された法人というように性格を持つてはなないかというふうにも考えております。

○後藤委員 簡単にお答えいただきたいのですが、政府の出資がなくなつていけば活性化する、これは言葉集まりをとつて大変恐縮ですが、この辺はひとつ確認をしておきたいのです。どういふ活性化がなされていくのかということをお聞ひ結構です。

○山本(幸)政府委員 政府の出資がなくなることによつて全部自己資金ということになりますので、その運営がより自由になるというふうな考えのわけでございませうが、そのほかに具体的な活性化としましては、この機関は従来非常に高度な技術能力あるいはノウハウを蓄積いたしておられます。こういうのを活用しまして、今後認められる新たな目的達成業務あるいは新たな関連業務というふうなところにも大いに進出してもらいたい、例えば自動検針システムの開発とか、あるいは新しい電気装置の測定装置についての開発等々について大いに活躍をしていただきたいというふうなことを考えておるわけでございませう。

○後藤委員 臨調の最終答申の中で、消費者の理解を得つ、あわせて計量に関する国際機関との関係を勘案してするように条件がつけられた。この消費者の理解を得る努力というものはどのようなものか、あるいは国際機関との関係というのはどうなのか、あるいはこの種の計量検定というものは国際的にどのような位置づけにあるのか、民間で大きいやられておるのか、それとも国なり公共団体なりが主としてやられておるのか、この点をお聞ひしたい。

○山本(幸)政府委員 まず御指摘の消費者の意向というところでございませうが、今回の改正案の作成に当たりましては、昭和六十一年三月五日に、消費者代表も加わつて、学識経験者から成ります計量行政審議会の了承を得ておりまして、消費者の御意見も十分に入つておると思ひます。

さらに、この民間法人化につきましては、国の出資の返還等に伴ひまして財務、会計といった経理面からの規制は幾分緩和いたしますけれども、役員選任の認可とかみなし公務員規定あるいは事業計画、予算計画の認可というふうな、いわゆる業務の公正、中立性というものを確保するような措置は引き続き講ずることになつておりまして、消費者の理解を十分に得られるものと考えております。

さらに、御指摘の国際機関との関係でございますが、国際機関といひましては、国際法定計量機関、OIMLというものがございまして、我が国もこれに加入いたしておりますが、この国際機関の要請をいたしましては、電気計器にかかわる型式承認あるいは基準器検査、こういういわゆる計量行政の根幹をなす業務につきましては今後とも国あるいは検定所が実施することが必要であるというところになつておるわけでございませう。今後とも国際機関であるOIMLの意向に沿つておると考えております。

○後藤委員 今の水道やガスメーターというのはどこが検定をしているわけですか。

○山本幸政府委員 都道府県でございます。

○後藤委員 そういうように消費生活にとつてこの計量というものは、計量法でもそうでなければ、基準が非常に厳しく規定をされていなければ、もしその計量器が誤差を生むことになりますから、家庭生活、家計に直接大きく影響するわけですから、恐らく特殊法人として日本電気計器検定所というものが法律で定められ、あるいはまた計量法の中でも特に位置づけられておいたのだらうと思うのです。先ほど私が指摘しましたように、そういう重要な水道なりガスメーター等が、計量法の中におきましては八十六条で都道府県もこれをやるということになっているわけですね。

ですから、民間に移されて、民間法人に移行されていく、しかしその民間法人というものが純民間ではなくて、先ほどの部長の答弁の中にも純民間のように、一定の特別の法人的性格を持っているというところでありまして、この水道やガスメーターと同じように電気の計器等につきましても厳密に公正に行われていかなければならぬわけですから、その担保をこれから行政の指導の中でどのように明確にしていくのかということについて聞いておきたいと思つてます。

○山本幸政府委員 先生御指摘のように、電気計器の検定というのは大変高度な電氣的な知識とか技術が必要でございます。そういうことから計量法上も、従来からこの電気計器の検定を専門的に行う検定所に実施させることになっておるわけでございます。これに對しまして水道あるいはガスメーター、これにつきましては、各地方にたくさんある事業者がございまして、そのメーターの内容も千差万別であるということでございまして、受検者の便宜を重視しまして現在では全国の都道府県に検定をお願いしているということでござい

ます。そこで、今般、この検定所の事業の独占性を排除するという観点から、いわゆる指定検定機関という制度を導入することとしたわけでございます。この指定に際しては、電気計器の検定につ

いての検定所と同等以上の能力を有する民法法人を指定するというにいたしております。しかも、その指定機関に対しては、公平性あるいは中立性を担保するために、業務面とか人的面での十分な規制を行うということを考えておきまして、そういう意味で、計器の適正、公平な計量の確保上特に問題はないと考えております。

ちなみに、計量法上こうした指定検定機関制度については公営用の計器について既に導入されているところでございまして、

○後藤委員 今答弁があつたように、計量法の改正で指定機関でやらしていく、それについては日本電気計器検定所と同等あるいはそれ以上の水準を持ったものを指定をしていくということのようでありまして、冒頭に私が申し上げたように、国際的にも大変高い評価を受けているこの検定所に対して、競合法人をどうしてもつくつていかなければならぬ、あるいはつくることがあるという背景をお聞かせいただきたいのです。

○山本幸政府委員 お答え申し上げます。

現在検定所が行っている業務のうち、電気機器の検定と型式承認にかかわる試験事務につきましても、技術的、定型的な判断によつて行い得るものであり、民間の技術能力が向上した現在では、民法法人であってもその能力、すなわち技術的な能力とか経理的基礎を有するものであれば、所要の監督規制があれば十分であるのであらうというふうに判断されているわけでございます。こういう状況でございまして、今回の臨調の答申におきましても、制度的な独占の排除という趣旨から、電気機器の検定と型式承認にかかわる試験事務については、先ほど言いましたような指定検定機関の制度を導入して民間法人による新規の参入を可能とするという方向で検討するようにということでございまして、

ちなみに、それ以外の現在検定所が行つております業務につきましても、こうした民間の方には移管しないということで考えております。

○後藤委員 新しい指定機関ですが、これが今ま

での電気計器検定所が行つてきているような、特殊法人としてやっているような、それ以上の厳密な検定・検査をしていくということについて厳しい指導がなければならぬのですけれども、もし仮に手抜きといひますか、これはすべてを検査するのではありませんか、そういう点の査察といひますか、そういう点はどういうようになっていくのでしょうか。

○山本幸政府委員 お答え申し上げます。

この指定に際しましては大変厳しい条件を課しております。その内容につきましては、計量器等に関し試験等を現在行っている民法法人であり、かつ省令で定める設備や人員を持つていふこと、あるいは検定業務を的確かつ円滑に行うのに必要とされる基礎を有すること、あるいは役員もしくは社員の構成またはその業務の内容が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることというように厳しい要件がございまして、こうした要件に反する場合にこれを取り消すというところでやる予定でございまして、

○後藤委員 消費者保護、法的中立性あるいは適正計量については、国会でもこの委員会でも計量法の改正のときあるいはこの種の法改正の場合に常に指摘されているわけですが、この点をひとつ厳しく指導していただきたいということを要望しておきたいのです。

それから、業務の範囲に関する規定の改正が提起されているわけですが、日本電気計器検定所の業務に、目的を達成するために必要な業務等を追加する、この中身についてどういふことを考えておられるのか。これは大臣は承知しておられるでしょうが、部長でも言つたら失礼ですが、お答えいただきたいと思つてます。

○山本幸政府委員 先生御承知のように、この機関は過去大変高度な技術力あるいはノウハウを蓄積してまいつております。今回この検定所の業務の拡大しようというところでございまして、これはこうした蓄積されました技術力あるいはノ

ハウを社会的に活用する、また同時にそれによりましてこの検定所の財政的な基礎の強化に資するということを考えております。

具体的な内容を例を挙げて申し上げますと、一つは例えば自動検針システム等電気の計量に関する新製品の開発、これは今後御承知のように負荷平準化のために季節別、時間帯別の電気料金制度が必要だと考えておりますが、そのための大前提がこの自動検針システムであると考えております。非常に重要な技術開発でございまして、あるいは電気諸量の超精密測定装置というのを今開発いたそうと考へておきまして、例えば医療用など、非常に応用範囲の大きいものでございまして、こういうことにつきましても日電検の過去の技術が非常に役立つというふうに考へております。

○後藤委員 大臣、今度の改正法で役員人事については大臣が認可権をお持ちになつていくわけですが、大変重要な仕事でありますから、ただだれでも役員を安易にということではないでしようけれども、置けばいいという性格のものではないわけですね。とりわけこれまで特殊法人というのは、間々見られておりますように天下り的な場所になされがちな面が非常にあります。大臣が先ほど来答弁しているところでは、天下りが必ずしも悪いというわけじゃない。いい人材はどこで働いていただいても結構なことでありまして、これはまた電気の問題でも指摘をしておきたいわけですが、内部からの登用ということ、そして意欲を持たせていこうという検定の業務に携わつていくという方向をとらせていくべきかと思つております。そういう意味でこの人事等について、公正にしかも中立的に政府は判断をしながら役員認可をしていくように考へていただきたいと思つております。

○渡辺国務大臣 それぞれの機関で役員を決めて政府に認可申請を出すということですから、普通の場合は認可されないような人を決めてくることは考えられません。我々は公正、公平に認可をし

ていきたいと思ひます。

○後藤委員 検定所の運営審議会の構成はどういう顔ぶれといひますか階層から成つてゐるのでしょうか。

○山本(幸)政府委員 御指摘の電気計器検定所の運営審議会でございますが、これは現在定款によつてつくられて運営されております。今後はこの法律改正をしていただきましますならば法律上の審議会ということになるわけでございます。現在会長以下十三名で成つております。

○後藤委員 今度の法律の提案が消費生活用製品安全法等、先ほど来何回も申し上げておりますが、消費生活を大切にしていける製品の安全の法律でありますから、私はこの運営審議会等に対しては、消費者の代表といふか消費者の代弁者といふものをもう少し窓口を広げて参加をさせる努力が必要だと思ひます。それから審議内容等も、別にその秘密にする必要はないわけですから、公表しオープンにしていく努力も大切だと思ひます。すけれども、この点いかがでしょうか。

○山本(幸)政府委員 現在この審議会には消費者の方が二名入つております。十三名中二名入つております。またいわゆる学者の先生方が四名といふことでございます。今後この審議会につきましては、具体的な事項につきましては検定所の自主的な検討のもとに定款で定めていくということにならうかと思ひます。

○後藤委員 ただ、定款を定める際に行政の側が全くタッチをしないといふことではないだらうと思ひます。この点は、ひとつ消費者の代表をより多く加えていくという指導といふか努力をひとつ要望しておきたいといふことです。

それから、この電気計器検定所法がこの国会で審議された際も、使用の終わった計器の追跡調査をしていくべきではないか、その体制の強化といふものが附帯決議等につけられたと承知してゐるわけですが、そこでエネ庁の公益事業部あるいは電気事業連合会、検定所三者が合同でこういう調査をされているといふふうに聞かれますが、こ

の検定期間の満了計器の不合格率は、ごく最近の例で一、二回ですか、何か四年ごとに行われるといふふうに聞いておりますけれども、傾向としてはどうなつてゐるのでしょうか。

○山本(幸)政府委員 不合格率でございますけれども、最近は大体〇・三ぐらいらしいでございます。その目立つた変化はないといふことでございます。

○後藤委員 個数としてはどうですか。

○山本(幸)政府委員 不良率の個数でございますか。ちよつとそれではもう一回……

○後藤委員 それではそれは後で調べていただきたいと思ひますが、相当厳密に検査をして合格をしてゐる。それでも検定期間が終了した後四年ごとに検査をしてみると、やはり不合格になつてゐる計器が出てきてゐるという。それほどこれは大変微妙といふか精度の高いものを求められてゐるわけでありまして、それだけに私は電気計器検定所あるいは通産大臣が指定する機関に対する厳しい指導が必要であるといふことを強く言つておきたいわけでありまして。

そこで、時間がなくなつてまいりましたので最後になりますか、この検定所に働いておられる皆さん方というのは、これまでの特殊法人から新たな民間法人になつていく、組織が変わつていくといふことになつてまいりますと、そのことによつて雇用の面あるいは労働条件等の面について不安感を持つのは当然だらうと思ひます。とりわけ私がお聞きしているのは、これから四、五年たちますと、検査個数も減つていくといふふうに聞いているわけですが、そうなりますと、これまでも検査手数料といふものをずっと上げないで、企業努力を重ねながら今日までの成績、業績を残してきておられるが、これからはいろいろな点で難しい局面になるのではないかと心配もしてゐるわけですが、これまでの特殊法人から民間法人になつていくことによつて、こうした雇用の面あるいは労働条件等の面について心配のないように、これは政府としてもひとつ明確にこの問題についての

確答をお願いしておきたい。

これはこれまで、例えば日航を廃止をしていく場合、あるいはアルコール専売等がNEDOに行く場合、私も強く要望をしております。通産の方もこのことについては私も要望した以上に努力をされてきたことについては大変敬意を表するわけでありますけれども、しかしこれからはなかなかそうもいかないということになつたのではこれまで大変でありますから、やはりそこで働いておられる人々、努力してゐる者にはやはり報いていく。雇用の安定の面あるいは労働条件が下がつていかないうちに、ひとつ大臣の方から明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 大変温かいお心からの御心配、感謝いたしたわけでございます。

この検定所の仕事でございますけれども、先生御指摘のように多少減りぎみではないかといふこととでございますが、これは、いわゆる電力量計の検定の有効期間が七年から十年に延長したといふことで、若干一時的な現象として減つてはおります。しかし、こうした検定個数の落ち込みといふのはやはり一時的なものであらうといふふうに考へておりました。検定所の運営に大きな影響を与えるものではないといふふうに考へております。検定所の例えば手数料その他につきましても、今後その検定に要する実費を勘案して厳正に決めていきたいといふふうに考へておりました。今後職員の労働条件等につきましても十分に配慮していきたいといふふうに考へておる次第でございます。

それから、大変恐縮でございますが、先ほどの御質問で、何個不良品があるかといふことでございまして、〇・三といふことで、約三十個といふことでございまして。

○後藤委員 今の雇用の問題あるいは労働条件等については強く私からも要望を申し上げて、時間が大分経過して恐縮でございますが、次に電発法の改正について二、三お聞きをしておきたいと思

います。

その一つは、横江委員からも指摘され、また中村委員の方からも、るるこれからの電発のあり方といふことに対して大きな期待感を含めながら幾つかの要望事項もあつたと思ひます。今度、これは技術的な改正なので、もつと突っ込んだ、本當を言えといふような議論も、九電力体制のもとにおける電発の役割といふものをどう位置づけていくかといふことについては深い議論がなされていくべきだと思ひますが、きょうは時間がございますので二、三点に絞つて御質問をしてみたいと思ひます。

一つは、総論的なことで恐縮でございますけれども、これから電発は経営機能を活性化していくのだといふことを言われておりますけれども、電氣事業の中でのどういう役割をこれから果たさせようとしてゐるのか。この点がどうももう一つイメージとして私には明確に受けとめられないわけですが、長い歴史を持つております。三十四年の歴史を持つてゐる。たくさん人のいるなすばらしい電源開発をし、あるいは技術を発掘をしてきてゐるわけでありまして、今度の法改正の中で、これからの展望として電発がどういふような役割を電氣事業の中で果たしていくのだろうか。このことについてひとつ明快な御答弁を総論的にちよつだいをしていただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 先生御高承のとおり、電源開発株式会社はいわゆるエネルギーについての重要な国策会社といふことで位置づけられております。過去の電発が行つてまいりましたいろいろな事業につきましても、既に御高承のとおりであるといふふうな考へております。基本的には私ども、そうした電力産業についての国策会社という位置づけを今後とも保つた上、こうした電発が、最近電力業界を取り巻く新たな情勢に十分対応できるようにといふことで活性化、あるいはさらに利益マインドといふものを持つた意味での企業として、活力を持つて展開していただきたいといふふうに考へてゐるわけでございます。

それで、いわゆる電気の国策会社としての役割ということでの幾つかの事例をいたしましては、やはり大きな意味では各地域にまたがる広域的な電源開発というのが基本になるかと思ひますが、それに加えていわゆる企業のリスクを超えるような難しい実証試験、大型技術開発というようなものも期待される。さらには国際的な展開が今後非常に多くなると思ひますが、海外の技術協力あるいは国際的な資源開発についての協力というようなことが今後期待されるかというふうに考えております。

○後藤委員 先ほど同僚議員の質問に対して部長が、今度の改正の中で附帯事業に関する規定を設けるという形になっているわけですが、その附帯事業というのはそう大きなものではないというふうな御答弁があったように承知をしているわけですが、附帯事業というものの定義について私はいくつ返して申しません。先ほどの答弁で結構ですからいいのですが、限界が附帯事業について考えられているのか。つまり、これから幾つかやる水力発電所の付近に公園をつくるだとか、あるいは石炭の灰の処理をどうとか、いろいろ幾つか挙げられました。しかし、ここでせつかく附帯事業に関する規定を設けているということになりますと、何でもやつていいということにもこれは——この電源開発促進法の中の幾つかの縛りがあるわけですが、限界というのがあるのでしょうか、その点をお聞かせいただきたい。

○山本(幸)政府委員 お説のとおり限界があるだろうというふうに考えております。附帯事業と申しますのは、本来事業との関連が直接的かつ明白であり、社会通念上本来事業とあわせその事業を営む妥当性が容易に認められる、したがってその会社自体がみづからこれを附帯事業と解釈して行うものというところから、難しい事業となりまして、現在ごさいいますように目的達成事業というところで通産大臣の個別の認可が必要になるというふうに考えております。

○後藤委員 電源開発株式会社の会社目的の中の二項の第三号のところに「電力の地域的な需給を調整する等のため特に必要な、火力、原子力又は球磨川その他の河川等に係る電源開発」ということで、原子力が入っている。先ほど来の答弁の中でA・T・R等についても御指摘がございました。もう一つ、一時大変注目を集めました重水炉、CANDU炉の問題等について、結局これは今後も継続して調査研究を続けるということで終わっているのじゃないかと私は思うのです。石油、石炭火力あるいは水力、それに原子力、こうしたベストミックス、いろいろ多様な電源というものを保持しておく必要があるだろう。とりわけ我が国の原子力の場合には、軽水炉のPとBだけではなくて、重水炉等についてもあるいはガス炉等についても、いろいろ多様な電源というものについて研究投資を怠ってはならない。そういうことができないのは国策会社と言われる電気で、リスクなこういう実証炉あるいは原子炉等はいくらも積極的にとらえていいのじゃないだろうかと思ひます。すけれども、こういうCANDU炉がその後どういうふうになつていくのか、今後継続して調査研究を続けていくんだというところでもつたままなのかどうか、その辺をお聞かせいただきたい。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように、A・T・Rは実証炉でございすけれども、CANDU炉は現在カナダその他で現実に行われております実用炉でございす。このCANDU炉の導入問題につきましましては、昭和五十四年八月に原子力委員会におきまして、現段階において導入についての積極的理由を見出しがたいという旨の決定がございました。そうした決定がございましたので、その後CANDU炉についての種々の調査を行うというところになつておりました。その調査は電源開発株式会社を中心に行われておたつたわけですが、現在通産省としてその調査結果の内容を検討いたしている段階でございす。

私どもとしましては、このCANDU炉につきましてはいろいろな面でプラスもあるだろうというところで、軽水炉について補充するような形の実用炉になり得るのではないかと見解を持っておりますが、ただいま申しましたように電気の行いました調査結果、それに基きましてさらに詳細な技術的な検討を経まして、今後原子力委員会の場でさらにこの問題を検討したいと考えております。

○後藤委員 電気は、通産大臣の認可を受ければ配当は法律上できることになっているんだと思うのですが、現在行われているのではないかと行われる、そうなるというのではないかと行われる、その点はいかがでしょうか。

○山本(幸)政府委員 御指摘のとおり、電気は配当を行うことができない状況でございす。現在行われているという状況でございす。

○後藤委員 政府が株を三分の二持っている。ここで配当がなされていくことになりまして、政府持ち株に対する配当の制限というものは恐らくないんだと思うのです。私もこれをずっと読んでみますと、十六条では「利息配当の特例」というのがありますが、政府持ち株には配当しないというの、開業前の利息の配当ということになつて制約されておりますから、これはできないんだらうと思ひます。しかし、今度は政府持ち株に対しては配当する。そうすると、これが仮に六%配当としても約八十五億圓ぐらいになつていく、その三分の二が政府の持ち株に配当される。仮に配当されると、これは一体どこに入るのでしょうか。

○山本(幸)政府委員 政府の持ち株の配当は、産投会計に入るだろうと考えております。

○後藤委員 産投会計に入りますと、これは当然産投会計の中の一一般財源になるわけですね。特に電源を開発するとか、あるいは電気のこれからの新たな事業に対して優先的に使用されるのかということにはならないだろうと思ひます。ここで私が矛盾というか要望というか考えると、政府持

ち株に対して配当を制限する、産投会計に入れてその産投会計の一般財源にしていくことはやめていくのだというようにすることとすると、特別の法律なり条文を起して改正案を出していくかなければならぬだろうと思ひます。これから企業努力ということも部長はお答えになつておりました。そして、企業努力によって配当が行われる、その配当の三分の二も政府に持つていかれてしまふ、しかもそれは産投会計で一般財源に使われてしまふ、これは大変効率的な配当の利用にはならないと思ひます。

これは、大臣は大蔵大臣をもう何回もやられてこの点は十分おわかりだと思ひますが、やはり目的財源というのは大変難しいと思ひます。すけれども、電気が企業努力をする、そのことによって配当ができるようになった、それが国庫といひますか産投会計に入つてしまふ、それが産投会計特別会計の中で使われていくというところは、もう少しこれに何らかの基金の役割は果たせないものはないだろうか。少なくともそれに見合う分については別に考えていくというの、あるいは企業努力に報いる道としてあつていいの、あるいは海外の経済協力等について電気にはひとつ骨を折つてもらおうということも部長も先ほど来答弁をされているわけですから、私もそう思うように思ひます。けれども、これについて大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 電電公社なども同じであります。政府が株を持つておりますが、売るのは売つても三分の一は残す。それは、やはり売つたものが研究機関の中に使へるという配当は入つたものであります。それから先は目的税的のきつこと結びつけるわけにはいきませんが、そういうことを配慮しながら予算のときに交渉していくというようにやりたいと思ひます。

○後藤委員 やりたいと思ひます。私はこれは大切だと思ひます。そうでないと、安易

に料金を上げていくとかいうことにもなっていくでしょうし、配当よりも料金を抑えてくれる方がいいというような要望だつて出てくるでしょう。ですから今の大臣の答弁は、もう少し決意的に、これから考えていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

時間がなくなりましたので、最後に一点だけ。

先ほど来、これから社長になり副社長になりという事で、役員は他の電気事業と比べて少し少ないのじゃないかと、あるいはこれから少しいくことに対しては、大臣からも御答弁がありましたので繰り返して申し上げませんが、ただ、広域電源をつくらせていくということは、これからますます電気の役割として大きくなるのではないだろうかという気がするのです。これまでのように、電気の需要が非常に多い場合は、どんな需要が高まっていくなかには、どの電力会社も大容量の電源を確保していかなければならぬという事で今日まで来ておつたと思うのです。しかし、景気が停滞してくる、そして電力需要というものが横ばいもしくは微増の状況に入っていくということになりますと、特にどの電力会社という事は別に例示的には申し上げませんが、ある電力会社等によつては、二百万キロの効率の高い大容量の電源じゃなくて四十万キロぐらいで当面はいいんじゃないかというようなことがあつたとしても、より効率の高い電源をつくる、百万キロオーダーのものをつくるということになりますと、そのサービスイリアにおいては過剰設備になつていくことになりまふ。そういうときに国家的なこの電気が、松島やあるいは松浦等でも見られますように、広域電源として運営されていくメリットがそこにあるだろうと思うのです。これからはそういう方向にも考えておられるかどうか、この点を一つ。

それから、やはり先ほど来皆さん方も指摘をされておりましたが、いろいろな環境学者あるいはエネルギーにかかわつておる技術者、学者等から

聞かれるのに、特に電気は石炭火力に対して大変な企業努力と研究開発を進めてきている、しかし国際的には、地球の温室化の問題とかあるいは酸性雨の問題とか、石炭を燃焼させることによる環境の問題等がいろいろ出てきているわけですね。私は、これに対しては相当強く研究開発していかなければならない、それをやるのは、大変な技術的蓄積を持つておる電気等が一番ふさわしいんじゃないかと思うのです。

先ほど来配当の問題で指摘をいたしましたが、そういうところに対する財源なりあるいは資金なりというものの確保と、その研究開発に対する指導助成というものについて、最後にこの広域電源の問題とあわせて大臣にひとつお聞かせをいただきます。私の質問を終わりたいと思ひます。

○野々内政府委員 電気が国策会社として、九電力の地域性という限界から来る問題について補完的な役割をするというのは極めて重要な機能の一つであろうと考えておりますので、今後、共同電源の開発について電気の果たす役割というものは当然大きなものになるうと考えておりますが、具体的プロジェクトに即して考える必要があると思つております。

もう一つ、御指摘のとおり石炭火力につきましても、電気に大変高い技術水準が蓄えられておりますので、IEAなどを通ずる国際協力あるいはアジア地域における国際協力におきましても電気の果たす役割は高いと考えておりますので、今後、こういう高い技術水準をより活用する方法で考えていきたいと思つております。

○渡辺国務大臣 法律が一部変わりましたが、今後とも電源開発の果たす役割は、その性格もそう変わるものではございませんので、やはり所期の目的のように、国策会社として有効にこれを使つていきたいと思ひます。

○後藤委員 終わります。

○野田委員長 次回は、明十六日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十四分散会

昭和六十一年五月六日印刷

昭和六十一年五月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W